

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 外1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月10日

【会社名】 クレディ・アグリコル・エス・エー
(Crédit Agricole S.A.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者代理
ジェローム・グリヴェ
(Jérôme GRIVET, Deputy Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス、セデックス、モンルージュ、92127、
合衆国広場 12番地
(12, place des États-Unis 92127 Montrouge Cedex France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 佐野 美由香
弁護士 岡田 行希
弁護士 完山 聖奈

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1914

【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

クレディ・アグリコル・エス・エー 第27回円貨社債（2025）	303億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第28回円貨社債（2025）	168億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第29回円貨社債（2025）	31億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	257億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	46億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	85億円
クレディ・アグリコル・エス・エー 第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）	53億円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年4月5日
効力発生日	2024年4月14日
有効期限	2026年4月13日
発行登録番号	6 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
6 - 外1 - 1	2024年5月30日	73,600,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		73,600,000,000円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

426,400,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

<クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）に関する情報>

注：別段の記載がある場合を除き、<クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）に関する情報>で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

第1 【募集要項】

本「第1 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）（以下「第27回円貨社債」という。）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）（以下「第28回円貨社債」という。）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）（以下「第29回円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第27回円貨社債>、<第28回円貨社債>および<第29回円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第27回円貨社債、第28回円貨社債および第29回円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1 【社債（短期社債を除く。）の募集】

<第27回円貨社債>

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第27回円貨社債（2025）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	303億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	303億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率（%）	年1.202%
利払日	毎年1月17日 および7月17日	償還期限	2028年1月17日

募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年1月10日	払込期日	2025年1月17日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) **第2次金融商品市場指令(MiFID II)プロダクト・ガバナンス/適格取引先、プロ投資家、リテール顧客（日本国内）ターゲット市場**

(a) 欧州連合の指令第2014/65/EU号（その後の改正を含む。「第2次金融商品市場指令」または「MiFID II」という。）、(b) 第2次金融商品市場指令を補足する欧州委員会委任指令（EU）第2017/593号第9条および第10条に規定される組成会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2023年8月3日付で欧州証券市場監督局によって公表されたガイドライン第19号において言及されている5つの類型を考慮すると、(i) 本社債のターゲット市場は、第2次金融商品市場指令に定義される、適格取引先、プロ顧客および日本国内のリテール顧客に限定され（ただし、リテール顧客に関しては、発行市場においては法人および企業に限定される。疑義を避けるために付言すると、これらは社団法人および財団法人等を含む。）、ならびに(ii) 適格取引先、プロ顧客およびリテール顧客（上記に定義され、また、発行市場においては上記のとおり限定される。）に対する本社債の販売チャンネルの全ては、販売管轄において適用ある証券法および規則に従って適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者（以下「販売会社」という。）は、組成会社のターゲット市場の評価を考慮すべきである。ただし、第2次金融商品市場指令に服する販売会社は、本社債に関して（組成会社のターゲット市場の評価を採用または改良することにより）自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを定める責任がある。

本社債について、上記に記載されている組成会社は発行会社である。

< 第28回円貨社債 >

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第28回円貨社債（2025）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	168億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	168億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（%）	年1.429%
利払日	毎年1月17日 および7月17日	償還期限	2030年1月17日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年1月10日	払込期日	2025年1月17日

申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店
--------	----------------------------

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) **第2次金融商品市場指令(MiFID II)プロダクト・ガバナンス/適格取引先、プロ投資家、リテール顧客（日本国内）ターゲット市場**

(a) 欧州連合の指令第2014/65/EU号（その後の改正を含む。「第2次金融商品市場指令」または「MiFID II」という。）、(b) 第2次金融商品市場指令を補足する欧州委員会委任指令（EU）第2017/593号第9条および第10条に規定される組成会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2023年8月3日付で欧州証券市場監督局によって公表されたガイドライン第19号において言及されている5つの類型を考慮すると、(i) 本社債のターゲット市場は、第2次金融商品市場指令に定義される、適格取引先、プロ顧客および日本国内のリテール顧客に限定され（ただし、リテール顧客に関しては、発行市場においては法人および企業に限定される。疑義を避けるために付言すると、これらは社団法人および財団法人等を含む。）、ならびに(ii) 適格取引先、プロ顧客およびリテール顧客（上記に定義され、また、発行市場においては上記のとおり限定される。）に対する本社債の販売チャンネルの全ては、販売管轄において適用ある証券法および規則に従って適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者（以下「販売会社」という。）は、組成会社のターゲット市場の評価を考慮すべきである。ただし、第2次金融商品市場指令に服する販売会社は、本社債に関して（組成会社のターゲット市場の評価を採用または改良することにより）自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを定める責任がある。

本社債について、上記に記載されている組成会社は発行会社である。

< 第29回円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第29回円貨社債（2025）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	31億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	31億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率（%）	年1.764%
利払日	毎年1月17日 および7月17日	償還期限	2035年1月17日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年1月10日	払込期日	2025年1月17日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に

関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) **第2次金融商品市場指令(MiFID II)プロダクト・ガバナンス/適格取引先、プロ投資家、リテール顧客(日本国内)ターゲット市場**

(a) 欧州連合の指令第2014/65/EU号（その後の改正を含む。「第2次金融商品市場指令」または「MiFID II」という。）、(b) 第2次金融商品市場指令を補足する欧州委員会委任指令（EU）第2017/593号第9条および第10条に規定される組成会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2023年8月3日付で欧州証券市場監督局によって公表されたガイドライン第19号において言及されている5つの類型を考慮すると、(i) 本社債のターゲット市場は、第2次金融商品市場指令に定義される、適格取引先、プロ顧客および日本国内のリテール顧客に限定され（ただし、リテール顧客に関しては、発行市場においては法人および企業に限定される。疑義を避けるために付言すると、これらは社団法人および財団法人等を含む。）、ならびに(ii) 適格取引先、プロ顧客およびリテール顧客（上記に定義され、また、発行市場においては上記のとおり限定される。）に対する本社債の販売チャンネルの全ては、販売管轄において適用ある証券法および規則に従って適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者（以下「販売会社」という。）は、組成会社のターゲット市場の評価を考慮すべきである。ただし、第2次金融商品市場指令に服する販売会社は、本社債に関して（組成会社のターゲット市場の評価を採用または改良することにより）自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを定める責任がある。

本社債について、上記に記載されている組成会社は発行会社である。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。当該公告は、かかる刊行物の刊行日になされたものとみなされ、異なる日に刊行される場合、最初の刊行日になされたものとみなされる。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

< 第27回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名		
	住 所	

クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2025年1月10日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.20%に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		30,300	

< 第28回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名	住 所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2025年1月10日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.25%に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		16,800	

< 第29回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名	住 所		

クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2025年1月10日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.35%に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		3,100	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年1月10日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

利息支払の方法

<第27回円貨社債>

本社債の利息は2025年1月18日（その日を含む。）から2028年1月17日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第4段落の規定に従う。）、毎年1月17日および7月17日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「第1-1 利率」に定める利率による未払いの経

過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

< 第28回円貨社債 >

本社債の利息は2025年1月18日（その日を含む。）から2030年1月17日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第4段落の規定に従う。）、毎年1月17日および7月17日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「第1-1 利率」に定める利率による未払いの経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

< 第29回円貨社債 >

本社債の利息は2025年1月18日（その日を含む。）から2035年1月17日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第4段落の規定に従う。）、毎年1月17日および7月17日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「第1-1 利率」に定める利率による未払いの経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超え

ない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

< 第27回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2028年1月17日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を満期日前に償還または返済することはできない。

(2) 税務事由が発生した場合の償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次の利払日に追加額（下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に定義する。）を支払うことなく本社債に関する支払うべき利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できないとき（以下「源泉徴収税務事由」という。）、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、当該追加額の支払いを下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき求められることなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合（以下「グロスアップ事由」という。）、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、次段落に定める証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法令に従って）、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日および(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する発行会社の法律顧問（社内顧問を含む。）の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（以下に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「税務事由」とは源泉徴収税務事由またはグロスアップ事由を意味する。

(3) 買入れおよび消却

(a) 買入れ

発行会社は、その選択により（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。発行会社によりまたは発行会社のために買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等に従い、これを保有し、かつ転売し、または下記「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却(b)」に従って消却することができる。

(b) 消却

適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めのある場合を除いて、償還された、または（上記「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却(a)」に従って）消却のために買入れられたすべての本社債は直ちに消却され、また、発行会社によりまたは発行会社のために別途買入れられた本社債は消却することができる（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

(4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」および「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却」に基づく、発行会社による本社債の償還または買入れおよび消却（適用される場合。）の選択は、(i)適用あるMREL/TLAC規制（下記「本社債の地位」に定義する。）により禁じられていない償還または買戻しおよび消却（適用される場合。）であることならびに(ii)（必要があれば）関連規制当局（以下に定義する。）および/または関連破綻処理当局（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）の事前の許可を条件とする。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可（必要な場合。）を与えることを拒否することは、いかなる目的においても債務不履行を構成しないものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2030年1月17日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を満期日前に償還または返済することはできない。

(2) 税務事由が発生した場合の償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次の利払日に追加額（下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に定義する。）を支払うことなく本社債に関する支払うべき利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できないとき（以下「源泉徴収税務事由」という。）、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、当該追加額の支払いを下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき求められることなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合（以下「グロスアップ事由」という。）、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、次段落に定める証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法令に従って）、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授権された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日および(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する発行会社の法律顧問（社内顧問を含む。）の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（以下に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過する

まで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「税務事由」とは源泉徴収税務事由またはグロスアップ事由を意味する。

(3) 買入れおよび消却

(a) 買入れ

発行会社は、その選択により（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。発行会社によりまたは発行会社のために買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等に従い、これを保有し、かつ転売し、または下記「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却(b)」に従って消却することができる。

(b) 消却

適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めのある場合を除いて、償還された、または（上記「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却(a)」に従って）消却のために買入れられたすべての本社債は直ちに消却され、また、発行会社によりまたは発行会社のために別途買入れられた本社債は消却することができる（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

(4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」および「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却」に基づく、発行会社による本社債の償還または買入れおよび消却（適用される場合。）の選択は、(i)適用あるMREL/TLAC規制（下記「本社債の地位」に定義する。）により禁じられていない償還または買戻しおよび消却（適用される場合。）であることならびに(ii)（必要があれば）関連規制当局（以下に定義する。）および/または関連破綻処理当局（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）の事前の許可を条件とする。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可（必要な場合。）を与えることを拒否することは、いかなる目的においても債務不履行を構成しないものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

< 第29回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2035年1月17日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を満期日前に償還または返済することはできない。

(2) 税務事由が発生した場合の償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次の利払日に追加額（下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に定義する。）を支払うことなく本社債に関する支払うべき利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できないとき（以下「源泉徴収税務事由」という。）、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、当該追加額の支払いを下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき求められることなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合（以下「グロスアップ事由」という。）、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、次段落に定める証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法令に従って）、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適宜に授権された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日および(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する発行会社の法律顧問（社内顧問を含む。）の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（以下に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「税務事由」とは源泉徴収税務事由またはグロスアップ事由を意味する。

(3) 買入れおよび消却

(a) 買入れ

発行会社は、その選択により（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。発行会社によりまたは発行会社のために買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等に従い、これを保有し、かつ転売し、または下記「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却(b)」に従って消却することができる。

(b) 消却

適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めのある場合を除いて、償還された、または（上記「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却(a)」に従って）消却のために買入れられたすべての本社債は直ちに消却され、また、発行会社によりまたは発行会社のために別途買入れられた本社債は消却することができる（ただし、下記「償還の方法 - (4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

(4) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」および「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却」に基づく、発行会社による本社債の償還または買入れおよび消却（適用される場合。）の選択は、(i)適用あるMREL/TLAC規制（下記「本社債の地位」に定義する。）により禁じられていない償還または買戻しおよび消却（適用される場合。）であることならびに(ii)（必要があれば）関連規制当局（以下に定義する。）および/または関連破綻処理当局（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）の事前の許可を条件とする。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可（必要な場合。）を与えることを拒否することは、いかなる目的においても債務不履行を構成しないものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

担 保

本社債はいかなる担保あるいは保証も付されていない。

本社債の地位

本社債は上位優先債務（以下に定義する。）である。

本社債の元金および利息は、本社債相互間およびその他の上位優先債務の間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成する。また、

(a) 非上位優先債務（以下に定義する。）および非上位優先債務に劣後する債務に優先し、

(b) 法的な優先権の適用を受けるすべての現在および将来における請求権に劣後する。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

適用あるMREL/TLAC規制（以下に定義する。）に基づき許容される場合、その許容の範囲内で、発行会社は、規制上、適用あるMREL/TLAC規制に基づき本社債をMREL/TLAC適格金融商品（以下に定義する。）として扱うことができるが、本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもはや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響を受けない。

本社債に関する担保提供制限はない。

本発行登録追補書類の本項において、

「適用ある銀行規制」とは、いかなる時においても、フランス共和国でその時点において効力を有する適正資本に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する適正資本に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「適用あるMREL/TLAC規制」とは、(i)MREL（以下に定義する。）ならびに(ii)FSB TLACタームシート（以下に定義する。）に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針をいう。(i)および(ii)に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての規制、要件、ガイドラインおよび方針（BRRD、CRR規則およびCRD V（それぞれ以下に定義する。）を含むが、これらに限らない。）を意味する。

「BRRD」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会指令第2014/59/EU号を意味し、金融機関および投資会社の損失吸収力ならびに資本再構築力に関する指令第2014/59/EU号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会指令（（EU）第2019/879号）および指令（第98/26/EC号）により改正され（その後の改正または置き換えを含む。）、または場合によっては、フランス法に基づくあらゆる実施規定を意味する。

「CRD指令」とは、2013年6月26日付の金融機関の活動ならびに金融機関および投資会社の健全性監督に対するアクセスに関する欧州議会および欧州理事会指令第2013/36/EU号を意味し、適用外事業体、金融持株会社、複合金融持株会社、報酬、監督措置および権限ならびに資本保全措置に関する指令第2013/36/EU号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会指令（EU）第2019/878号により改正され（その後の改正または置き換えを含む。）、または場合によっては、フランス法に基づくあらゆる実施規定を意味する。

「CRD」とは、(i)CRD指令および(ii)CRR規則を総称したものを意味する。

「CRR規則」とは、金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）第575/2013号を意味し、レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に関する要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、清算機関に対するエクスポージャー、集団投資の引受けに対するエクスポージャー、大規模エクスポージャー、報告および開示の要件に関する規則（EU）第575/2013号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）第2019/876号ならびに規則（EU）第648/2012号により改正される（その後の改正または置き換えを含む。）。

「FSB TLACタームシート」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力および資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力（TLAC）タームシート（その後の改正を含む。）を意味する。

「MREL」とは、BRRD第45条以下（フランス法により国内法制化）、単一破綻処理メカニズム規則（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）第12条以下および2016年5月23日付欧州委員会委任規則（EU）第2016/1450号（その後の改正を含む。）に従って定められた金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」（または、適用あるMREL/TLAC規制および/または適用ある銀行規制に基づき、これを承継する基準）を意味する。

「MREL/TLAC適格金融商品」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従い、かつ、疑義を避けるために付言すると、適用あるMREL/TLAC規制により特定の種類の金融商品に適用されうる量的制限に関係なく、発行会社のMRELおよびTLACに算入可能な金融商品をいう。

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-4°項の施行よりも前（すなわち、2016年12月11日より前）に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

財務上の特約

該当事項なし

社債権者集会

(1) (i) 本社債のその時点での未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対し振替機関または関連する口座管理機関（下記「摘要 - (4) 支払い」の第1段落に定義する。）により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示するものとする。）または(ii) 発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社のために当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）

- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權されることのある社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (4) 上記の規定にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面でまたは（発行会社が電磁的方法によりその同意の表明を許可した場合は）電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。
- (5) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (8) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (9) 疑義を避けるために付言すると、本社債における法定損失吸収権限の行使の効果（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(a)」に定義する。）および法定損失吸収権限行使を有効にするための社債の要項の修正（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(a)」に定義する。）は、法定損失吸収権限（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

準拠法および管轄裁判所

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、（フランス法に準拠し、フランス法に従って解釈される発行会社による本社債の発行に関する授權および上記「本社債の地位」を除き）すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

東京地方裁判所は、本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関して生ずる一切の紛争を解決する非専属的裁判管轄を有するものとし、本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関して生ずる一切の訴訟または法的手続は、東京地方裁判所に対して提起することができる。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてクレディ・アグリコル銀行東京支店を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル15階に所在のクレディ・アグリコル銀行東京支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

(1) 法定の減額または転換

(a) 承認

本社債を取得することにより、各本社債権者（本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」において、本社債の各実質的保有者（もしあれば）を含む。）は、以下について承認し、受諾し、同意し、合意する。

() 関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）（以下「本社債における法定損失吸収権限の行使の効果」という。）に服すること。

- ・ 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額
- ・ 本支払金額の全部または一部の、発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（それにとまなう本社債権者に対するかかる株式、有価証券または債務の発行）（社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債に基づく権利は、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の実行により、発行会社またはその他の者のかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務に転換されるものとする。
- ・ 本社債の消却、および/または
- ・ 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期日の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）

() 社債の要項は、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること（以下「法定損失吸収権限行使を有効にするための社債の要項の修正」という。）。

「本支払金額」とは、本社債の未償還元金および当該本社債の未払いの経過利息をいう。

(b) 法定損失吸収権限

本発行登録追補書類の本項において、「法定損失吸収権限」とは、BRRDの国内法制化に係る、フランス共和国の有効な法律、規制、規則または要件（フランス法第2016-1691号（*Loi relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique*）により2016年12月9日に承認された、2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*））および2020年12月21日付フランス政令第2020-1636号（*Ordonnance relative au régime de résolution dans le secteur bancaire*））（それぞれその後の改正を含み、以下「BRRD施行政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定める2014年7月15日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）806/2014号（金融機関および投資会社の損失吸収力ならびに資本再構築力に関する2019年5月20日付の欧州議会および理事会規則（EU）第2019/877号による改正を含む。）（以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）、またはフランス法に基づく別の法令に基づくものを含むがこれに限定されない。）に基づきその時々存在する権限を意味し、いずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社（以下に定義する。）（もしくはその関連会社）の債務の（一部もしくは全部の）減額、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社（もしくはその関連会社）の有価証券の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となる（破綻処理手続開始後のベイルイン手法（以下に定義する。）の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施、またはその他における措置の実施に関連しているかを問わない。）。

「ベイルイン手法」とは、破綻処理中の金融機関のベイルイン可能な債務の元本削減またはこれらの株式への転換を行う権限を意味する。

「規制対象会社」とは、BRRD施行政令により改定されたフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-34条第1項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国において設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（以下「ACPR」という。）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）、および/または、その時々において法定損失吸収権限を行使する権限を有し、または法定損失吸収権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）を意味する。

(c) 利息およびその他の支払金額の残高の支払い

本支払金額の返済または支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社またはそのグループメンバーに適用あるフランス共和国および欧州連合における有効な法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが許される場合を除き、発行会社に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払いも支払期限が到来せず、支払いもなされないものとする。

(d) 債務不履行事由を構成しないこと

発行会社に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使は、いずれも債務不履行事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではないものとする。

(e) 本社債権者への公告

関連破綻処理当局により本社債に関する法定損失吸収権限が行使された場合、発行会社は、当該法定損失吸収権限の行使について、可能な限り速やかに書面により財務代理人に通知し、または財務代理人へ通知させるものとする。財務代理人は、行使された法定損失吸収権限について、上記「公告の方法」に従い発行会社に代わって本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに公告するものとする。発行会社がかかる通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定損失吸収権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(f) 財務代理人の義務

本社債を取得することにより、各本社債権者は、関連破綻処理当局により法定損失吸収権限が行使された場合に、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使に関連して（ ）財務代理人は本社債権者からいかなる指示も受ける必要がなく、（ ）財務代理人は財務代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて承認し、受諾し、同意し、合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合（例えば、法定損失吸収権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合）、発行会社および財務代理人が財務代理人契約の改定に合意する場合その合意の範囲内で、財務代理契約に基づく財務代理人の義務は、かかる法定損失吸収権限の行使の完了後も、引き続き本社債に関して適用があるものとする。

(g) 按分

関連破綻処理当局による法定損失吸収権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、法定損失吸収権限に基づいて本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(h) 包括的条項

本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、発行会社および本社債権者間のその他のいかなる契約、取り決めまたは合意をも除外するものとする。

(i) 本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」の手續に要する一切の費用（発行会社および財務代理人に生じた費用を含むが、これに限定されない。）は、これを発行会社の負担とする。

(2) 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、発行会社の依頼により、日本国の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）は取得していない。

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）。）に依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、本社債について、S&PからA+の格付を、フィッチからAA-の格付を、またムーディーズからA1の格付を取得することを想定している。

(注) 無登録格付業者は、金融庁の監督または信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、フィッチおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&P、フィッチおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P、フィッチおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブにある「開示」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「無登録格付説明関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(3) 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合に、期限の利益喪失を本社債にもたらす債務不履行事由は本社債には存在しない。

ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を命じる判決が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由（*liquidation amiable*）により清算された場合、直ちに本社債の支払期限が到来し支払われるものとする。

(4) 支払い

本社債の元金および利息の支払いは、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i)本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii)その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。上記にかかわらず、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

支払いは、いかなる場合も、(i)支払地において適用ある財務またはその他に関する法令に従い（ただし、下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の規定に影響を及ぼさないものとする。）、(ii)米国の1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「内国歳入法」という。）第1471条(b)項に記載された契約に基づき必要である源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条ないし第1474条（もしくはそれらの規則もしくは契約もしくはその公的解釈）、もしくはその実施を促進するための米国と他の法域との間での政府間契約（もしくはかかる政府間契約を実施するための法律）（以下総称して「FATCA」という。）に基づき、別途賦課される源泉徴収または控除の対象となる。

(5) 税制上の理由による追加の支払い

発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および利息の一切の支払いは、フランス共和国または課税の権限を有するフランス共和国域内の当局もしくはフランス共和国の当局により、またはそのために、課されまたは賦課される現在または将来の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる税金の源泉徴収または控除が要求される場合は、この限りでない（以下「本源泉徴収」という。）。

本社債に関する利息の支払いにおける本源泉徴収が発生した場合、発行会社は、本源泉徴収が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、(i)単に当該本社債を保有すること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者に対してまたは当該本社債権者もしくは実質所有者のための第三者に対して当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われず、(ii)本源泉徴収がFATCAに基づき賦課される場合も当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われず、また(iii)本社債権者または実質所有者の国籍、住所、身元または税務管轄（以下に定義する。）との関連性に関する適用ある証明、特

定、資料、情報またはその他の報告要件の遵守を、発行会社による適時な請求および上記「公告の方法」に従った公告の後に怠らなければ、本源泉徴収がそのように課されなかったであろう場合（ただし、租税条約にかかわらず、かかる遵守が税務管轄、その下部行政主体、その課税当局またはその管轄内の課税当局の租税法令に基づき本源泉徴収の免除を受ける権利を確立するために要求されている場合に限る。）も当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われない。

本発行登録追補書類の本項において、

「税務管轄」とは、フランス共和国、または発行会社もしくは合併後もしくは類似の事由後のその承継者が、税務目的上、組織されているあるいは組織されるようになる、もしくは居住しているあるいは居住するようになるその他の管轄区域、または前述の国もしくは区域における下部行政主体もしくは課税当局をいう。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、利息には、本「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(6) 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対して公告するものとする。

本社債券の発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(7) 時効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(8) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

(9) 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領または回収したいかなる金額も、日本円建てで受領または回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務が

ら別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

(10) 相殺権の放棄

本社債権者は、その発生原因を問わず、発行会社が当該本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしくは取得することのある一切の直接的または間接的な権利、請求権または債権（疑義を避けるために付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。）について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権（以下に定義する。）を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるために付言すると、本「摘要 - (10) 相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネッティング、補償、留置もしくは反訴の権利を定めることを意図したのではなく、またはかかる権利を認めていると解釈されてはならず、またかかる権利が本「摘要 - (10) 相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能である、もしくは利用可能となりうることを定めることを意図したのではなく、またはそのように解釈されてはならない。

「放棄対象の相殺権」とは、かかる本社債に基づいてまたはこれに関連して、直接または間接を問わず発生する控除、相殺、ネッティング、補償、留置または反訴に関する本社債権者の一切の権利または請求権を意味する。

(11) 日本における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより原則として課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得には、原則として日本国の租税は課されない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得には、かかる利息および所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税が課される可能性がある。なお、日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の取扱いについて、自らの税務顧問に相談すべきである。

(12) フランスにおける課税

以下の記載は、()フランスの税務上、フランスの非居住者であり、()フランス共和国を恒久的施設または固定的拠点として行う事業または職業に関連して本社債を保有しておらず、かつ()発行会社の株式を同時に保有していない本社債権者に関連し得る、一定の源泉徴収税の効果についての基礎的概要である。本概要は、現在有効でありかつフランスの税務当局が適用するフランス共和国の税法および規則に基づいており、いずれも今後変更または異なる解釈がなされることがある。本概要は、一般的な情報のみを目的としており、特定の保有者の特殊な状況に照らして関連し得るフランスの税務上のすべての考慮事項に言及するものではない。

自身の税務上の状況について疑義のある者は、専門の税務顧問に相談すべきである。

フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第125A 条に基づき、発行会社による本社債の利息およびその他の収益の支払いは、当該支払いがフランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の意義の範囲に含まれるフランス共和国外の非協力的国家または非協力的地域 (以下「非協力国」という。) (フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の2の2第2号に記載されているものを除く。) においてなされる場合を除き、源泉徴収税の対象にはならない。当該本社債に基づく当該支払いが非協力国においてなされた場合は、75%の源泉徴収税が適用される (ただし、一定の例外 (その一部は下記に記載する。) および適用ある二重課税防止条約のより有利な規定に従う。)。75%の源泉徴収税は、本社債権者の税務上の居住地に関係なく適用される。非協力国の一覧は政府の省令により公開され、随時かつ少なくとも毎年更新される。フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の規定に言及している同法典の定めは、政府の省令の公開から3か月後の初日以降に当該一覧に追加された非協力国に適用される。2018年10月24日に発表された法律 (第2018-898号) により、() 欧州連合の加盟国の特定除外が廃止され、() 非協力国の一覧に、欧州連合理事会が発表した要注意リスト (その後の改正を含む。) に掲載された国および管轄地域が追加され、() その結果、当該要注意リストに掲載された一定の国および管轄地域にかかる源泉徴収制度が拡大された。

さらに、フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238A条に従い、利息およびその他の収益は、それが非協力国において居住し、もしくは設立された者に対して支払われ、もしくは発生した場合、または当該非協力国に所在する金融機関に開設された銀行口座に支払われた場合は、発行者の課税所得から控除することはできない。上記のとおり非協力国の一覧を改定する上記の2018年10月24日に発表された法律により、欧州連合理事会が発表した要注意リスト (その後の改正を含む。) に掲載されたすべての国および管轄地域にかかる制度が拡大された。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の収益はフランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の収益は、() 税法上のフランス非居住者である法人の本社債権者に対しては25%、または() (x) 支払が非協力国 (フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の2の2第2号に記載されているものを除く。) (フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第119の2の2条に規定する源泉徴収税の適用に一定の制限が課される、欧州連合理事会が発表した要注意リスト (その後の改正を含む。) に掲載された国および管轄地域を含む。) においてなされていない場合 (なされている場合の源泉徴収税率は75%に相当する。)、および(y) 一定の例外 (その一部は下記に記載する。) および適用ある二重課税防止条約のより有利な規定に従う場合は、税法上のフランス非居住者である個人の本社債権者に対しては12.8%の税率で、同法典第119の2の2条に規定する源泉徴収税の対象となることがある。

上記にかかわらず、社債の発行の主たる目的および趣旨が非協力国における利息またはその他の収益の支払を許容するものでないことを発行者が証明することができる場合は、フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第125A 条に規定する75%の源泉徴収税、(該当する利息または収益が真正な取引に関連するものであり、異常なまたは過大な金額でない範囲に限り) 利息およびその他の収益の控除対象外、ならびに、かかる控除対象外となった結果課される可能性のある第119の2の2条に規定する源泉徴収税のいずれも、特定の社債の発行に関して適用されない (以下本項において「本免除」という。)

また、フランスの租税に関する行政指導指針 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts BOI-INT-DG-20-50-20* 第290号 (2023年6月6日付) および *BOI-INT-DG-20-50-30* 第150号 (2022年6月14日付)) の規定に従って、以下のいずれかに該当する場合は、発行者が社債の発行の主たる目的および趣旨を立証する証拠を提出しなくても、社債の発行には本免除が適用される。

- () 社債がフランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.411-1条の意義の範囲内における公募により、または非協力国以外の国家における同等の募集に従って募集される場合。ここでいう「同等の募集」とは、外国証券市場当局による、または外国証券市場当局への募集書類の届出または提出を必要とする募集を意味する。
- () 社債が規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムでの取引を承認されている場合。ただし、当該市場またはシステムは非協力国に所在せず、また、当該市場の運営は市場運営者もしくは投資サービス提供者またはその他類似の外国事業体により行われているものとする。さらに、当該市場運営者、投資サービス提供者または事業体は非協力国には所在しないものとする。
- () 社債が、発行時に、フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.561-2条の意義の範囲内にある中央振替機関もしくは証券決済・受渡し・支払制度の運営者による運営または1つもしくは複数の類似の外国の振替機関もしくは運営者による運営において承認されている場合。ただし、当該振替機関または運営者は非協力国には所在しないものとする。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の取扱いについて、自らの税務顧問に相談すべきである。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
502億円（注）	1億1,345万円（注）	500億8,655万円（注）

（注） 第27回円貨社債、第28回円貨社債および第29回円貨社債の合計金額である。

(2) 【手取金の使途】

本社債の発行による正味手取金は発行会社の貸付、信用供与、投資その他銀行業務にいずれも2025年度に随時使用される。

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債についてのリスク要因

本社債は複雑な金融商品であり、全ての投資家に適する投資商品ではない可能性がある。

本社債への投資を検討する者は、各自の状況に照らして、かかる投資の適合性を決定すべきである。特に、本社債への投資を検討する者は、以下の事項が要求される。

() 本社債、本社債に投資するメリットおよびリスクならびに本書に含まれる情報を有意義に評価するための十分な知識および経験を有していること。

() 各自の特定の財務状況において、本社債への投資および本社債が各自の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価するための適切な分析手法を利用することができ、かつ、その知識を有していること。

() 元本および/または利息の支払通貨が投資を検討する者の通貨と異なる場合に本社債への投資リスクを全て負担できる十分な財源および流動性を有していること。

() 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。

() 各自の投資および各自に適用され得るリスク（本社債への投資額の全部または大部分を失うリスクを含む。）の負担能力に影響を及ぼし得る、経済、金利およびその他の要因について起こり得るシナリオを（単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに）評価できること。

本社債は、各自のポートフォリオ全体に対するリスクを理解し、評価し、適切に追加した上で、リスクを軽減するまたは収益を増大させるための手段として、購入される可能性がある。本社債への投資を検討する者は、変化する状況における本社債の動向、その結果として生じる本社債価格への影響、および本投資が本投資を検討する者の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を（単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに）評価する専門知識を有していない限り、本社債に投資すべきではない。

法定損失吸収権限

本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、法定損失吸収権限に関し本社債に適用される条項について、本書の上記「摘要 - (1) 法定の減額または転換」を参照することを奨励する。

破綻処理

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則が合わさって、金融機関および投資会社の再建および破綻処理のためのEU全体における枠組みが構築されている。フランス法に基づき実施されているこの枠組みは、銀行危機の阻止および破綻処理のための手法を含み、その目的は、金融の安定の維持、破綻した場合に金融システムに重大な悪影響を及ぼし得る機関の重要な機能の継続の確保、預金者の保護および特別な公的財政支援の必要の可能な限りの回避または制限である。このために、SRBを含む欧州の破綻処理当局は、金融機関またはその属するグループの全部または一部の破綻処理に関連して必要な措置を講じるための幅広い権限を与えられている。

2023年4月18日、欧州委員会は、特にBRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則を改正して、EUの既存の銀行の危機管理および預金保険（以下「CMDI」という。）の枠組みを調整しさらに強化するための立法パッケージを提出した。欧州議会は、2024年4月25日、欧州委員会により提案された当該立法パッケージの第一読会での立場を示す立法決議を発表した。欧州理事会は、2024年6月19日、当該立法パッケージの見直しに関する交渉権限に同意し、早期の第二読会で合意に達することを視野に入れた組織間交渉の道筋をつけた。提案どおりに実施された場合、（本社債等の）上位優先債券を発行者の預金と同順位とするこ

とができなくなり、代わりに、(本社債等の)上位優先債券はすべての預金者の債権に対する払戻請求権よりも下位となる。

破綻処理手法

関連破綻処理当局は、関連破綻処理当局が以下のとおり判断する場合、フランスの機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・当該機関が(BRRD第32(4)条に従い、客観的要素に基づき)破綻のおそれがあるかまたは破綻しそうな場合
- ・その他の行為により適当な期間内に破綻が回避されるとの合理的な見込みがない場合
- ・上記の破綻処理の目的を実現するために、清算手続では失敗しそうなため破綻処理措置が必要である場合

BRRD第32(4)条に従い、機関の破綻とは、()継続的な免許の要件を遵守しないか、()債務またはその他の負債の支払期限が到来した際に支払うことができないか、()特別な公的財政支援が必要である(欧州委員会の国家補助の枠組みにおける最終的な承認を必要とする、経済の深刻な混乱を改善し金融の安定を維持するために支払能力のある機関に対して特別な公的金融支援を提供する場合に適用される限られた例外を除く。)か、または()負債価額が資産価額を上回ることを意味する。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始後、下記に記載のとおり、当該機関の資本構成の変更または存続可能性の回復を目的とする1つまたは複数の破綻処理手法を使用することができる。

関連破綻処理当局の元本削減および転換の権限

機関の破綻処理手続の開始条件が満たされた場合、関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始前にまたは破綻処理手続以外で、普通株式等Tier1証券、その他Tier1証券およびTier2証券(以下総称して「資本性証券」という。)の元本削減または株式への転換を要求される可能性がある。破綻処理手続が開始された場合、関連破綻処理当局は、当該機関の財務状態の回復に必要な範囲で、残存する資本性証券および適格債務(下記「ベイルイン手法」のサブセクションに定義する。)の元本削減または株式への転換を行うためにベイルイン手法を使用することができる。元本削減および転換の権限ならびにベイルイン手法は、一定の例外を除き、通常の倒産手続における各々の優先順位に従って損失が負担されるように実施される。その結果、損失は、最初に普通株式等Tier1証券として適格である資本性証券の保有者が、次にその他Tier1証券として適格である資本性証券の保有者が、その次にTier2証券として適格である資本性証券の保有者が、その後に債権者が負担する。フランス法はまた、破綻処理中の機関の債権者が負う損失は、当該機関が清算手続により清算される場合に負う損失より大きくなってはならないことを定めた「通常倒産手続清算価値保障(no creditor worse off than under normal insolvency proceedings)原則」を含む、一定の保護手法も定めている。

クレディ・アグリコル・グループ(発行会社を含む。)に関する破綻処理手続の開始条件が満たされた場合(または以下に記載する一定のその他の状況の場合)、有価証券に重大な影響を与える可能性がある。

- ・元本削減の権限は、まず、発行会社の株式を含む普通株式等Tier1証券ならびに*Caisses régionales de Crédit Agricole Mutuel*(以下「地域銀行」という。)の相互株式、協同組合証券(以下「CCA」という。)および協同投資証券(以下「CCI」という。)に適用される。
- ・これが不十分であれば、超劣後債務証券が(その他Tier1証券と比例配分で)元本削減または株式への転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券は、その他Tier1証券として全額適格でなくなった場合は順位が変更される。従って、超劣後債務証券が(規制の

変更などにより)その他Tier1証券として全額適格でなくなった場合、代わりに、Tier2証券として全額適格であればTier2証券として、そうでなければ他の劣後債務証券として、破綻処理において取り扱われる。

- ・その他Tier1証券の元本削減または転換が不十分な場合、劣後債務証券は(他のTier2証券と比例配分で)元本削減または転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたTier2証券は、Tier2証券として完全に適格でなくなった場合は順位が変更される。従って、劣後債務証券が(規制の変更などにより)Tier2証券として適格でなくなった場合、代わりに、他の劣後債務証券として破綻処理において取り扱われる。

さらに、クレディ・アグリコル・グループ(発行会社を含む。)に関して破綻処理手続が開始され、かつ資本性証券の元本削減または転換が不十分な場合、バイルイン手法が適用され、残存する資本性証券および適格債務は、通常の倒産手続における請求権の順番で、元本削減される。従って、バイルイン手法は、最初に、残存する資本性証券の元本削減または転換に、次に、2020年12月28日より後に発行され、その他Tier1証券および/またはTier2証券として全額適格でなくなった超劣後債務証券または劣後債務証券の(同順位のその他の証券との比例配分での)元本削減または株式への転換、次に、非上位優先債券の(同順位のその他の証券との比例配分での)元本削減または株式への転換、そして、本社債等の上位優先債券の(同順位のその他の証券との比例配分での)元本削減または株式への転換のために適用される。

元本削減および転換の権限の使用、バイルイン手法ならびに2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券およびTier2証券の順位の変更の可能性についての詳細は、以下のとおりである。

資本性証券の元本削減および転換

資本性証券は、破綻処理手続の開始に関連する(しかしそれに先立つ)場合または破綻処理手続以外のその他の場合のいずれにおいても、元本削減または株式もしくはその他の証券への転換を行うことができる。上記に定義されるとおり、当該目的における資本性証券には、普通株式等Tier1証券、その他Tier1証券およびTier2証券が含まれる。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する条件が満たされているか、発行機関もしくはそのグループの存続可能性が当該元本削減もしくは転換次第であるか、または発行機関もしくはそのグループが特別な公的支援(一定の例外を除く。)を必要とする判断した場合、資本性証券の元本削減または株式もしくはその他の証券への転換を行わなければならない。資本性証券の元金額もまた、以下の場合に減額または株式もしくはその他の証券への転換を行うことができる。かかる場合は、()発行機関もしくはその属するグループが破綻のおそれがあるかもしくは破綻しそうであり、かかる破綻を回避するために元本削減もしくは転換が必要であるか、()機関の存続可能性が当該元本削減もしくは転換次第である(かつ、破綻処理手法を含むその他の手法では、適当な期間内に当該発行機関もしくはそのグループの破綻を回避することができる合理的な見込みがない)か、または()機関もしくはそのグループが特別な公的支援(一定の例外を除く。)を必要とする場合である。発行機関は、上記の方法で破綻が判断される。グループは、客観的証拠(当該グループの自己資本を枯渇させるような重大な損失の発生など)に基づき、グループが連結自己資本比率を満たさないか、または近い将来満たさなくなる場合に、破綻が生じたかまたは生じそうであると見なされる。

上記の条件が1つ以上満たされる場合、普通株式等Tier1証券は、まず、元本削減されるか、債権者に譲渡されるか、または機関が破綻処理を開始して純資産額がプラスになった場合はその他の資本性証券および適格債務の転換により大幅に希薄化される。これが行われると、その他の資本性証券(最初にその他Tier1証券、次にTier2証券)は、元本削減または普通株式等Tier1証券もしくはその他の証券への転換(これも元本削減される可能性がある。)のいずれかが行われる。

さらに、資本性証券の全部もしくは一部の元本削減、新株式の発行による資本性証券の希薄化、その他Tier1証券（その他Tier1資本（下記「バイルイン手法」のサブセクションに定義する。）として適格である範囲の超劣後債務（下記「バイルイン手法」のサブセクションに定義する。）など）またはTier2証券（Tier2資本（下記「バイルイン手法」のサブセクションに定義する。）として適格である範囲の資本劣後債務（下記「バイルイン手法」のサブセクションに定義する。）など）として適格であるその他の資本性証券の全部もしくは一部の元本削減または株式への転換を含む一定の権限は、当該機関が例外的な国家財政支援を必要とする場合には、各国政府当局が、欧州委員会の国家補助の枠組みに従って破綻処理手続（およびBRRDの枠組み）外で行使することもできる。

バイルイン手法

破綻処理手続の開始後、関連破綻処理当局は、バイルイン手法を用いて、バイルイン手法が適用された時点で残存する資本性証券を元本削減するかまたは普通株式もしくはその他の証券に転換することができる。これが不十分であれば、バイルイン手法は、破綻処理の対象となった金融機関の適格債務に対して適用される。

適格債務（以下「適格債務」という。）には、資本性証券として適格でない劣後債務証券（その他Tier1資本またはTier2資本（適用に応じる。）およびその他劣後債務から完全に除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券および/または劣後債務証券など）、無担保非上位優先債券および本社債等の無担保上位優先債券を含む、すべての除外されない債務が含まれる。

関連破綻処理当局は、以下のとおりバイルイン手法を行使することができる。

- ・バイルイン手法が行使された時点で残存する資本性証券（上記「資本性証券の元本削減および転換」のサブセクションを参照のこと。）は、まず、以下の優先順位で元本削減または株式もしくはその他の証券への転換が行われなければならない。（ ）普通株式等Tier1証券が最初に減額され（超劣後債務証券および劣後債務証券が以前に転換された普通株式等Tier1証券を含む。）、（ ）2020年12月28日より前に発行されたその他Tier1証券および2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券が、その他Tier1証券として完全にまたは部分的に適格である限り、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換され、そして（ ）2020年12月28日より前に発行されたTier2証券および2020年12月28日より後に発行されたTier2証券が、Tier2証券として完全にまたは部分的に適格である限り、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換される。
- ・次に、以下の優先順位で、適格債務に対してバイルイン手法を用いた元本削減または転換を行うことができる。まず、（ ）資本性証券として適格でない劣後債務証券（その他Tier1資本および/またはTier2資本（適用に応じる。）から完全に除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券および劣後債務証券など）が、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換され、（ ）その他の適格債務があれば、いずれの場合も通常の倒産手続における優先順位に従い元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換される。この点において、発行会社の上位優先債務（本社債等）の前に、無担保非上位優先債券が、元本削減されまたは株式に転換される。同順位の証券は、基本的に、比例配分で元本削減されまたは株式に転換される。

「その他Tier1資本」とは、適用ある銀行規制により随時付与される意味を有する。

「資本劣後債務」とは、2020年12月28日より前にTier2資本を構成していたまたは全額もしくは一部がTier2資本を構成する発行会社の現在および将来の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務（全額または一部がTier2資本を構成する場合に限り、全額がその他Tier1資本から除外されている2020年12月28日より後の日付で発行された、借り入れられたまたはその他の方法による債務を含むが、これに限らない。）であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i)現在および将来において発行会社に供

与される利益参加型貸付 (*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) ならびに超劣後債務に優先する順位であり、かつ(ii)その他劣後債務 (以下に定義する。) に劣後する順位の債務を意味する。

「超劣後債務」とは、現在または将来の発行会社の超劣後債務 (全額または一部がその他Tier1資本を構成する場合に限り2020年12月28日より後に発行された超劣後債務を含み、また、2020年12月28日より前に発行された超劣後債務を含むが、これらに限らない。) であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i)発行会社が発行するいずれかの種類の株式資本にのみ優先し、かつ、(ii)現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付 (*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*)、資本劣後債務、その他劣後債務ならびに非劣後債務 (以下に定義する。) に劣後する順位の債務を意味する。

「その他劣後債務」とは、(a)2020年12月28日より前に全額もしくは一部がその他Tier1資本もしくはTier2資本を構成したことがないか、または(b)2020年12月28日より後の日付で発行された、借り入れられた、もしくはその他の方法による、全額がその他Tier1資本およびTier2資本から除外されている、現在および将来の直接、無条件、無担保かつ劣後の発行会社の債務であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i)資本劣後債務および超劣後債務に優先し、かつ、(ii)非劣後債務に劣後する順位の債務を意味する。

「Tier2資本」とは、その時々適用ある銀行規制のもとでの補完的項目 (Tier2) の構成要素として扱われる資本を意味する。

「非劣後債務」とは、現在および将来の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務 (疑義を避けるために付言すると、上位優先債務、非上位優先債務および預金者に対する債務を含む。) であり、発行会社の貸付、社債またはその他の金融商品の形式であるかにかかわらず、その他劣後債務、資本劣後債務および超劣後債務に優先する順位の債務を意味する。

フランス法におけるBRRD第48(7)条の実施について

BRRD第48(7)条は、EEA加盟国は、通常の倒産手続において、自己資本 (資本性) 証券に起因するすべての請求権が、自己資本証券に起因しない請求権よりも下位となるようにすることを規定している。

BRRD第48(7)条を実施するフランス法 (フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-5項) は、劣後債権者のうち、その他Tier1証券もしくはTier2証券として扱われていないか、または2020年12月28日より前に扱われていなかった有価証券、請求権、金融商品または劣後権に関する債権者は、その他Tier1証券もしくはTier2証券として扱われているか、または2020年12月28日より前に扱われていた有価証券、請求権、金融商品または劣後権に関する債権者よりも完全にまたは部分的に優先されると規定している。

その結果、2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券は、その他Tier1資本として完全に認識されなくなった場合、2020年12月28日より前に発行された超劣後債務証券に優先するよう順位が変更される。それらは、Tier2資本として適格である場合、Tier2証券と同順位となる。それ以外の場合は、発行会社のその他劣後債務と同順位となる。同様に、2020年12月28日より後に発行された劣後債務証券は、Tier2資本の全部または一部を構成しなくなった場合、発行会社のその他劣後債務と同順位となるよう順位が変更される。

拡大SPE戦略

発行会社は、クレディ・アグリコル・グループに関して破綻処理手続きが開始された場合、関連破綻処理当局が、他の欧州の協同組合銀行グループと同様に、「拡大シングル・ポイント・オブ・エントリー」

(以下「拡大SPE」という。)戦略を適用する可能性があるとして理解している。拡大SPE戦略の下では、クレディ・アグリコル・ネットワーク(主に発行会社、地域銀行、*Caisses Locales de Crédit Agricole*(地区金庫)、関連メンバーとしてクレディ・アグリコル・CIBおよびBforBankを含み、以下「クレディ・アグリコル・ネットワーク」という。)内のすべての事業体が単一の事業体を構成するように、クレディ・アグリコル・エス・エー(クレディ・アグリコル・ネットワークの中央機関として)およびクレディ・アグリコル・ネットワークに属する各機関に同時に破綻処理措置が適用される。その結果、関連破綻処理当局の元本削減および転換の権限は、事業体全体で、そのすべての資本性証券および適格債務に比例配分で適用される。従って、各順位の有価証券(すなわち、超劣後債務証券、劣後債務証券、非上位優先債務証券および本社債等の上位優先債務証券)は、クレディ・アグリコル・ネットワークの他の事業体の同順位の有価証券と比例配分で元本削減および転換の対象となる。同様に、ペイルイン権限は、クレディ・アグリコル・ネットワーク内の事業体全体で比例配分で適用され、その結果、ペイルインは、該当する順位(超劣後、劣後、非上位優先または上位優先)の有価証券に、クレディ・アグリコル・ネットワーク内の他の事業体の同順位の証券と比例配分で適用される。

その結果、クレディ・アグリコル・グループが財政難に陥り、元本削減および転換の権限またはペイルイン権限の適用基準を満たした場合、これらの権限が様々な順位の有価証券に適用された場合の影響は、同じ権限が発行会社に単独で適用された場合の影響より大きくも小さくもなりうる。

破綻処理手続のその他の関連事項

強制の制限

クレディ・アグリコル・グループ(発行会社を含む。)に関する破綻処理手続の開始を含む一定の危機回避手段および危機管理手段、ならびに関連破綻処理当局が一定の状況において決定する支払義務または引渡義務の一時停止は、発行会社が実質的な義務(支払義務および引渡義務を含む。)を遵守し続ける限り、それらのみによって発行会社に対する契約上の強制力または発行会社のかかる義務を変更する権利を生じさせることはできない。

従って、クレディ・アグリコル・グループ(発行会社を含む。)に関する破綻処理手続が開始された場合も、発行会社が実質的な義務(支払義務および引渡義務を含む。)を遵守し続ける限り、有価証券の保有者は、強制力の行使または有価証券の条件の変更を行う権利を有しない。ただし、いずれにしても、かかる制限が期限の利益喪失または強制執行の権利に影響を与える、かかる有価証券(債務不履行事由(当該債務証券の要項で定義される。)を含む上位優先債務証券を除く。)の債務不履行事由が発生していないことで、かかる権利は制限される。

その他の破綻処理措置

関連破綻処理当局は、破綻のおそれのある機関または一定の条件下においてそのグループに関するその他の破綻処理手法を実施する広範囲の権限が与えられている。かかる権限には、当該機関の事業の全部または一部の第三者またはブリッジ機関への売却、資産の分離、債務証券に関して債務者となる当該機関の変更または代替、債務証券の条件の変更(満期日および/もしくは支払利息の額の変更ならびに/または支払の一時停止の要求を含む。)、上場廃止および金融商品取引の許可の取消し、取締役および/もしくは管理職の解雇および/もしくは交代または特別取締役(*administrateur spécial*)の任命ならびに新たな株式または自己資本の発行が含まれる(ただしこれらに限定されない。)可能性がある。

関連破綻処理当局は、上記に記載された原則に基づき、その権限の行使時に、破綻処理を行うグループまたは機関の状況およびその決定がEEA加盟国に与え得る影響を考慮しなければならない。

再建・破綻処理計画

各機関またはグループは、再建計画 (*plan préventif de rétablissement*) を作成し、ACPRおよび欧州中央銀行 (以下ACPRおよび欧州中央銀行の各々を「銀行規制監督局」という。) により精査されなければならない。既に連結ベースで監督されている法人は、銀行規制監督局による精査の対象となるグループ再建計画を作成しなければならないため、個別にはこの義務は課されない。その後、関連破綻処理当局は、かかる機関またはグループのために破綻処理計画 (*plan préventif de résolution*) またはグループ破綻処理計画 (*plan préventif de résolution de groupe*) を作成しなければならない。

- a) 再建計画には、機関の財政状態が著しく悪化した場合の対処方法が記載されなければならない。かかる計画は毎年 (または機関の組織もしくは事業に著しい変化があった直後に) 更新されなければならない。銀行規制監督局は、提案された対処方法が当該機関またはグループの存続可能性および財政状態を合理的に維持するかまたは回復させることができそうであるかを判断するためにかかる再建計画を査定し、また、破綻処理が開始された場合に当該計画により破綻処理能力が妨げられるかを検討しなければならない。また必要に応じて、修正を求めるか機関の組織変更を要請することができる。
- b) 関連破綻処理当局が作成した破綻処理計画は、機関が破綻処理の条件を満たす場合に破綻処理当局が取ることのできる破綻処理措置を定め、上記の様々な破綻処理能力が、破綻の前に各機関の固有の環境でどのように実施されるかが記載されなければならない。かかる計画はまた、毎年 (または機関の組織もしくは事業に著しい変化があった直後に) 更新されなければならない。

単一破綻処理基金

単一破綻処理メカニズム規則に基づき、SRBが破綻処理計画を支援するために使用することができる単一破綻処理基金 (以下「単一破綻処理基金」という。) が設定されている。この単一破綻処理基金は、銀行からの出資金が財源である (かかる出資金は、自己資本および付保預金ならびにリスク調整された金額を除く各銀行の負債の額に基づく。)。2024年2月15日、SRBは、拠出額が付保預金の少なくとも1%に達する (すなわち約78十億ユーロ) という目標が2023年12月31日までに達成されたことを確認した。

MRELおよびTLAC

CRD指令、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に基づき、金融機関は、「自己資本および適格債務の最低要件 (MREL)」を遵守する必要がある。また、「TLAC (総損失吸収力)」の要件が、クレディ・アグリコル・グループを含むG-SIBに適用される。

MRELおよびTLACの目的は、ペイルイン手法が必要になった場合にその有効性を確保し、それによって、とりわけ破綻処理の目的を達成し市場アクセスを確保するための潜在的な調整を行うことを条件として、損失を完全に吸収し、P1R、P2Rおよびレバレッジ比率要件の遵守を回復して金融機関の自己資本を完全に再構成することである。上記「破綻処理手法」のサブセクションを参照のこと。

- ・ TLACの要件は、損失が政府の支援制度によって負担されるのではなく、株主および債権者 (除外債務に係る債権者を除く。) によって確実に吸収されることを意図している。TLACの要件では、G-SIBは、TLACから除外された一定の優先債務 (保証付きのまたは付保された預金およびデリバティブなど) に (法律上、契約上または構造上) 劣後する債務を相当額維持することが求められている。

CRR規則第92a条に基づき、G-SIBは、2つの「最低TLAC」要件を遵守することが求められており、その金額は、少なくとも () リスク・エクスポージャー総額の18%、および () エクスポージャー基準の合計の6.75% (いずれも、追加の会社特有の要件またはバッファー要件によって拡大されることがある。) に相当する (すなわち、「第1の柱劣後MREL要件」)。

・BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則も、欧州の破綻処理当局が、銀行固有の評価に基づき、G-SIBに対し、システム上の重要性を含む一定の基準に基づき、リスク・エクスポージャー総額およびエクスポージャー基準の合計に対する割合として計算される自己資本および適格債務の最低水準に相当する、「MREL追加要件」として知られる追加的な機関固有の要件を遵守するよう要求すること（すなわち、「第2の柱追加劣後MREL要件」）ができる旨規定している。

さらに、BRRD第16a条および単一破綻処理メカニズム規則第10a条に従い、破綻処理当局は、適用ある最低MREL要件を上回る複合バッファ要件を遵守しない場合、分配（その他Tier1資本の全部または一部を構成する場合の超劣後債務証券などのその他Tier1証券に係る利息の支払を含む。）および一定の従業員に対する変動報酬を制限する権限を有する。ただし、9か月間は当該制限が発動されない猶予期間とする。

CRR規則およびBRRDは、発行機関のTLACおよびMRELに算入される債務証券について一定の適格基準を定めている。また、CRR規則は、一定のTLAC除外債務（上位優先債務証券等）と同順位の債務について、一定の状況において、発行機関の最低TLAC要件に3.5%までの金額を算入することも認めている。かかる債務は、MREL比率の合計に算入することもできるが、TLAC比率および劣後MREL比率には算入できない。

さらに、フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-30-3条第1-4項では、フランスの金融機関は、CRR規則で定義された一定の追加要件に従い、TLACおよびMRELに算入できるように設定された「非上位優先」債務を発行することが認められている。フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-30-3条第1-4項に従い、フランスの金融機関が発行する当初満期が1年以上の「仕組債でない」（フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第R.613-28条に定義される。）債務証券であり、その順位は第L.613-30-3条第1-4項に規定されるとおりであると要項で定められたものは、法定清算において、当該金融機関の他の非劣後債務（上位優先債務証券を含む。）に劣後するが、あらゆる劣後債務（元利金がその他Tier1資本および/またはTier2資本（適用に応じる。）から完全に除外されている2020年12月28日より後に発行された劣後債務証券および超劣後債務証券を含むが、これらに限られない。）に優先する（上記「フランス法におけるBRRD第48(7)条の実施について」のサブセクションを参照のこと）。

振替制度における記録等

ペイルイン手法の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ペイルイン手法の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ペイルイン手法の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、ペイルイン手法に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン手法の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン手法が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、法定損失吸収権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

保証基金が、将来的に財政難に直面する可能性があるネットワークのメンバーまたは関連会社の流動性および支払能力を回復させるのに不十分であると判明した場合、発行会社は追加出資を求められる可能性があり、極端な場合には、本社債権者が重大な損失を被る結果になる可能性がある。

クレディ・アグリコル・ネットワークの中央機関として、発行会社は、規制当局に対しては、その関連する金融機関を代表している。フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.511-31条に従い、発行会社は、クレディ・アグリコル・ネットワークの各メンバー（それぞれ「クレディ・アグリコル・ネットワークのメンバー」といい、疑義を避けるために付言すると、各関連メンバーを含む。）ならびにかかるネットワーク全体の十分な流動性および支払能力の維持を確保することが求められており、他のクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーに対していつでも、必要と認められる方法で、かかる目的の達成を要請しなければならない。中央機関としての役割として、発行会社は適用法令に基づき、当該金融機関の組織およびその経営に対して管理上、技術上および財務上の監督を行う権限を有している。

中央機関としての義務および責任を担っている発行会社を支え、クレディ・アグリコル・ネットワーク内で相互の支援を確保するため、流動性および支払能力に関する銀行のリスクに対する基金（「*fonds pour risques bancaires de liquidité et de solvabilité*」はフランス語の頭文字で「FRBLS」として知られており、以下「保証基金」という。）が設立されている。保証基金は、発行会社が75%、地域銀行が25%を出資しており、2023年12月31日現在、その総額は1,435百万ユーロである。発行会社は、保証基金を引き出すおそれのある状況を認識していないが、保証基金の資金を引き出す必要性が生じる可能性がある。保証基金が完全に枯渇した場合、発行会社は自身の資産および必要に応じてクレディ・アグリコル・ネットワークの他のメンバーの資産を動員して不足分を拠出する必要がある。

かかる義務を負うことにより、クレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーが深刻な財政難に直面した場合、かかる財政難が発行会社およびその他のクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーの財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、発行会社の本社債に関する支払能力にも重大な影響を及ぼす可能性がある。かかる財政難により、（発行会社を含む）クレディ・アグリコル・グループの破綻処理手続開始、または裁判所の命令による発行会社の清算という極端な事象が発生した場合、最初に財政難に直面したクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーを支援するというかかる義務が、普通株式等Tier1証券およびその他Tier1証券を構成する有価証券を始めとして、ひいてはTier2証券、その他の劣後債務証券、非上位優先証券および潜在的な上位優先債券を構成する有価証券における、発行会社の有価証券の保有者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる場合、本社債権者を含む、影響を受ける有価証券の保有者は、その投資額を全部または一部失う可能性がある。

フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.511-31条に規定されている、法律上の内部金融連帯メカニズムに関する詳細および破綻処理手法に関する更なる情報については、上記「法定損失吸収権限」および特に「破綻処理」のサブセクションを参照のこと。

地域銀行により発行された1988年保証の実際的な利点は、清算前に適用される、欧州破綻処理制度の実施により限定される可能性がある。

BRRDに規定されている破綻処理の枠組みは、地域銀行において、地域銀行により付与された発行会社の債務に対する保証（以下「1988年保証」という。）の実際的な利点を限定する可能性がある。かかる破綻処理の枠組みは、フランスの通貨金融法 (*Code monétaire et financier*) 第L.511-31条に基づき規定され、クレディ・アグリコル・ネットワークおよびその関連メンバーに適用される法律上の内部金融連帯メカニズムに影響を与えない。かかるメカニズムは、破綻処理措置が実施される前に実施されることとなる。しかしながら、破綻処理手続のクレディ・アグリコル・グループへの適用は、1988年保証を実施する条件の発動を制限する可能性がある。発行会社の資産が、同社の清算または解散の終了時に同社の債務を返済するのに不十分であると判明した場合に限り、当該1988年保証を求めることができるとされている。かかる制限により、破綻処理手法が発行会社の清算または解散のリスクを低下させる可能性があるため、発行会社の本社債権者および債権者は、当該保証が提供する保護による利益を得られない可能性がある。

本社債の早期償還は、本社債権者により予測される利回りを予測よりも著しく低下させる可能性がある。

上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に従って、源泉徴収税務事由またはグロスアップ事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、本社債の金額の100%で経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）をいつでも償還することができる。

早期償還の特徴として、本社債の市場価格に悪影響を与える可能性がある。発行会社が本社債を償還することを選択できる期間中、一般的に本社債の市場価格は、本社債が償還されうる価格を大幅に上回ることはない。これは、償還期間前であって、本社債に近い将来に償還できる可能性が高い場合、または、市場が本社債に近い将来に償還できる可能性が高いと信じる場合にもあてはまる可能性がある。さらに、かかる早期償還の権利は、時に高い利率の期間の社債に行使される。市場の金利が下落した場合、発行会社が早期償還の権利を行使するという、本社債権者に対するリスクは増加する。

その結果、発行会社が上記のいずれかの状況において本社債を償還する場合には、償還金が本社債の時価を下回る時点、または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点で本社債が償還される可能性があるというリスクが高まる。かかる場合においては、償還の際に得られる利回りは、予測よりも低い可能性があり、償還された本社債の額面価額は、本社債権者により支払われた本社債の購入価格よりも低い可能性がある。その結果、本社債権者により投資された資本の潜在的にかなりの部分は失われる可能性があり、かかる場合、本社債権者は、投資した資本の全額を受領することができなくなる。さらに、早期償還を通じて受領した資金を再投資することを選択する投資家は、利回りが償還された本社債よりも大幅に低くなる可能性がある証券にのみ、再投資することができる可能性がある。これにより、本社債に対する投資の一部を失う可能性のある本社債権者は、重大な悪影響を受ける可能性がある。

社債の要項の修正

上記「社債権者集会」には、社債の要項の修正を含む、本社債権者の利益一般に影響を与える事項を議題とする社債権者集会の招集規定が含まれている。

当該規定は、定義された多数決により、関連する社債権者集会に出席せず投票しなかった本社債権者および多数とは逆の側に票を投じた本社債権者を含めて全本社債権者を拘束することを認める。従って、本社債に投資する本社債権者は、本社債権者が参加していない、または反対の意見を表明した、本社債権者の集団決定（以下「集団決定」という。）に拘束される可能性がある。

また、集団決定により、本社債権者の定義された多数決によって社債の要項を修正する場合であって、かつかかる修正によって本社債権者の権利が損なわれるまたは制限されるときには、本社債の市場価格はマイナスの影響を受ける可能性がある。しかしながら、本社債の市場価格にマイナスの影響を及ぼす決定が本社債権者の定義された多数決により採択される可能性は依然として低い。

本社債の条件は、相殺権の放棄条項を含む。

上記「摘要 - (10) 相殺権の放棄」において定められているとおり、本社債権者は、その発生理由を問わず、発行会社が直接的または間接的にかかる本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしくは取得することのある一切の権利、請求権または債権（疑義を避けるために付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。）について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

結果として、本社債権者はいつでも、本社債権者が発行会社に対して負う債務に対して、本社債に基づく発行会社の債務と相殺する権利（より一般的には、いかなる相殺権を行使または請求する権利）を有しない。

従って、かかる相殺の放棄は、発行会社が破綻した場合に、本社債権者にとってカウンターパーティーリスクに悪影響を及ぼし、本社債権者は本社債に対する投資についてより低い運用益を受領する可能性がある。

法律の変更

社債の要項は、本書の日付現在効力を有する日本法に基づいている（ただし、フランス法に準拠し同法に従い解釈される上記「本社債の地位」を除く。）。本書の日付より後に見込まれ得る判決もしくは日本法（または場合によってはフランス法）の変更または日本法（または場合によってはフランス法）の解釈もしくは公的実務の変更の影響については保証の限りではない。

発行会社は債務証券（本社債と同順位である場合がある。）の追加発行が禁止されていない。

社債の要項は、発行会社が発行することができる本社債と同順位である債務証券の金額について制限を設けていない。かかる債務証券の残高に対する未払額の総額が、相当な額になる可能性がある。

発行会社によるさらなる追加債務証券の発行は、本社債に関する発行会社の債務を発行会社が履行できないリスクおよび本社債の市場価格が下落するリスクを含む、本社債の投資家にとって重大な結果をもたらす可能性がある。かかる債務証券の発行は、発行会社が清算された場合に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性がある。発行会社の財政状態が悪化した場合、本社債権者は、利払の停止ならびに利息および元本の削減を含む、直接かつ重大な悪影響を受ける可能性がある。また、発行会社が清算されるまたは破綻処理手続に服することになった場合、本社債権者は、投資した金額の全部または大部分について損失を被る可能性がある。

本社債の条件は非常に限定的な特約を包含している。

上記「本社債の地位」に記載のとおり、本社債に関する担保提供制限は存在しない。発行会社は、本社債に同等の質権または担保権を付与せず、負債を保証するために資産を担保に供することができる。その結果、本社債権者は発行会社の担保付債権者より信用リスクを負う。

本社債の条件のもとでは、発行会社は、通常、その資産の一部または実質的に全部を他の法人または事業体に売却またはその他処分することを認められている。発行会社はその多額の資産を処分する決定をした場合、本社債の投資家は、本社債の償還を要求する権利をもち、かかる資産はもはや本社債の償還の原資とすることができなくなる。

また、本社債により、発行会社は、財務比率を遵守すること、またはその他追加債務を負担する発行会社またはその子会社もしくは関連会社の能力を制限することを義務付けられず、また、本社債により、投資もしくは買収のために現金を使用する発行会社の能力、または株主に対する配当金の支払い、株式の買戻しもしくはその他現金の分配を行う発行会社またはその子会社もしくは関連会社の能力は制限されない。

かかる行為がなされた場合、発行会社の債務（本社債を含む。）返済能力は重大な影響を受ける可能性があり、本社債権者に重大な悪影響を与える可能性がある。その結果、本社債権者は本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性がある。

本社債の条件は債務不履行事由について規定していない。

上記「摘要 - (3) 債務不履行事由の不存在」は、本社債に関して債務不履行事由を規定していない。

本社債に関して、いかなる場合も、本社債の市場価格または流通市場における本社債の流動性がマイナスの影響を受ける場合、本社債権者は自身の保有する本社債の期限の利益を喪失させることはできず、またはその支払期限を宣言することはできない。従って、本社債に係る支払いが期限内に行われない場合、各本社債権者は、その時点において本社債につき支払期限が到来している全額に関してのみ請求することができる。かかる場合において、支払の不履行に際し、元本または利息の支払いに関する未払金額の回収に関して本社債権者が利用可能な唯一の救済措置は、かかる支払いを強制するための訴訟を起こすことのみである。これにより、利息または元本の支払いに大幅な遅れが生じる可能性があり、本社債の流動性および市場価格は悪影響を受ける可能性がある。その結果、本社債権者は、本社債に対する投資の一部を失う可能性がある。

本社債の取引は、将来導入される欧州金融取引税を課される可能性がある。

2013年2月14日に、欧州委員会は、オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス共和国、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴェニア、スロバキアおよびスペイン（以下「参加加盟国」という。）において共通の金融取引税（以下「FTT」という。）に関する指令案（以下「委員会指令案」という。）を公表した。しかしながら、エストニアはその後、参加しないことを表明した。当該委員会指令案が実施される場合、一定の条件下では本社債に関係する取引に適用される可能性がある。ただし、本社債の発行および引受についてはその適用は免除される。

FTTの適用および徴収メカニズムは未だ明らかになっていないが、委員会指令案または類似の税が導入される場合、本社債の取引コストは増加し、本社債に関する市場の流動性は低下する可能性がある。

委員会指令案の交渉において参加加盟国（すでに脱退したエストニアを除く。）の間で合意が得られなかった後の、かかる税金の範囲は不透明である。公式声明に基づき、参加加盟国（エストニアを除く。）は、EU FTTの範囲を制限するもので、かつ課税年度の前年の12月1日において株式時価総額が10億ユーロを超えるEUの会社の上場株式のみを対象とする提案を基にして、交渉を続けることに合意している。この改訂案によれば、適用される税率は少なくとも0.2%となる。かかる新たな提案は、実施に移される前に変更が加えられる可能性があるが、かかる時期は不明である。別のEU加盟国が新たに参加を決定する可能性もあり、かつ/または一部の参加加盟国が（既に脱退したエストニアを除く。）脱退を決定する可能性もある。この改訂案は、参加加盟国（脱退したエストニアを除く。）の間で合意に至っていない。その後、欧州委員会は、2022年度末までに参加加盟国（脱退したエストニアを除く。）の間で合意に至らない場合、2026年1月1日の導入を目指し、2024年6月までに新たなFTTに基づく新しい独自の方法を提案できるよう努めることを宣言した。欧州議会が、欧州委員会および協力強化の交渉に関与している加盟国に対して、FTTに関する合意に至るための最大限の努力を要請したものの、欧州委員会は2023年6月、「いかなる提案も短期的には合意される見込みはほとんどない」と述べた。

本社債権者になろうとする者は、本社債の引受け、購入および処分に関連する可能性があるFTTまたは類似の税の影響について、各自の専門家の助言を求めるところをお勧めする。

本社債権者が受け取る本社債の実際の利回りは、取引コストの発生により、定められた利回りを下回る可能性がある。

本社債の売買の際、本社債の現在価格のほかに、諸費用（取引に係る費用および手数料を含む。）が発生する。かかる諸費用により、本社債の潜在的利益が大幅に削減するか、または帳消しにされる可能性さえある。例えば、金融機関は、通例、各金融機関の手数料として、固定最低手数料または注文価額に応じて比例按分した手数料のいずれかを顧客に請求するが、注文の執行において日本国内または外国の追加的当事者（外国市場における日本国内のディーラーまたはブローカーを含むが、これらに限定されない。）が含まれ

る場合にはその限りにおいて、本社債権者は、かかる当事者の仲介料、手数料ならびにその他料金および費用（第三者費用）についても請求される可能性があることを考慮しなければならない。

有価証券の購入に直接関係するかかる費用（直接費用）のほかに、本社債権者は、フォローアップ費用（保管料等）も考慮しなければならない。投資家は、本社債への投資を行う前に、本社債の購入、保管または売却に関連して発生する追加費用を自ら確認しなければならない。

発行会社の倒産により本社債の運用益が限定されるか、または遅れる可能性がある。

クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続が開始されたにもかかわらず、発行会社が倒産し、および/または倒産手続に服する場合には、フランスの倒産法の適用が、発行会社の本社債に係る支払能力に重大な影響を与える可能性があるため、本社債の投資運用益が限定されるか、または、遅れる可能性がある。

特に、（2019年6月20日付の欧州議会および欧州理事会のEU指令第2019/1023号をフランスの倒産法に基づき実施するものである）2021年9月15日付の法令第2021-1193号に従い、発行会社に関して、保全手続（*procédure de sauvegarde*）、迅速保全手続（*procédure de sauvegarde accélérée*）または裁判所主導再建手続（*redressement judiciaire*）がフランス共和国で開始された場合、本社債権者は、自らの権利が提案される計画による影響を受ける範囲で、関係当事者として扱われ、関係当事者のクラスに割り当てられる。

裁判所が選任した管理者の助力を得て債務者が作成する計画案は、関係当事者のクラスの票決（各クラスにおいて3分の2の多数によるもの）に付され、かかるクラスは、（裁判所主導再建手続とは対照的に）保全手続において自らの対立する計画を提案することができない。

計画案が、関係当事者の各クラスによって承認される場合には、裁判所は、異議のある関係当事者に対する一定の法定保護が遵守されることを確かめた後に、これにより債務者が黒字倒産を回避することまたは事業の持続可能性を確保することが可能となる合理的な見込みがないということがない限り、当該計画を承認する。

計画案が関係当事者のすべてのクラスによっては承認されていない場合には、かかる計画は、（債務者の請求または、債務者の承認を条件として、裁判所が選任した管理者の請求により（または、裁判所主導再建手続においてのみ、関係当事者の承認に従い）異議のある関係当事者のクラスに対して、一定の法定条件（クロスクラス・クラムダウン・メカニズムとして知られる。）を満たすことを条件として、課すことができる。

従って、関係当事者のクラス内の本社債権者の反対票は、かかるクラス内において、またはクロスクラス・クラムダウン・メカニズムの適用により、覆される可能性がある。

裁判所主導再建（のみ）においてクラスに基づく協議プロセス後にいかなる計画も採用できない場合、裁判所は異議のある本社債権者の請求権を延長させる可能性がある（10年間にわたる債務返済の延期を意味する）。

また、清算手続または解散手続において発行会社の資産が不足する場合、1988年保証を求めることができるが、その他の倒産手続ではかかる保証を求めることができない。

発行会社に対する倒産手続の開始は、本社債の市場価格および/または流動性に重大な悪影響を及ぼし、本社債権者は、本社債に投資した金額の全部または一部について損失を被る可能性がある。さらに、（場合により）クロスクラス・クラムダウンの場合に本社債権者が属する関係当事者のクラスまたは裁判所が行った決定は、普通株式等Tier1証券およびその他Tier1証券を構成する有価証券の保有者を始めとし、次にTier2証券を構成する有価証券の保有者、その他の劣後債務証券の保有者、非上位優先証券の保有者、最後に本社債等の上位優先債券の保有者という、発行会社の債務および有価証券の保有者（本社債権者を含む。）に対

して、マイナスの影響を及ぼす可能性があり、発行会社によるそれらのために金額を回収できなかった場合には、投資した金額の全部または一部について損失を被らせる可能性がある。

本社債は、銀行の再建および破綻処理または特別な国家的金融支援に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則は、関連破綻処理当局に対して、破綻処理手続の開始前に、()発行機関に関する破綻処理手続の開始に関する条件が充足されているか、()かかる発行機関もしくはそのグループの存続可能性が資本性証券の元本削減もしくは当該資本性証券の株式もしくはその他の証券への転換次第であるか、または()かかる発行機関もしくはそのグループが特別な公的支援(一定の例外を除く。)を必要とすると、当該関連破綻処理当局が決定した場合、当該元本削減、または(普通株式等Tier1証券を除く)当該資本性証券の株式もしくはその他の証券への転換を行うことを求めている。

従って、これらの条件のいずれかが満たされた場合には、以下のように本社債に極めて重大な影響が及ぶ可能性が高い。

- 元本削減および転換権限は、最初に普通株式等Tier1証券(発行会社が発行するいかなる種類の株式資本またはその他のエクイティ証券(actions de préférence(優先株式)を含むが、これに限定されない。)を含む。)、ならびに地域銀行の相互株式、CCAおよびCCIに適用されることとなる。
- これが不十分であれば、超劣後証券が(発行会社が発行する他のその他Tier1証券と比例配分で)元本削減または株式への転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券は、その他Tier1資本として全額適格でなくなった場合は、順位が変更され、従って、超劣後証券が(規制の変更などにより)その他Tier1資本として全額適格でなくなった場合、代わりに、(そのようなものとして適格である場合には)Tier2証券または、そうでなければ、その他劣後債務として、破綻処理において取り扱われる。
- その他Tier1証券の元本削減または転換が不十分な場合、劣後証券は(発行会社が発行する他のTier2証券(2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券であって、Tier2証券として順位の変更をすることとなるものを含む。))に比例配分で)元本削減または転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたTier2証券は、Tier2資本として全額適格でなくなった場合は順位が変更され、従って、劣後証券が(規制の変更などにより)Tier2資本として全額適格でなくなった場合は、代わりに、その他劣後債務として破綻処理において取り扱われる。

さらに、クレディ・アグリコル・グループ(発行会社を含む。)に関して破綻処理手続が開始され、かつ(上記のとおり)破綻処理前の資本性証券の元本削減または株式への転換が不十分な場合、ペイルイン手法が適用され、残存する資本性証券および適格債務は、通常の倒産手続における請求権の順番で、元本削減される。適格債務には、その他劣後債務(その他Tier1資本および/またはTier2資本から全額除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後証券および劣後証券(適用される場合。))など)および無担保シニア債(非上位優先債券および本社債など)が含まれる。

従って、ペイルイン手法は、最初に、残存する資本性証券の元本削減または転換に、次に、その他劣後債務(2020年12月28日より後に発行された超劣後証券であって、その他Tier1資本およびTier2資本として全額適格でなくなったものまたは2020年12月28日より後に発行された劣後証券であって、Tier2資本として全額適格でなくなったものなど)の元本削減または株式への転換、次に、非上位優先債券(同順位の他の金融商品に比例配分での)の元本削減または株式への転換、次に、本社債等の上位優先債券(同順位の他の金融商品に比例配分での)の元本削減または株式への転換のために適用される。上記「摘要 - (1) 法定の減額または転換」には、ペイルイン手法を実施する規定が含まれる。

このような元本削減または転換の権限およびペイルイン権限の要求が、本社債の全額（すなわち、ゼロになる）または一部の元本削減または株式（もしくはその他の証券）への転換をもたらす可能性がある。

以上の理由から、発行会社の財政状態またはクレディ・アグリコル・グループの財政状態が悪化した場合または悪化が認められる場合、これらの権限の存在により、かかる権限が存在しない場合よりも、本社債の市場価格および/または流動性がより急速に下落する可能性がある。

上記を勘案し、クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関して破綻処理手続または破綻処理以外の再建措置が開始された場合（資本性証券の保有者に関しては、当該破綻処理手続が開始される前においても）、他の資本性証券または債務証券が取り扱われる方法にかかわらず、本社債の市場価格および/または流動性が決定的かつ深刻に変動し、本社債権者は投資額の全部または大部分を失うという非常に重大なリスクが存在する。

破綻処理手続および破綻処理以外の再建措置の範囲ならびにフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.511-31条に規定されている、法律上の内部金融連帯メカニズムに関する詳細に関する更なる情報については、上記「法定損失吸収権限」および特に「破綻処理」のサブセクションを参照のこと。

発行会社は、フランス法により追加額の支払いが禁止されている場合、本社債の償還を行う義務はない。

社債の要項に基づくグロスアップ義務を含む当該義務が一般的に、フランス法に基づき強制執行が可能であるか否かは不透明である。上記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額を支払う義務を含む、本社債に基づく支払義務が、フランス法に基づき違法または強制執行不能である場合、発行会社は、本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。

従って、グロスアップ事由の発生時に発行会社が本社債を償還しない場合、本社債権者は、本社債のもとで支払われるべき全額を下回る金額を受け取ることになり、かつ本社債の市場価格に悪影響が生じる可能性がある。

金利の変更は、固定利付社債の市場価格、利回りおよび/または流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記「利息支払の方法」に従い、発行会社は固定利付の本社債を発行する。

本社債等の固定利付社債への投資には、本社債の発行後の市場金利の変動が、本社債の市場価格、利回りおよび/または流動性に重大な悪影響を及ぼし、その結果、本社債権者が本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性があるというリスクを伴う。

本社債の市場価格は、多くの事象により悪影響を受ける可能性がある。

本社債の市場価格は、発行会社の信用力および/または本社債の信用格付ならびに、程度の差はあるが、市場金利の変動、利回りおよび指数、為替レート、インフレ率ならびに満期日（満期日のある本社債の場合）または任意償還日までの残存期間に影響される。発行会社の信用力に関するリスクの詳細については、下記「本社債の信用格付の引下げまたは格付手法の変更は本社債の市場価格および流動性に影響を与える可能性がある。」のサブセクションを参照のこと。

また、本社債の市場価格は、金融機関が一般的に発行する証券（その他Tier1証券など）の区分に影響を与える事象によって、発行会社の当該証券自体はその事象の影響を受けない場合でも、悪影響を受ける可能性がある。例えば、2023年3月のUBSによるクレディ・スイスの買収に関して、スイス当局は、クレディ・スイスの（普通株式Tier1資本を構成するため、その他Tier1証券より下位に位置する）普通株式の株主は買収に関する補償を受けるにもかかわらず、クレディ・スイスのその他Tier1証券において、クレディ・スイスへの特別な国家的支援の提供時に当該証券の全額の元本削減を規定する条項を発動した。スイス当局による元本

削減の発表は、クレディ・スイスのその他Tier1証券の元本削減を発動する条項が含まれていない商品も含め、（発行会社を含む）他の銀行のその他Tier1証券の市場価格に悪影響を及ぼした。

かかる要因および事由（またはそのような要因や事由が発生する可能性があるという認識）が、市場の変動を引き起こす可能性があり、また、かかる変動が本社債の市場価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、経済状況および市況が本社債の市場価格にその他の重大な悪影響は及ぼす可能性がある。また、本社債権者が本社債を売却する時の価格が、本社債権者が支払った発行価格または購入価格よりも下落（重大な損失になる可能性もある。）している場合がある。これらのリスクにより、投資家が本社債に投資した金額の一部について重大な損失を被る可能性がある。

本社債に係る取引市場が発展または継続しない可能性がある。

本社債は発行時に市場が確立されていない可能性があり、将来、本社債に係る活発な取引市場が発展または継続しない可能性がある。本社債の取引市場が発展した場合に、当該市場はあまり流動的ではない可能性があり、本社債は、実勢金利、類似する証券の市場、一般的な経済状況、発行会社の財務状況および法的または規制の変更に応じて、当初募集価格と比較して、割り引いて取引する場合がある。

そのため、投資家が本社債を容易にもしくは期待される利回りもしくは発展した流通市場を有する類似する投資に相当する利回りを投資家に提供する価格で売却、移転または処分することができないという重大なリスクがある。その結果、本社債権者に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債権者が本社債への投資の一部を失う可能性がある。

また、発行会社は、上記「償還の方法 - (3) 買入れおよび消却 (a)」の規定（規制当局の許可または承認を含む。）に従い、本社債を買入れることができるが、発行会社はこれを行う義務はない。発行会社による買入れは、本社債の流通市場の流動性、ひいては投資家が流通市場で本社債を売却する際の価格および条件に影響を与える可能性がある。

投資対象の法的適格性の考慮により、一定の投資家の投資は制限される可能性がある。

一定の投資家の投資活動は、投資適格対象法令、または特定の当局による調査もしくは規制の対象となる。投資を検討する者は、自身の法律の専門家と相談し、（ ）各自にとって本社債が法的に投資適格であるかおよびその程度、（ ）本社債を各種借入の担保に使用できるかおよびその程度、ならびに（ ）本社債の購入または担保設定に適用されるその他の制限があるかまたはその程度、について決定すべきである。金融機関は、自身の法律の専門家または適切な規制当局と相談し、適用あるリスクベースの資本規則および類似の規則に基づく本社債の適切な取扱いを決定すべきである。発行会社、共同主幹事会社、代理人またはそれらの関連会社は、本社債の投資を検討する者による本社債の取得の合法性（その設立準拠地または異なる場合は）それが事業を行う法域の法律に基づくものかを問わない。）、またはかかる投資を検討する者による適用ある法律、規制または規制方針の遵守に関して、責任を有さず、または引き受けない。

本社債の信用格付の引下げまたは格付手法の変更は本社債の市場価格および流動性に影響を与える可能性がある。

1社または複数の独立信用格付機関（S&P、ムーディーズまたはフィッチ等）が長期および短期債務について発行会社の信用格付を付与することがあり得る。長期および短期債務についての発行会社の信用格付は、本社債を含むその債務についての発行会社の支払能力の評価であり、ある程度、発行会社の信用力に関する投資家の一般的な評価により影響を受ける可能性がある。このため発行会社の信用格付の引下げの実施または見込みは、本社債の信用格付に重大な影響を与え、ひいては本社債の市場価格および流通市場における本社債の流動性に重大な影響を与える可能性がある。その結果、投資家が本社債を容易に、または発行会社の

信用格付が引下げられていなければ売却できたであろう価格で、売却することができないリスクが存在する。

また信用格付機関は、随時、長期および短期債務に関して発行会社に付与された信用格付を変更または取下げの可能性がある、または、本社債に類似した特徴を有する証券の格付手法を将来変更する可能性もある。こうした変更にはある発行会社の優先証券に付与されている格付と本社債に類似した特徴を有する証券に付与されている格付との関連性（しばしば「ノッチング（差異化）」と呼ばれる。）を含む場合がある。格付機関が将来かかる証券の格付慣行を変更し、かつ/または本社債の格付がその後引下げられ、変更され、停止され、または取下げされた場合には、本社債の取引価格に対してマイナスの影響を与える可能性があり、その結果、本社債権者が本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性がある。

為替リスク

日本円の価値はユーロ、米ドルおよびその他の主要な通貨に対して変動しており、日本および国際的な政治や経済情勢ならびにその他の要因の影響を受けている。投資家が日本円以外の通貨(以下「投資家通貨」という。)で投資運用益を評価する場合、日本円と投資家通貨との間の為替レートの著しい変動等、本社債への投資に伴う一定の為替リスクが生じる。投資家通貨に対する円安の影響により、本社債の実際の投資利回りが本社債の利回りを下回る可能性があるほか、本社債の利息収入および利益を投資家通貨に換算することによる為替差損が生じる可能性がある。その結果、投資家は期待した元本または利息の運用益を下回る、あるいは状況によっては大幅に下回る運用益を受け取る可能性がある。

上位優先債券は、欧州の法案に基づき預金債務に劣後する可能性がある。

2023年4月18日、欧州委員会は、BRRD、単一破綻処理メカニズム規則、および預金保証スキームに関する2014年4月16日付の欧州議会および欧州理事会指令第2014/49/EU号を改正して、CMDIの枠組みを調整しさらに強化するための立法パッケージを提出した。欧州議会は、2024年4月25日、欧州委員会により提案された当該立法パッケージの第一読会での立場を示す立法決議を公表した。欧州理事会は、2024年6月19日、当該立法パッケージの見直しに関する交渉権限に同意し、早期の第二読会で合意に達することを視野に入れた組織間交渉の道筋をつけた。提案どおりに実施された場合、（本社債等の）上位優先債券は、発行会社の預金と同順位ではなくなり、代わりに、（本社債等の）上位優先債券は、すべての預金者の債権に対する払戻請求権よりも下位となる。そのため、（本社債等の）上位優先債券の投資家はその投資の全部または一部について損失を被るリスクが高まる可能性がある。

本社債に関する投資家に係る情報の開示

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社であるクレディ・アグリコル証券会社 東京支店、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社およびS M B C日興証券株式会社に対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出が無い限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社に開示、提供および共有される予定である。なお、発行会社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使用しない。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、社債の名称、ならびに共同主幹事会社の名称が記載される。なお、社債の名称は、以下のものを使用する予定である。

「クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）」

下記の文言が発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「下記<クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）>、<クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）>および<クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）>の各見出しの下に定義された用語は、当該見出しに記載される社債に係る用語を指します。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対してもしくはその計算においてもしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対しもしくはその計算においてもしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債の元金および利息は、本社債相互間およびその他の非上位優先債務の間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成します。また、

- (a) 発行会社のその他劣後債務、資本劣後債務、現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付（*prêts participatifs*）、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）ならびに超劣後債務に優先し、
- (b) 上位優先債務ならびに法的な優先権の適用を受けるすべての現在および将来における請求権に劣後します。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたは非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、その他劣後債務、資本劣後債務、超劣後債務ならびにそれ以外の非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先します。

発行会社の当該裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）において、また、本社債に優先する順位であるかまたは優先する順位とされている発行会社の債務に対する支払いが不完全な場合、本社債に係る発行会社の債務は法律の適用により消滅します。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負います。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対しもしくはその計算においてもしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債の元金および利息は、本社債相互間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成します。また、

- (a) 本社債の全額または一部がTier2資本を構成する限り、
 - (i) すべての他の資本劣後債務と同順位であり、
 - (ii) 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付 (*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) ならびに超劣後債務に優先し、
 - (iii) i. 非劣後債務
 - ii. その他劣後債務に劣後し、
- (b) 本社債の全額がTier2資本から除外された場合、
 - (i) 本社債が以下の段落(ii)および(iii)に従い優先または劣後するその他劣後債務を除いたその他のすべてのその他劣後債務と同順位であり、
 - (ii) i. 資本劣後債務
 - ii. 本社債に劣後する順位であるか劣後する順位とされているその他劣後債務
 - iii. 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付 (*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) ならびに超劣後債務に優先し、
 - (iii) i. 非劣後債務
 - ii. 本社債に優先する順位とされているその他劣後債務に劣後します。

発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由 (*liquidation amiable*) により清算された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、上記に詳述するそれぞれについて、当該本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている債務の保有者よりも前に本社債に基づく支払いを受ける権利を有しますが、当該本社債に優先する順位であるかしくは優先する順位とされている債務の保有者よりも後に本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

発行会社の当該裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) において、また、当該本社債に優先する順位であるかまたは優先する順位とされている発行会社の債務に対する支払いが不完全な場合、当該本社債に係る発行会社の債務は法律の適用により消滅します。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負います。」

<クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）に関する情報>

注：別段の記載がある場合を除き、<クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）に関する情報>で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

第1 [募集要項]

本「第1 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（以下「第18回期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）、クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（以下「第19回期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（以下「第20回期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第18回期限前償還条項付非上位円貨社債>、<第19回期限前償還条項付非上位円貨社債>および<第20回期限前償還条項付非上位円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第18回期限前償還条項付非上位円貨社債、第19回期限前償還条項付非上位円貨社債および第20回期限前償還条項付非上位円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1 [社債（短期社債を除く。）の募集]

<第18回期限前償還条項付非上位円貨社債>

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	257億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	257億円

発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率 (%)	2025年1月18日(その日を含む。)から2028年1月17日(その日を含む。)までの期間については、年1.562%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法 - (3)」に従って、ブルームバーグGDC0 44079 11 1 頁(下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。)に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。)に0.830%を加算した率(年利)とする。
利払日	毎年1月17日 および7月17日	任意償還日	2028年1月17日
償還期限	2029年1月17日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2025年1月10日
払込期日	2025年1月17日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) **第2次金融商品市場指令(MiFID II)プロダクト・ガバナンス/適格取引先、プロ投資家、リテール顧客(日本国内)ターゲット市場**

(a) 欧州連合の指令第2014/65/EU号(その後の改正を含む。「第2次金融商品市場指令」または「MiFID II」という。)、(b) 第2次金融商品市場指令を補足する欧州委員会委任指令(EU)第2017/593号第9条および第10条に規定される組成会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2023年8月3日付で欧州証券市場監督局によって公表されたガイドライン第19号において言及されている5つの類型を考慮すると、(i) 本社債のターゲット市場は、第2次金融商品市場指令に定義される、適格取引先、プロ顧客および日本国内のリテール顧客に限定され(ただし、リテール顧客に関しては、発行市場においては法人および企業に限定される。疑義を避けるために付言すると、これらは社団法人および財団法人等を含む。)、ならびに(ii) 適格取引先、プロ顧客およびリテール顧客(上記に定義され、また、発行市場においては上記のとおり限定される。)に対する本社債の販売チャンネルの全ては、販売管轄において適用ある証券法および規則に従って適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者(以下「販売会社」という。)は、組成会社のターゲット市場の評価を考慮すべきである。ただし、第2次金融

商品市場指令に服する販売会社は、本社債に関して（組成会社のターゲット市場の評価を採用または改良することにより）自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを定める責任がある。

本社債について、上記に記載されている組成会社は発行会社である。

< 第19回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	46億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	46億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率（%）	2025年1月18日（その日を含む。）から2030年1月17日（その日を含む。）までの期間については、年1.729%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法 - (3)」に従って、ブルームバーグ GDC0 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）に0.900%を加算した率（年利）とする。
利払日	毎年1月17日 および7月17日	任意償還日	2030年1月17日
償還期限	2031年1月17日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2025年1月10日
払込期日	2025年1月17日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) **第2次金融商品市場指令(MiFID II)プロダクト・ガバナンス/適格取引先、プロ投資家、リテール顧客（日本国内）ターゲット市場**

(a) 欧州連合の指令第2014/65/EU号（その後の改正を含む。「第2次金融商品市場指令」または「MiFID II」という。）、(b) 第2次金融商品市場指令を補足する欧州委員会委任指令（EU）第2017/593号第9条および第10条に規定される組成会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2023年8月3日付で欧州証券市場監督局によって公表されたガイドライン第19号において言及されている5つの類型を考慮すると、(i) 本社債のターゲット市場は、第2次金融商品市場指令に定義される、適格取引先、プロ顧客および日本国内のリテール顧客に限定され（ただし、リテール顧客に関しては、発行市場においては法人および企業に限定される。疑義を避けるために付言すると、これらは社団法人および財団法人等を含む。）、ならびに(ii) 適格取引先、プロ顧客およびリテール顧客（上記に定義され、また、発行市場においては上記のとおり限定される。）に対する本社債の販売チャンネルの全ては、販売管轄において適用ある証券法および規則に従って適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者（以下「販売会社」という。）は、組成会社のターゲット市場の評価を考慮すべきである。ただし、第2次金融商品市場指令に服する販売会社は、本社債に関して（組成会社のターゲット市場の評価を採用または改良することにより）自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを定める責任がある。

本社債について、上記に記載されている組成会社は発行会社である。

< 第20回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	85億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	85億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率（%）	2025年1月18日（その日を含む。）から2035年1月17日（その日を含む。）までの期間については、年2.114%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法 - (3)」に従って、ブルームバーグ GDC0 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）に1.000%を加算した率（年利）とする。
利払日	毎年1月17日 および7月17日	任意償還日	2035年1月17日
償還期限	2036年1月17日	募集の方法	一般募集

申込証拠金	なし	申込期間	2025年1月10日
払込期日	2025年1月17日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) **第2次金融商品市場指令(MiFID II)プロダクト・ガバナンス/適格取引先、プロ投資家、リテール顧客（日本国内）ターゲット市場**

(a) 欧州連合の指令第2014/65/EU号（その後の改正を含む。「第2次金融商品市場指令」または「MiFID II」という。）、(b) 第2次金融商品市場指令を補足する欧州委員会委任指令（EU）第2017/593号第9条および第10条に規定される組成会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2023年8月3日付で欧州証券市場監督局によって公表されたガイドライン第19号において言及されている5つの類型を考慮すると、(i) 本社債のターゲット市場は、第2次金融商品市場指令に定義される、適格取引先、プロ顧客および日本国内のリテール顧客に限定され（ただし、リテール顧客に関しては、発行市場においては法人および企業に限定される。疑義を避けるために付言すると、これらは社団法人および財団法人等を含む。）、ならびに(ii) 適格取引先、プロ顧客およびリテール顧客（上記に定義され、また、発行市場においては上記のとおり限定される。）に対する本社債の販売チャンネルの全ては、販売管轄において適用ある証券法および規則に従って適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者（以下「販売会社」という。）は、組成会社のターゲット市場の評価を考慮すべきである。ただし、第2次金融商品市場指令に服する販売会社は、本社債に関して（組成会社のターゲット市場の評価を採用または改良することにより）自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを定める責任がある。

本社債について、上記に記載されている組成会社は発行会社である。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「振替機関」という。）（注）	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。当該公告は、かかる刊行物の刊行日になされたものとみなされ、異なる日に刊行される場合、最初の刊行日になされたものとみなされる。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

< 第18回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2025年1月10日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.20%に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		25,700	

< 第19回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2025年1月10日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.25%に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		4,600	

< 第20回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		

クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2025年1月10日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.35%に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		8,500	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認 事務取扱者の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年1月10日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

利息支払の方法

< 第18回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

(1) 本社債の利息は2025年1月18日(その日を含む。)から2029年1月17日(その日を含む。)までの期間中、これを付し(ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。)、毎年1月17日および7月17日の年2回、直前の利払日(以下に定義する。)(その日を含まない。)(初回の利払日に関しては、本社債の発行日(その日を含まない。))から各利払日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日(その日を含む。)から最後の日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債には、2025年1月18日(その日を含む。)から2028年1月17日(その日を含む。)までの期間中、本社債の金額に対して年1.562%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2028年1月18日(その日を含む。)から2029年1月17日(その日を含む。)までの間(以下「改定後利率適用期間」という。)、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従い決定される改定後適用利率(以下に定義する。)により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(以下に定義する。)に0.830%を加算した率(年利)(以下「改定後適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 利率決定基準日(以下に定義する。)に、利率確認事務取扱者(以下に定義する。)は、発行会社に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本発行登録追補書類の本項において、

「1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート」とは、固定金利とTONA(以下に定義する。)の複利(後決め)を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年2回払いの1年物のスワップ・レート(またはその後継スワップ・レート)をいう。

「1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート」とは、利率決定基準日の午前10時00分(東京時間)にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁(以下に定義する。)に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートのミッド・レートをいう。

「ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁」とは、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ(もしくはその承継サービス)のGDC0 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDC0 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「利率決定基準日」とは、利率改定日（以下に定義する。）の2営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日（下記「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」に定義する。）をいう。

- (ii) 利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁において1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されない場合またはブルームバーグGDC0 44079 11 1頁が利用不能である場合（ただし、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の場合を除く。）には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義する。）に対し、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求める。この場合、
- (x) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが4つ以上の場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。
 - (y) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが2つまたは3つの場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。
 - (z) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが1つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、かかる1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求めるものとし、この場合には、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が2つに満たなかった場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日の直前の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートで、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。当該最新の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを決定でき

ない場合、改定後適用利率は、準用して適用されることとなる下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の規定に従い決定される。

本発行登録追補書類の本項において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）を提示可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c) ベンチマークの廃止等

(i) 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関連してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合で、改定後適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記(ii)に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義する。）を決定し、下記(iii)に従ってスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば）および下記(iv)に従ってベンチマーク関連修正（以下に定義する。）を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生し、後継レートまたは代替参照レートが決定されない場合、改定後適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）関連する頁で最後に参照可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに基づき算出するものとする。

(x) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行会社によって任命された独立アドバイザーが、利率決定基準日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定をできない場合。

(z) 後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由（下記「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に定義する。）が生じるか、関連規制当局（下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」に定義する。）および/もしくは関連破綻処理当局（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）が、満期日（下記「償還の方法 - (1) 満期償還」に定義する。）ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うであろうと発行会社が判断する場合。

(ii) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

- (x) 後継レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3)(c)」の運用に従う。）。
- (y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3)(c)」の運用に従う。）。

(iii) スプレッド調整

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

(iv) ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (3)(c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項（かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素（スプレッド調整を含む。）を含むがこれに限定されない。）に係る社債の要項の修正（当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、(ii)ベンチマーク関連修正の規定を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関連業務規程等の許容する範囲内で、下記(v)に従ってその旨を通知することを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

(v) 通知

発行会社は、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し、また上記「公告の方法」に従い本社債権者に対しては公告により、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的な規定の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を定めるものとする。

- (vi) 当該通知において定める後継レートもしくは代替参照レート（場合による。）ならびに、適用ある場合、スプレッド調整（もしあれば）および/またはベンチマーク関連修正の具体的な規定（もしあれば）は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。ただし、その義務の履行において独立した専門家として誠実かつ商業上合理的な方法で職務を行う独立アドバイザーが、後日、後継レートまた

は代替参照レートが、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに実質的に相当し得るものではなくなった、または業界で受け入れられる後継レートを構成しないと判断する場合を除く。その場合、日本円の金利（またはその構成要素）を決定する目的で国際債券市場取引で慣例的に適用されている、後継レートもしくは代替参照レートを確認するか、または代わりの後継レートもしくは代わりの代替参照レートを決定するために、発行会社は、独立アドバイザー（元の独立アドバイザーと同じか否かは問わない）を再度任命する。

(vii) 当初参照レートの存続

上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法 - (3)(b)(ii)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えることにより生じる本社債権者に対する経済的不利益または利益を、その状況において実務上合理的な範囲で低減または除去するために、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

- (i) 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるもの。
- (ii) （かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。
- (iii) （独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。
- (iv) （独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法 - (3)(c)(ii)」に従って決定し、かつ日本円の金利（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

- (i) 当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。
- (ii) 当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。

- (iii) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。
- (iv) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が対象市場の指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。
- (v) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが不法となること。

ただし、

- (i)、(ii)および(iii)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、当初参照レート（またはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（またはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（またはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。）に生じるものとする。
- (iv)および(v)の場合、ベンチマーク事由は、(y)監督者が、有効な指標性を有していないこと、計算方法の大幅な変更、または不法となることが生じたもしくは生じることとなる（該当する場合）と決定した日、また(z)関連する公式声明が行われた日のいずれか遅い日に生じるものとする。
- TONAに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法 - (3)(c)(i)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。独立アドバイザーは、発行会社が上記「利息支払の方法 - (3)(c)(i)」に基づいて独立アドバイザーとして別の者を任命しない限り、利率確認事務取扱者とする。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

- (i) ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。
- (ii) (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループ、または(d)金融安定理事会もしくはその一部、のいずれかが援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指名機関によって正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する、当初参照レートの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイ

ザーは、本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

- (d) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後5営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、これらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (e) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (f) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (3)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務（独立アドバイザーが利率確認事務取扱者と同ーとなる場合を除く。）および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同ーの銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。
- (4) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年1月18日（その日を含む。）から2028年1月17日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)2028年1月18日（その日を含む。）以降は1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

< 第19回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は2025年1月18日（その日を含む。）から2031年1月17日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。）、毎年1月17日および7月17日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日

とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債には、2025年1月18日（その日を含む。）から2030年1月17日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年1.729%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2030年1月18日（その日を含む。）から2031年1月17日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の（i）または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（以下に定義する。）に0.900%を加算した率（年利）（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 利率決定基準日（以下に定義する。）に、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本発行登録追補書類の本項において、

「1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート」とは、固定金利とTONA（以下に定義する。）の複利（後決め）を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年2回払いの1年物のスワップ・レート（またはその後継スワップ・レート）をいう。

「1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート」とは、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁（以下に定義する。）に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートのミッド・レートをいう。

「ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁」とは、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ（もしくはその承継サービス）のGDC0 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDC0 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「利率決定基準日」とは、利率改定日（以下に定義する。）の2営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日（下記「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」に定義する。）をいう。

(ii) 利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁において1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されない場合またはブルームバーグGDC0 44079 11 1頁が利用不能である場合（ただし、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の場合を除く。）には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代

わって、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義する。）に対し、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求める。この場合、

- (x) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが4つ以上の場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。
- (y) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが2つまたは3つの場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。
- (z) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが1つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、かかる1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求めるものとし、この場合には、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が2つに満たなかった場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日の直前の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートで、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。当該最新の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを決定できない場合、改定後適用利率は、準用して適用されることとなる下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の規定に従い決定される。

本発行登録追補書類の本項において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）を提示可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c) ベンチマークの廃止等

(i) 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関連してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合で、改定後適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記(ii)に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義する。）を決定し、下記(iii)に従ってスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば）および下記(iv)に従ってベンチマーク関連修正（以下に定義する。）を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生し、後継レートまたは代替参照レートが決定されない場合、改定後適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）関連する頁で最後に参照可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに基づき算出するものとする。

(x) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行会社によって任命された独立アドバイザーが、利率決定基準日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定をできない場合。

(z) 後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由（下記「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に定義する。）が生じるか、関連規制当局（下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」に定義する。）および/もしくは関連破綻処理当局（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）が、満期日（下記「償還の方法 - (1) 満期償還」に定義する。）ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うであろうと発行会社が判断する場合。

(ii) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(x) 後継レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3)(c)」の運用に従う。）。

(y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3)(c)」の運用に従う。）。

(iii) スプレッド調整

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート(場合による。)にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート(場合による。)に適用される。

(iv) ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (3)(c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項(かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素(スプレッド調整を含む。))を含むがこれに限定されない。)に係る社債の要項の修正(当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。)が必要であると決定し、(ii)ベンチマーク関連修正の規定を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関連業務規程等の許容する範囲内で、下記(v)に従ってその旨を通知することを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

(v) 通知

発行会社は、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し、また上記「公告の方法」に従い本社債権者に対しては公告により、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的な規定の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日(もしあれば)を定めるものとする。

(vi) 当該通知において定める後継レートもしくは代替参照レート(場合による。)ならびに、適用ある場合、スプレッド調整(もしあれば)および/またはベンチマーク関連修正の具体的な規定(もしあれば)は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整(もしあれば)およびベンチマーク関連修正(もしあれば)の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。ただし、その義務の履行において独立した専門家として誠実かつ商業上合理的な方法で職務を行う独立アドバイザーが、後日、後継レートまたは代替参照レートが、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに実質的に相当し得るものではなくなった、または業界で受け容れられる後継レートを構成しないと判断する場合を除く。その場合、日本円の金利(またはその構成要素)を決定する目的で国際債券市場取引で慣例的に適用されている、後継レートもしくは代替参照レートを確認するか、または代わりに後継レートもしくは代わりに代替参照レートを決定するために、発行会社は、独立アドバイザー(元の独立アドバイザーと同じか否かは問わない)を再度任命する。

(vii) 当初参照レートの存続

上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法 - (3)(b)(ii)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えることにより生じる本社債権者に対する経済的不利益または利益を、その状況において実務上合理的な範囲で低減または除去するために、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

- (i) 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるもの。
- (ii) （かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。
- (iii) （独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。
- (iv) （独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法 - (3)(c)(ii)」に従って決定し、かつ日本円の金利（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

- (i) 当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。
- (ii) 当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。
- (iii) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。
- (iv) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が対象市場の指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。
- (v) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが不法となること。

ただし、

- (i)、(ii)および(iii)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、当初参照レート（またはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（またはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（またはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。）に生じるものとする。
- (iv)および(v)の場合、ベンチマーク事由は、(y)監督者が、有効な指標性を有していないこと、計算方法の大幅な変更、または不法となることが生じたもしくは生じることとなる（該当する場合）と決定した日、また(z)関連する公式声明が行われた日のいずれか遅い日に生じるものとする。
- TONAに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法 - (3)(c)(i)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。独立アドバイザーは、発行会社が上記「利息支払の方法 - (3)(c)(i)」に基づいて独立アドバイザーとして別の者を任命しない限り、利率確認事務取扱者とする。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

- (i) ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。
- (ii) (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループ、または(d)金融安定理事会もしくはその一部、のいずれかが援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指名機関によって正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する、当初参照レートの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

- (d) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後5営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、これらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (e) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

- (f) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (3)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務（独立アドバイザーが利率確認事務取扱者と同一となる場合を除く。）および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。
- (4) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年1月18日（その日を含む。）から2030年1月17日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)2030年1月18日（その日を含む。）以降は1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

< 第20回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は2025年1月18日（その日を含む。）から2036年1月17日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。）、毎年1月17日および7月17日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。
- 各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。
- (2) 本社債には、2025年1月18日（その日を含む。）から2035年1月17日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年2.114%の利率により利息が付されるものとする。
- (3)(a) 2035年1月18日（その日を含む。）から2036年1月17日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

- (b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート(以下に定義する。)に1.000%を加算した率(年利)(以下「改定後適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。
- (i) 利率決定基準日(以下に定義する。)に、利率確認事務取扱者(以下に定義する。)は、発行会社に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。
- 本発行登録追補書類の本項において、
- 「1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート」とは、固定金利とTONA(以下に定義する。)の複利(後決め)を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年2回払いの1年物のスワップ・レート(またはその後継スワップ・レート)をいう。
- 「1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート」とは、利率決定基準日の午前10時00分(東京時間)にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁(以下に定義する。)に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートのミッド・レートをいう。
- 「ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁」とは、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ(もしくはその承継サービス)のGDC0 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDC0 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。
- 「営業日」とは、銀行が東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。
- 「利率決定基準日」とは、利率改定日(以下に定義する。)の2営業日前の日をいう。
- 「利率改定日」とは、任意償還日(下記「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」に定義する。)をいう。
- (ii) 利率決定基準日の午前10時00分(東京時間)にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁において1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されない場合またはブルームバーグGDC0 44079 11 1頁が利用不能である場合(ただし、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の場合を除く。)には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社(またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者)に対し、利率決定基準日の午前10時00分(東京時間)において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート(年利で表示される。)の利率確認事務取扱者への提示を求める。東短ICAP株式会社(またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者)が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー(以下に定義する。)に対し、利率決定基準日の午前10時00分(東京時間)において提示可能であった1年物日本円オーバーナ

イト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求める。この場合、

- (x) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが4つ以上の場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。
- (y) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが2つまたは3つの場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。
- (z) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが1つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、かかる1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求めるものとし、この場合には、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が2つに満たなかった場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日の直前の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートで、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。当該最新の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを決定できない場合、改定後適用利率は、準用して適用されることとなる下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の規定に従い決定される。

本発行登録追補書類の本項において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）を提示可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c) ベンチマークの廃止等

(i) 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関連してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合で、改定後適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記(ii)に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義す

る。)を決定し、下記(iii)に従ってスプレッド調整(以下に定義する。)(もしあれば)および下記(iv)に従ってベンチマーク関連修正(以下に定義する。)を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関連業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人(かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。)または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生し、後継レートまたは代替参照レートが決定されない場合、改定後適用利率は、(下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に)関連する頁で最後に参照可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに基づき算出するものとする。

(x) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行会社によって任命された独立アドバイザーが、利率決定基準日より前に、本(i)に従って後継レートまたは(後継レートがない場合)代替参照レートの決定をできない場合。

(z) 後継レートまたは(後継レートがない場合)代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整(もしあれば)およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由(下記「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に定義する。)が生じるか、関連規制当局(下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却(適用される場合。))に対する追加条件」に定義する。)および/もしくは関連破綻処理当局(下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。)が、満期日(下記「償還の方法 - (1) 満期償還」に定義する。)ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うであろうと発行会社が判断する場合。

(ii) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(x) 後継レートが存在するとした場合、改定後適用利率(またはその構成部分)の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを(下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として)使用するものとする(ただし、本「利息支払の方法 - (3)(c)」の運用に従う。)

(y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、改定後適用利率(またはその構成部分)の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを(下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として)使用するものとする(ただし、本「利息支払の方法 - (3)(c)」の運用に従う。)

(iii) スプレッド調整

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート(場合による。)にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート(場合による。)に適用される。

(iv) ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (3)(c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項(かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素(スプレッド調整を含む。))を含むがこれに限定されない。)に係る社債の要項の修正(当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。)が必要であると決定し、(ii)ベンチマーク関連修正の規定を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関連業務規程等の許容する範囲内で、下記(v)に従ってその旨を通知することを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

(v) 通知

発行会社は、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し、また上記「公告の方法」に従い本社債権者に対しては公告により、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的な規定の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日(もしあれば)を定めるものとする。

(vi) 当該通知において定める後継レートもしくは代替参照レート(場合による。)ならびに、適用ある場合、スプレッド調整(もしあれば)および/またはベンチマーク関連修正の具体的な規定(もしあれば)は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整(もしあれば)およびベンチマーク関連修正(もしあれば)の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。ただし、その義務の履行において独立した専門家として誠実かつ商業上合理な方法で職務を行う独立アドバイザーが、後日、後継レートまたは代替参照レートが、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに実質的に相当し得るものではなくなった、または業界で受け容れられる後継レートを構成しないと判断する場合を除く。その場合、日本円の金利(またはその構成要素)を決定する目的で国際債券市場取引で慣例的に適用されている、後継レートもしくは代替参照レートを確認するか、または代わりに後継レートもしくは代わりに代替参照レートを決定するために、発行会社は、独立アドバイザー(元の独立アドバイザーと同じか否かは問わない)を再度任命する。

(vii) 当初参照レートの存続

上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法 - (3)(b)(ii)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「スプレッド調整」とは、スプレッド(正または負のいずれもあり得る。)、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを後継レートまたは代替参照レート(場合による。)に置き換えることにより生じる本社債権者に対する経済的不利益または利益を、その状況において実務上合理的な範

困で低減または除去するために、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

- (i) 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるもの。
- (ii)（かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。
- (iii)（独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。
- (iv)（独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法 - (3)(c)(ii)」に従って決定し、かつ日本円の金利（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

- (i) 当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。
- (ii) 当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。
- (iii) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。
- (iv) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が対象市場の指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。
- (v) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが不法となること。

ただし、

- (i)、(ii)および(iii)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、当初参照レート（またはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（またはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（またはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。）に生じるものとする。
- (iv)および(v)の場合、ベンチマーク事由は、(y)監督者が、有効な指標性を有していないこと、計算方法の大幅な変更、または不法となることが生じたもしくは生じることとなる

(該当する場合)と決定した日、また(z)関連する公式声明が行われた日のいずれか遅い日に生じるものとする。

- TONAに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行(またはその後継管理者)であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法 - (3)(c)(i)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。独立アドバイザーは、発行会社が上記「利息支払の方法 - (3)(c)(i)」に基づいて独立アドバイザーとして別の者を任命しない限り、利率確認事務取扱者とする。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率(またはその構成部分)を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート(該当する場合)を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート(該当する場合)に関して、以下のいずれかを意味する。

- (i) ベンチマークもしくはスクリーン・レート(該当する場合)が適用される通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート(該当する場合)の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。
- (ii) (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート(該当する場合)が適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート(該当する場合)の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループ、または(d)金融安定理事会もしくはその一部、のいずれかが援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指名機関によって正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する、当初参照レートの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、本社債の特性および発行会社の性質(ただし、これに限定されない。)を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

- (d) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後5営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、これらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (e) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (f) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者(以下「利率確認事務取扱者」という。)として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率(改定後適用利率を含むがこれに限定されない。)の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (3)」に基づく発行会社の一切の義務(独立アドバイザーによって行われる義務(独立アドバイザーが利率確認事務取扱者と同ーとなる場合を除く。))および公告を行う義務を除く。)の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務

も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。

- (4) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年1月18日（その日を含む。）から2035年1月17日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)2035年1月18日（その日を含む。）以降は1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

< 第18回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」または「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2029年1月17日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を満期日前に償還または返済することはできない。

(2) 税務事由が発生した場合の償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次の利払日に追加額（下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に定義する。）を支払うことなく本社債に関する支払うべき利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できないとき（以下「源泉徴収税務事由」という。）、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、当該追加額の支払いを下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき求められることなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用し

なければならない。)によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合(以下「グロスアップ事由」という。)、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合(発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、次段落に定める証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。)は実務上可能な限り速やかに(ただし、かかるフランス法令に従って)、その選択によりいつでも(ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却(適用される場合。)に対する追加条件」の規定に従って)、その時点で未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還期日(その日を含む。)までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日および(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する発行会社の法律顧問(社内顧問を含む。)の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「税務事由」とは源泉徴収税務事由またはグロスアップ事由を意味する。

(3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由(以下に定義する。)が発生した場合、発行会社はその選択により、(ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却(適用される場合。)に対する追加条件」の規定に従って)上記「公告の方法」に従い本社債権者に30日以内15日以上の上記の事前の公告(当該公告は取り消すことができない。)をすることを条件として、いつでも、その時点で未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還期日(その日を含む。)までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または(場合により)償還期日後90日以内にMREL/TLAC不適

格事由が発生することになる旨の証明書を償還期日の15営業日以上前に財務代理人に交付し、当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「MREL/TLAC不適格事由」とは、本社債の全額または一部がMREL/TLAC適格金融商品（下記「本社債の地位」に定義する。）として不適格となる可能性がある、適用あるMREL/TLAC規制（下記「本社債の地位」に定義する。）に基づく本社債の区分の変更、または、当該本社債に量的制限が適用された場合をいう。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日時点において、合理的に予測可能であったか、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

(4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上での事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2028年1月17日をいう。

(5) 買入れおよび消却

(a) 買入れ

発行会社は、その選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。発行会社によりまたは発行会社のために買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等に従い、これを保有し、かつ転売し、または下記「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却(b)」に従って消却することができる。

(b) 消却

適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めのある場合を除いて、償還された、または（上記「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却(a)」に従って）消却のために買入れられたすべての本社債は直ちに消却され、また、発行会社によりまたは発行会社のために別途買入れられた本社債は消却することができる（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

(6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」および「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に基づく、発行会社による本社債の償還または買入れおよび消却（適用される場合。）の選択は、(i)適用あるMREL/TLAC規制により禁じられていない償還または買戻しおよび消却（適用される場合。）であることならびに(ii)（必要があれば）関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可を条件とする。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可(必要な場合。)を与えることを拒否することは、いかなる目的においても債務不履行を構成しないものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

< 第19回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」または「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）していない限り、2031年1月17日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を満期日前に償還または返済することはできない。

(2) 税務事由が発生した場合の償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次の利払日に追加額（下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に定義する。）を支払うことなく本社債に関する支払うべき利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できないとき（以下「源泉徴収税務事由」という。）、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、当該追加額の支払いを下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき求められることなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合（以下「グロスアップ事由」という。）、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、次段落に定める証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法令に従って）、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を

本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日および(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する発行会社の法律顧問（社内顧問を含む。）の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「税務事由」とは源泉徴収税務事由またはグロスアップ事由を意味する。

(3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社はその選択により、（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）上記「公告の方法」に従い本社債権者に30日以内15日以上以前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることを条件として、いつでも、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または（場合により）償還期日後90日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨の証明書を償還期日の15営業日以上前に財務代理人に交付し、当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「MREL/TLAC不適格事由」とは、本社債の全額または一部がMREL/TLAC適格金融商品（下記「本社債の地位」に定義する。）として不適格となる可能性がある、適用あるMREL/TLAC規制（下記「本社債の地位」に定義する。）に基づく本社債の区分の変更、または、当該本社債に量的制限が適用された場合をいう。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日時点において、合理的に予測可能であったか、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

(4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上での事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2030年1月17日をいう。

(5) 買入れおよび消却

(a) 買入れ

発行会社は、その選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。発行会社によりまたは発行会社のために買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等に従い、これを保有し、かつ転売し、または下記「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却(b)」に従って消却することができる。

(b) 消却

適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めのある場合を除いて、償還された、または（上記「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却(a)」に従って）消却のために買入れられたすべての本社債は直ちに消却され、また、発行会社によりまたは発行会社のために別途買入れられた本社債は消却することができる（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

(6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」および「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に基づく、発行会社による本社債の償還または買入れおよび消却（適用される場合。）の選択は、(i)適用あるMREL/TLAC規制により禁じられていない償還または買戻しおよび消却（適用される場合。）であることならびに(ii)（必要があれば）関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可を条件とする。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可（必要な場合。）を与えることを拒否することは、いかなる目的においても債務不履行を構成しないものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

< 第20回期限前償還条項付非上位円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC 不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」または「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2036年1月17日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を満期日前に償還または返済することはできない。

(2) 税務事由が発生した場合の償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次回の利払日に追加額（下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に定義する。）を支払うことなく本社債に関する支払うべき利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できないとき（以下「源泉徴収税務事由」という。）、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、当該追加額の支払いを下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき求められることなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合（以下「グロスアップ事由」という。）、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、次段落に定める証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法令に従って）、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授権された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日および(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨を記載した証明書

を、上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する発行会社の法律顧問（社内顧問を含む。）の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「税務事由」とは源泉徴収税務事由またはグロスアップ事由を意味する。

(3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社はその選択により、（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）上記「公告の方法」に従い本社債権者に30日以内15日以上の上記の事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることを条件として、いつでも、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または（場合により）償還期日後90日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨の証明書を償還期日の15営業日以上前に財務代理人に交付し、当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「MREL/TLAC不適格事由」とは、本社債の全額または一部がMREL/TLAC適格金融商品（下記「本社債の地位」に定義する。）として不適格となる可能性がある、適用あるMREL/TLAC規制（下記「本社債の地位」に定義する。）に基づく本社債の区分の変更、または、当該本社債に量的制限が適用された場合をいう。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日時点において、合理的に予測可能であったか、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

(4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上での事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2035年1月17日をいう。

(5) 買入れおよび消却

(a) 買入れ

発行会社は、その選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。発行会社によりまたは発行会社のために買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等に従い、これを保有し、かつ転売し、または下記「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却(b)」に従って消却することができる。

(b) 消却

適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めのある場合を除いて、償還された、または（上記「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却(a)」に従って）消却のために買入れられたすべての本社債は直ちに消却され、また、発行会社によりまたは発行会社のために別途買入れられた本社債は消却することができる（ただし、下記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

(6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」および「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却」に基づく、発行会社による本社債の償還または買入れおよび消却（適用される場合。）の選択は、(i)適用あるMREL/TLAC規制により禁じられていない償還または買戻しおよび消却（適用される場合。）であることならびに(ii)（必要があれば）関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可を条件とする。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可（必要な場合。）を与えることを拒否することは、いかなる目的においても債務不履行を構成しないものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

担 保

本社債はいかなる担保あるいは保証も付されていない。

本社債の地位

本社債は、フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に定義される非上位優先債務（以下に定義する。）である。

本社債の元金および利息は、本社債相互間およびその他の非上位優先債務の間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、優先 (*chirographaires*) かつ無担保の債務を構成する。また、

- (a) 発行会社のその他劣後債務 (以下に定義する。)、資本劣後債務 (以下に定義する。)、現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付 (*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) ならびに超劣後債務 (以下に定義する。) に優先し、
- (b) 上位優先債務 (以下に定義する。) ならびに法的な優先権の適用を受けるすべての現在および将来における請求権に劣後する。

発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたは非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、その他劣後債務、資本劣後債務、超劣後債務ならびにそれ以外の非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先する。

発行会社の当該裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) において、また、本社債に優先する順位であるかまたは優先する順位とされている発行会社の債務に対する支払いが不完全な場合、本社債に係る発行会社の債務は法律の適用により消滅する。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

本社債についての発行会社の意図は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上本社債がMREL/TLAC適格金融商品として扱われること、ならびに本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもちや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響を受けないことである。ただし、この場合、発行会社は、上記「償還の方法 - (3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に従って本社債を償還することができる。

本社債に関する担保提供制限はない。

本発行登録追補書類の本項において、

「その他Tier1資本」とは、適用ある銀行規制 (以下に定義する。) により随時付与される意味を有する。

「適用ある銀行規制」とは、いかなる時においても、フランス共和国でその時点において効力を有する適正資本に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する適正資本に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「適用あるMREL/TLAC規制」とは、(i)MREL (以下に定義する。) ならびに(ii)FSB TLACタームシート (以下に定義する。) に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針をいう。(i)および(ii)に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての規制、要件、ガイドラインおよび方針 (BRRD、CRR規則およびCRD (それぞれ以下に定義する。)) を含むが、これらに限らない。) を意味する。

「BRRD」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会指令第2014/59/EU号を意味し、金融機関および投資会社の損失吸収力ならびに資本

再構築力に関する指令第2014/59/EU号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会指令（（EU）第2019/879号）および指令（第98/26/EC号）により改正され（その後の改正または置き換えを含む。）、または場合によっては、フランス法に基づくあらゆる実施規定を意味する。

「資本劣後債務」とは、2020年12月28日より前にTier2資本（以下に定義する。）を構成していたまたは全額もしくは一部がTier2資本を構成する発行会社の現在および将来の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務（全額または一部がTier2資本を構成する場合に限り、全額がその他Tier1資本から除外されている2020年12月28日より後の日付で発行された、借り入れられたまたはその他の方法による債務を含むが、これに限らない。）であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i)現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付（*prêts participatifs*）、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）ならびに超劣後債務に優先する順位であり、かつ(ii)その他劣後債務に劣後する順位の債務を意味する。

「CRD指令」とは、2013年6月26日付の金融機関の活動ならびに金融機関および投資会社の健全性監督に対するアクセスに関する欧州議会および欧州理事会指令第2013/36/EU号を意味し、適用外事業体、金融持株会社、複合金融持株会社、報酬、監督措置および権限ならびに資本保全措置に関する指令第2013/36/EU号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会指令（EU）第2019/878号により改正され（その後の改正または置き換えを含む。）、または場合によっては、フランス法に基づくあらゆる実施規定を意味する。

「CRD」とは、(i)CRD指令および(ii)CRR規則を総称したものを意味する。

「CRR規則」とは、金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）第575/2013号を意味し、レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に関する要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、清算機関に対するエクスポージャー、集団投資の引受けに対するエクスポージャー、大規模エクスポージャー、報告および開示の要件に関する規則（EU）第575/2013号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）第2019/876号ならびに規則（EU）第648/2012号により改正される（その後の改正または置き換えを含む。）。

「超劣後債務」とは、現在または将来の発行会社の超劣後債務（全額または一部がその他Tier1資本を構成する場合に限り2020年12月28日より後に発行された超劣後債務を含み、また、2020年12月28日より前に発行された超劣後債務を含むが、これらに限らない。）であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i)発行会社が発行するいずれかの種類の株式資本にのみ優先し、かつ、(ii)現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付（*prêts participatifs*）、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）、資本劣後債務、その他劣後債務ならびに非劣後債務（以下に定義する。）に劣後する順位の債務を意味する。

「FSB TLACタームシート」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力および資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力（TLAC）タームシート（その後の改正を含む。）を意味する。

「MREL」とは、BRRD第45条以下（フランス法により国内法制化）、単一破綻処理メカニズム規則（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）第12条以下および2016年5月23日付欧州委員会委任規則（EU）第2016/1450号（その後の改正を含む。）に従って定められた金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」（または、適用あるMREL/TLAC規制および/または適用ある銀行規制に基づき、これを承継する基準）を意味する。

「MREL/TLAC適格金融商品」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従い、かつ、疑義を避けるために付言すると、適用あるMREL/TLAC規制により特定の種類の金融商品に適用されうる量的制限に関係なく、発行会社のMRELおよびTLACに算入可能な金融商品をいう。

「その他劣後債務」とは、(a)2020年12月28日より前に全額もしくは一部がその他Tier1資本もしくはTier2資本を構成したことがないか、または(b)2020年12月28日より後の日付で発行された、借り入れられた、もしくはその他の方法による、全額がその他Tier1資本およびTier2資本から除外されている、現在および将来の直接、無条件、無担保かつ劣後の発行会社の債務であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i)資本劣後債務および超劣後債務に優先し、かつ、(ii)非劣後債務に劣後する順位の債務を意味する。

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-4°項の施行よりも前(すなわち、2016年12月11日より前)に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

「Tier2資本」とは、その時々適用ある銀行規制のもとでの補完的項目(Tier2)の構成要素として扱われる資本を意味する。

「非劣後債務」とは、現在および将来の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務(疑義を避けるために付言すると、上位優先債務、非上位優先債務および預金者に対する債務を含む。)であり、発行会社の貸付、社債またはその他の金融商品の形式であるかにかかわらず、その他劣後債務、資本劣後債務および超劣後債務に優先する順位の債務を意味する。

財務上の特約

該当事項なし

社債権者集会

(1) (i)本社債のその時点での未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合(かかる本社債権者は財務代理人に対し振替機関または関連する口座管理機関(下記「摘要 - (4) 支払い」の第1段落に定義する。))により発行された当該本社債の保有を証する証明書(以下「保有証明書」という。)を提示するものとする。)または(ii)発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社のために当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する(その時点で未償還の)本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機

関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）

(b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授権される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授権されることのある社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

(4) 上記の規定にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面でまたは（発行会社が電磁的方法によりその同意の表明を許可した場合は）電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。

(5) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

(6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

(7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。

(8) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(9) 疑義を避けるために付言すると、本社債における法定損失吸収権限の行使の効果（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(a)」に定義する。）および法定損失吸収権限行使を有効にするための社債の要項の修正（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(a)」に定義する。）は、法定損失吸収権限（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、（フランス法に準拠し、フランス法に従って解釈される発行会社による本社債の発行に関する授權および上記「本社債の地位」を除き）すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

東京地方裁判所は、本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関して生ずる一切の紛争を解決する非専属的裁判管轄を有するものとし、本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関して生ずる一切の訴訟または法的手続は、東京地方裁判所に対して提起することができる。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてクレディ・アグリコル銀行東京支店を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル15階に所在のクレディ・アグリコル銀行東京支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

(1) 法定の減額または転換

(a) 承認

本社債を取得することにより、各本社債権者（本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」において、本社債の各実質的保有者（もしあれば）を含む。）は、以下について承認し、受諾し、同意し、合意する。

() 関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）（以下「本社債における法定損失吸収権限の行使の効果」という。）に服すること。

- ・ 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額
- ・ 本支払金額の全部または一部の、発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（それにとまなう本社債権者に対するかかる株式、有価証券または債務の発行）（社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債に基づく権利は、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の実行により、発行会社またはその他の者のかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務に転換されるものとする。
- ・ 本社債の消却、および/または

・ 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期日の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）

（ ）社債の要項は、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること（以下「法定損失吸収権限行使を有効にするための社債の要項の修正」という。）。

「本支払金額」とは、本社債の未償還元金および当該本社債の未払いの経過利息をいう。

(b) 法定損失吸収権限

本発行登録追補書類の本項において、「法定損失吸収権限」とは、BRRDの国内法制化に係る、フランス共和国の有効な法律、規制、規則または要件（フランス法第2016-1691号（*Loi relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique*）により2016年12月9日に承認された、2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*））および2020年12月21日付フランス政令第2020-1636号（*Ordonnance relative au régime de résolution dans le secteur bancaire*）（それぞれその後の改正を含み、以下「BRRD施行政令」という。））、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定める2014年7月15日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）806/2014号（金融機関および投資会社の損失吸収力ならびに資本再構築力に関する2019年5月20日付の欧州議会および理事会規則（EU）第2019/877号による改正を含む。）（以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。））、またはフランス法に基づく別の法令に基づきものを含むがこれに限定されない。）に基づきその時々が存在する権限を意味し、いずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社（以下に定義する。）（もしくはその関連会社）の債務の（一部もしくは全部の）減額、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社（もしくはその関連会社）の有価証券の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となる（破綻処理手続開始後のベイルイン手法（以下に定義する。）の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施、またはその他における措置の実施に関連しているかを問わない。）。

「ベイルイン手法」とは、破綻処理中の金融機関のベイルイン可能な債務の元本削減またはこれらの株式への転換を行う権限を意味する。

「規制対象会社」とは、BRRD施行政令により改定されたフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-34条第I項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国において設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（以下「ACPR」という。））、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。））、および/または、その時々において法定損失吸収権限を行使する権限を有し、または法定損失吸収権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）を意味する。

(c) 利息およびその他の支払金額の残高の支払い

本支払金額の返済または支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社またはそのグループメンバーに適用あるフランス共和国および欧州連合における有効な法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが許される場合を除き、発行会社に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払いも支払期限が到来せず、支払いもなされないものとする。

(d) 債務不履行事由を構成しないこと

発行会社に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使は、いずれも債務不履行事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではないものとする。

(e) 本社債権者への公告

関連破綻処理当局により本社債に関する法定損失吸収権限が行使された場合、発行会社は、当該法定損失吸収権限の行使について、可能な限り速やかに書面により財務代理人に通知し、または財務代理人へ通知させるものとする。財務代理人は、行使された法定損失吸収権限について、上記「公告の方法」に従い発行会社に代わって本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに公告するものとする。発行会社がかかる通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定損失吸収権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(f) 財務代理人の義務

本社債を取得することにより、各本社債権者は、関連破綻処理当局により法定損失吸収権限が行使された場合に、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使に関連して（ ）財務代理人は本社債権者からいかなる指示も受ける必要がなく、（ ）財務代理人は財務代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて承認し、受諾し、同意し、合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合（例えば、法定損失吸収権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合）、発行会社および財務代理人が財務代理人契約の改定に合意する場合その合意の範囲内で、財務代理契約に基づく財務代理人の義務は、かかる法定損失吸収権限の行使の完了後も、引き続き本社債に関して適用があるものとする。

(g) 按分

関連破綻処理当局による法定損失吸収権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、法定損失吸収権限に基づいて本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(h) 包括的条項

本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、発行会社および本社債権者間のその他のいかなる契約、取り決めまたは合意をも除外するものとする。

- (i) 本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」の手續に要する一切の費用（発行会社および財務代理人に生じた費用を含むが、これに限定されない。）は、これを発行会社の負担とする。

(2) 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、発行会社の依頼により、日本国の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）は取得していない。

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）。）に依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、本社債について、S&PからA-の格付を、フィッチからA+の格付を、またムーディーズからA3の格付を取得することを想定している。

- (注) 無登録格付業者は、金融庁の監督または信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、フィッチおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&P、フィッチおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P、フィッチおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブにある「開示」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「無登録格付説明関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(3) 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合に、期限の利益喪失を本社債にもたらす債務不履行事由は本社債には存在しない。

ただし、発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を命じる判決が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由 (*liquidation amiable*) により清算された場合、直ちに本社債の支払期限が到来し支払われるものとする。

(4) 支払い

本社債の元金および利息の支払いは、(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する) 財務代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i) 本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii) その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて行われる。上記にかかわらず、(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する) 財務代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する) 財務代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する) 財務代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

支払いは、いかなる場合も、(i) 支払地において適用ある財務またはその他に関する法令に従い(ただし、下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の規定に影響を及ぼさないものとする。)、(ii) 米国の1986年内国歳入法(その後の改正を含む。)(以下「内国歳入法」という。)第1471条(b)項に記載された契約に基づき必要である源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条ないし第1474条(もしくはそれらの規則もしくは契約もしくはその公的解釈)、もしくはその実施を促進するための米国と他の法域との間での政府間契約(もしくはかかる政府間契約を実施するための法律)(以下総称して「FATCA」という。)に基づき、別途賦課される源泉徴収または控除の対象となる。

(5) 税制上の理由による追加の支払い

発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および利息の一切の支払いは、フランス共和国または課税の権限を有するフランス共和国域内の当局もしくはフランス共和国の当局により、またはそのために、課されまたは賦課される現在または将来の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる税金の源泉徴収または控除が要求される場合は、この限りでない(以下「本源泉徴収」という。)

本社債に関する利息の支払いにおける本源泉徴収が発生した場合、発行会社は、本源泉徴収が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、(i)単に当該本社債を保有すること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者に対してまたは当該本社債権者もしくは実質所有者のための第三者に対して当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われず、(ii)本源泉徴収がFATCAに基づき賦課される場合も当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われず、また(iii)本社債権者または実質所有者の国籍、住所、身元または税務管轄（以下に定義する。）との関連性に関する適用ある証明、特定、資料、情報またはその他の報告要件の遵守を、発行会社による適時な請求および上記「公告の方法」に従った公告の後に怠らなければ、本源泉徴収がそのように課されなかったであろう場合（ただし、租税条約にかかわらず、かかる遵守が税務管轄、その下部行政主体、その課税当局またはその管轄内の課税当局の租税法令に基づき本源泉徴収の免除を受ける権利を確立するために要求されている場合に限る。）も当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われない。

本発行登録追補書類の本項において、

「税務管轄」とは、フランス共和国、または発行会社もしくは合併後もしくは類似の事由後のその承継者が、税務目的上、組織されているあるいは組織されるようになる、もしくは居住しているあるいは居住するようになるその他の管轄区域、または前述の国もしくは区域における下部行政主体もしくは課税当局をいう。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、利息には、本「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(6) 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対して公告するものとする。

本社債券の発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(7) 時効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(8) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

(9) 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領または回収したいかなる金額も、日本円建てで受領または回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

(10) 相殺権の放棄

本社債権者は、その発生原因を問わず、発行会社が当該本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしくは取得することのある一切の直接的または間接的な権利、請求権または債権(疑義を避けるために付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。)について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権(以下に定義する。)を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるために付言すると、本「摘要 - (10) 相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネットティング、補償、留置もしくは反訴の権利を定めることを意図したのではなく、またはかかる権利を認めていると解釈されてはならず、またかかる権利が本「摘要 - (10) 相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能である、もしくは利用可能となりうることを定めることを意図したのではなく、またはそのように解釈されてはならない。

「放棄対象の相殺権」とは、かかる本社債に基づいてまたはこれに関連して、直接または間接を問わず発生する控除、相殺、ネットティング、補償、留置または反訴に関する本社債権者の一切の権利または請求権を意味する。

(11) 日本における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより原則として課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得には、原則として日本国の租税は課されない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得には、かかる利息および所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税が課される可能性がある。なお、日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の取扱いについて、自らの税務顧問に相談すべきである。

(12) フランスにおける課税

以下の記載は、()フランスの税務上、フランスの非居住者であり、()フランス共和国を恒久的施設または固定的拠点として行う事業または職業に関連して本社債を保有しておらず、かつ()発行会社の株式を同時に保有していない本社債権者に関連し得る、一定の源泉徴収税の効果についての基礎的概要である。本概要は、現在有効でありかつフランスの税務当局が適用するフランス共和国の税法および規則に基づいており、いずれも今後変更または異なる解釈がなされることがある。本概要は、一般的な情報のみを目的としており、特定の保有者の特殊な状況に照らして関連し得るフランスの税務上のすべての考慮事項に言及するものではない。

自身の税務上の状況について疑義のある者は、専門の税務顧問に相談すべきである。

フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第125A 条に基づき、発行会社による本社債の利息およびその他の収益の支払いは、当該支払いがフランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の意義の範囲に含まれるフランス共和国外の非協力的国家または非協力的地域 (以下「非協力国」という。)(フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の2の2第2号に記載されているものを除く。)においてなされる場合を除き、源泉徴収税の対象にはならない。当該本社債に基づく当該支払いが非協力国においてなされた場合は、75%の源泉徴収税が適用される (ただし、一定の例外 (その一部は下記に記載する。) および適用ある二重課税防止条約のより有利な規定に従う。)。75%の源泉徴収税は、本社債権者の税務上の居住地に関係なく適用される。非協力国の一覧は政府の省令により公開され、随時かつ少なくとも毎年更新される。フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の規定に言及している同法典の定めは、政府の省令の公開から3か月後の初日以降に当該一覧に追加された非協力国に適用される。2018年10月24日に発表された法律 (第2018-898号) により、()欧州連合の加盟国の特定除外が廃止され、()非協力国の一覧に、欧州連合理事会が発表した要注意リスト (その後の改正を含む。) に掲載された国および管轄地域が追加され、()その結果、当該要注意リストに掲載された一定の国および管轄地域にかかる源泉徴収制度が拡大された。

さらに、フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238A条に従い、利息およびその他の収益は、それが非協力国において居住し、もしくは設立された者に対して支払われ、もしくは発生した場合、または当該非協力国に所在する金融機関に開設された銀行口座に支払われた場合は、発行者の課税所得から控除することはできない。上記のとおり非協力国の一覧を改定する上記の2018年10月24日に発表された法律により、欧州連合理事会が発表した要注意リスト (その後の改正を含む。) に掲載されたすべての国および管轄地域にかかる制度が拡大された。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の収益はフランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の収益は、()税法上のフランス非居住者である法人の本社債権者に対しては25%、または() (x) 支払が非協力国 (フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の2の2第2号に記載されているものを除く。)(フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第119の2の2条に規定する源泉徴収税の適用に一定の制限が課される、欧州連合理事会が発表した要注意リスト (その後の改正を含む。) に掲載された国および管轄地域を含む。) においてなされていない場合 (なされている場合の源泉徴収税率は75%に相当する。)、および (y) 一定の例外 (その一部は下記に記載する。) および適用ある二重課税防止条約のより有利な規定に従う場合は、税法上のフランス非居住者である個人の本社債権者に対しては12.8%の税率で、同法典第119の2の2条に規定する源泉徴収税の対象となることがある。

上記にかかわらず、社債の発行の主たる目的および趣旨が非協力国における利息またはその他の収益の支払を許容するものでないことを発行者が証明することができる場合は、フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第125A 条に規定する75%の源泉徴収税、(該当する利息または収益が真正な取引

に関連するものであり、異常なまたは過大な金額でない範囲に限り) 利息およびその他の収益の控除対象外、ならびに、かかる控除対象外となった結果課される可能性のある第119の2の2条に規定する源泉徴収税のいずれも、特定の社債の発行に関して適用されない(以下本項において「本免除」という。)

また、フランスの租税に関する行政指導指針 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts* B01-INT-DG-20-50-20第290号(2023年6月6日付)およびB01-INT-DG-20-50-30第150号(2022年6月14日付))の規定に従って、以下のいずれかに該当する場合は、発行者が社債の発行の主たる目的および趣旨を立証する証拠を提出しなくても、社債の発行には本免除が適用される。

- () 社債がフランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.411-1条の意義の範囲内における公募により、または非協力国以外の国家における同等の募集に従って募集される場合。ここでいう「同等の募集」とは、外国証券市場当局による、または外国証券市場当局への募集書類の届出または提出を必要とする募集を意味する。
- () 社債が規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムでの取引を承認されている場合。ただし、当該市場またはシステムは非協力国に所在せず、また、当該市場の運営は市場運営者もしくは投資サービス提供者またはその他類似の外国事業体により行われているものとする。さらに、当該市場運営者、投資サービス提供者または事業体は非協力国には所在しないものとする。
- () 社債が、発行時に、フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.561-2条の意義の範囲内にある中央振替機関もしくは証券決済・受渡し・支払制度の運営者による運営または1つもしくは複数の類似の外国の振替機関もしくは運営者による運営において承認されている場合。ただし、当該振替機関または運営者は非協力国には所在しないものとする。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の取扱いについて、自らの税務顧問に相談すべきである。

2 [新規発行による手取金の使途]

(1) [新規発行による手取金の額]

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
388億円(注)	9,265万円(注)	387億735万円(注)

(注) 第18回期限前償還条項付非上位円貨社債、第19回期限前償還条項付非上位円貨社債および第20回期限前償還条項付非上位円貨社債の合計金額である。

(2) [手取金の使途]

本社債の発行による正味手取金は発行会社の貸付、信用供与、投資その他銀行業務にいずれも2025年度に随時使用される。

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債についてのリスク要因

本社債は複雑な金融商品であり、全ての投資家に適する投資商品ではない可能性がある。

本社債への投資を検討する者は、各自の状況に照らして、かかる投資の適合性を決定すべきである。特に、本社債への投資を検討する者は、以下の事項が要求される。

() 本社債、本社債に投資するメリットおよびリスクならびに本書に含まれる情報を有意義に評価するための十分な知識および経験を有していること。

() 各自の特定の財務状況において、本社債への投資および本社債が各自の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価するための適切な分析手法を利用することができ、かつ、その知識を有していること。

() 元本および/または利息の支払通貨が投資を検討する者の通貨と異なる場合に本社債への投資リスクを全て負担できる十分な財源および流動性を有していること。

() 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。

() 各自の投資および各自に適用され得るリスク（本社債への投資額の全部または大部分を失うリスクを含む。）の負担能力に影響を及ぼし得る、経済、金利およびその他の要因について起こり得るシナリオを（単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに）評価できること。

本社債は、各自のポートフォリオ全体に対するリスクを理解し、評価し、適切に追加した上で、リスクを軽減するまたは収益を増大させるための手段として、購入される可能性がある。本社債への投資を検討する者は、変化する状況における本社債の動向、その結果として生じる本社債価格への影響、および本投資が本投資を検討する者の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を（単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに）評価する専門知識を有していない限り、本社債に投資すべきではない。

法定損失吸収権限

本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、法定損失吸収権限に関し本社債に適用される条項について、本書の上記「摘要 - (1) 法定の減額または転換」を参照することを奨励する。

破綻処理

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則が合わさって、金融機関および投資会社の再建および破綻処理のためのEU全体における枠組みが構築されている。フランス法に基づき実施されているこの枠組みは、銀行危機の阻止および破綻処理のための手法を含み、その目的は、金融の安定の維持、破綻した場合に金融システムに重大な悪影響を及ぼし得る機関の重要な機能の継続の確保、預金者の保護および特別な公的財政支援の必要の可能な限りの回避または制限である。このために、SRBを含む欧州の破綻処理当局は、金融機関またはその属するグループの全部または一部の破綻処理に関連して必要な措置を講じるための幅広い権限を与えられている。

2023年4月18日、欧州委員会は、特にBRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則を改正して、EUの既存の銀行の危機管理および預金保険（CMDI）の枠組みを調整しさらに強化するための立法パッケージを提出した。欧州議会は、2024年4月25日、欧州委員会により提案された当該立法パッケージの第一読会での立場を示す立法決議を公表した。欧州理事会は、2024年6月19日、当該立法パッケージの見直しに関する交渉権限に同意し、早期の第二読会で合意に達することを視野に入れた組織間交渉の道筋をつけた。提案どおりに実施された場合、上位優先債券を発行者の預金と同順位とすることができなくなり、代わりに、上位優先債券はすべての預金者の債権に対する払戻請求権よりも下位となる。

破綻処理手法

関連破綻処理当局は、関連破綻処理当局が以下のとおり判断する場合、フランスの機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・当該機関が（BRRD第32(4)条に従い、客観的要素に基づき）破綻のおそれがあるかまたは破綻しそうな場合
- ・その他の行為により適当な期間内に破綻が回避されるとの合理的な見込みがない場合
- ・上記の破綻処理の目的を実現するために、清算手続では失敗しそうなため破綻処理措置が必要である場合

BRRD第32(4)条に従い、機関の破綻とは、（ ）継続的な免許の要件を遵守しないか、（ ）債務またはその他の負債の支払期限が到来した際に支払うことができないか、（ ）特別な公的財政支援が必要である（欧州委員会の国家補助の枠組みにおける最終的な承認を必要とする、経済の深刻な混乱を改善し金融の安定を維持するために支払能力のある機関に対して特別な公的金融支援を提供する場合に適用される限られた例外を除く。）か、または（ ）負債価額が資産価額を上回ることを意味する。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始後、下記に記載のとおり、当該機関の資本構成の変更または存続可能性の回復を目的とする1つまたは複数の破綻処理手法を使用することができる。

関連破綻処理当局の元本削減および転換の権限

機関の破綻処理手続の開始条件が満たされた場合、関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始前にまたは破綻処理手続以外で、普通株式等Tier1証券、その他Tier1証券およびTier2証券（以下総称して「資本性証券」という。）の元本削減または株式への転換を要求される可能性がある。破綻処理手続が開始された場合、関連破綻処理当局は、当該機関の財務状態の回復に必要な範囲で、残存する資本性証券および適格債務（下記「ベイルイン手法」のサブセクションに定義する。）の元本削減または株式への転換を行うためにベイルイン手法を使用することができる。元本削減および転換の権限ならびにベイルイン手法は、一定の例外を除き、通常の倒産手続における各々の優先順位に従って損失が負担されるように実施される。その結果、損失は、最初に普通株式等Tier1証券として適格である資本性証券の保有者が、次にその他Tier1証券として適格である資本性証券の保有者が、その次にTier2証券として適格である資本性証券の保有者が、その後に債権者が負担する。フランス法はまた、破綻処理中の機関の債権者が負う損失は、当該機関が清算手続により清算される場合に負う損失より大きくなってはならないことを定めた「通常倒産手続清算価値保障（no creditor worse off than under normal insolvency proceedings）原則」を含む、一定の保護手法も定めている。

クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続の開始条件が満たされた場合（または以下に記載する一定のその他の状況の場合）、有価証券に重大な影響を与える可能性がある。

- ・元本削減の権限は、まず、発行会社の株式を含む普通株式等Tier1証券ならびに*Caisses régionales de Crédit Agricole Mutuel*（以下「地域銀行」という。）の相互株式、協同組合証券（以下「CCA」という。）および協同投資証券（以下「CCI」という。）に適用される。
- ・これが不十分であれば、超劣後債務証券が（その他Tier1証券と比例配分で）元本削減または株式への転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券は、その他Tier1証券として全額適格でなくなった場合は順位が変更される。従って、超劣後債務証券が（規制の変更などにより）その他Tier1証券として全額適格でなくなった場合、代わりに、Tier2証券として全額

適格であればTier2証券として、そうでなければ他の劣後債務証券として、破綻処理において取り扱われる。

- ・その他Tier1証券の元本削減または転換が不十分な場合、劣後債務証券は（他のTier2証券と比例配分で）元本削減または転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたTier2証券は、Tier2証券として完全に適格でなくなった場合は順位が変更される。従って、劣後債務証券が（規制の変更などにより）Tier2証券として適格でなくなった場合、代わりに、他の劣後債務証券として破綻処理において取り扱われる。

さらに、クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関して破綻処理手続が開始され、かつ資本性証券の元本削減または転換が不十分な場合、バイルイン手法が適用され、残存する資本性証券および適格債務は、通常の倒産手続における請求権の順番で、元本削減される。従って、バイルイン手法は、最初に、残存する資本性証券の元本削減または転換に、次に、2020年12月28日より後に発行され、その他Tier1証券および/またはTier2証券として全額適格でなくなった超劣後債務証券または劣後債務証券の（同順位のその他の証券との比例配分での）元本削減または株式への転換、次に、本社債等の非上位優先債券の（同順位のその他の証券との比例配分での）元本削減または株式への転換、そして、上位優先債券の（同順位のその他の証券との比例配分での）元本削減または株式への転換のために適用される。

元本削減および転換の権限の使用、バイルイン手法ならびに2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券およびTier2証券の順位の変更の可能性についての詳細は、以下のとおりである。

資本性証券の元本削減および転換

資本性証券は、破綻処理手続の開始に関連する（しかしそれに先立つ）場合または破綻処理手続以外のその他の場合のいずれにおいても、元本削減または株式もしくはその他の証券への転換を行うことができる。上記に定義されるとおり、当該目的における資本性証券には、普通株式等Tier1証券、その他Tier1証券およびTier2証券が含まれる。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する条件が満たされているか、発行機関もしくはそのグループの存続可能性が当該元本削減もしくは転換次第であるか、または発行機関もしくはそのグループが特別な公的支援（一定の例外を除く。）を必要とすると判断した場合、資本性証券の元本削減または株式もしくはその他の証券への転換を行わなければならない。資本性証券の元金額もまた、以下の場合に減額または株式もしくはその他の証券への転換を行うことができる。かかる場合は、（ ）発行機関もしくはその属するグループが破綻のおそれがあるかもしくは破綻しそうであり、かかる破綻を回避するために元本削減もしくは転換が必要であるか、（ ）機関の存続可能性が当該元本削減もしくは転換次第である（かつ、破綻処理手法を含むその他の手法では、適当な期間内に当該発行機関もしくはそのグループの破綻を回避することができる合理的な見込みがない）か、または（ ）機関もしくはそのグループが特別な公的支援（一定の例外を除く。）を必要とする場合である。発行機関は、上記の方法で破綻が判断される。グループは、客観的証拠（当該グループの自己資本を枯渇させるような重大な損失の発生など）に基づき、グループが連結自己資本比率を満たさないか、または近い将来満たさなくなる場合に、破綻が生じたかまたは生じそうであると見なされる。

上記の条件が1つ以上満たされる場合、普通株式等Tier1証券は、まず、元本削減されるか、債権者に譲渡されるか、または機関が破綻処理を開始して純資産額がプラスになった場合はその他の資本性証券および適格債務の転換により大幅に希薄化される。これが行われると、その他の資本性証券（最初にその他Tier1証券、次にTier2証券）は、元本削減または普通株式等Tier1証券もしくはその他の証券への転換（これも元本削減される可能性がある。）のいずれかが行われる。

さらに、資本性証券の全部もしくは一部の元本削減、新株式の発行による資本性証券の希薄化、その他Tier1証券（その他Tier1資本として適格である範囲の超劣後債務など）またはTier2証券（Tier2資本として適格である範囲の資本劣後債務など）として適格であるその他の資本性証券の全部もしくは一部の元本削減または株式への転換を含む一定の権限は、当該機関が例外的な国家財政支援を必要とする場合には、各国政府当局が、欧州委員会の国家補助の枠組みに従って破綻処理手続（およびBRRDの枠組み）外で行使することもできる。

ベイルイン手法

破綻処理手続の開始後、関連破綻処理当局は、ベイルイン手法を用いて、ベイルイン手法が適用された時点で残存する資本性証券を元本削減するかまたは普通株式もしくはその他の証券に転換することができる。これが不十分であれば、ベイルイン手法は、破綻処理の対象となった金融機関の適格債務に対して適用される。

適格債務（以下「適格債務」という。）には、資本性証券として適格でない劣後債務証券（その他Tier1資本またはTier2資本（適用に応じる。）およびその他劣後債務から完全に除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券および/または劣後債務証券など）、本社債等の無担保非上位優先債券および無担保上位優先債券を含む、すべての除外されない債務が含まれる。

関連破綻処理当局は、以下のとおりベイルイン手法を行使することができる。

- ・ベイルイン手法が行使された時点で残存する資本性証券（上記「資本性証券の元本削減および転換」のサブセクションを参照のこと。）は、まず、以下の優先順位で元本削減または株式もしくはその他の証券への転換が行われなければならない。（ ）普通株式等Tier1証券が最初に減額され（超劣後債務証券および劣後債務証券が以前に転換された普通株式等Tier1証券を含む。）、（ ）2020年12月28日より前に発行されたその他Tier1証券および2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券が、その他Tier1証券として完全にまたは部分的に適格である限り、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換され、そして（ ）2020年12月28日より前に発行されたTier2証券および2020年12月28日より後に発行されたTier2証券が、Tier2証券として完全にまたは部分的に適格である限り、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換される。
- ・次に、以下の優先順位で、適格債務に対してベイルイン手法を用いた元本削減または転換を行うことができる。まず、（ ）資本性証券として適格でない劣後債務証券（その他Tier1資本および/またはTier2資本（適用に応じる。）から完全に除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券および劣後債務証券など）が、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換され、（ ）その他の適格債務があれば、いずれの場合も通常の倒産手続における優先順位に従い元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換される。この点において、発行会社の上位優先債務の前に、無担保非上位優先債券（本社債等）が、元本削減されまたは株式に転換される。同順位の証券は、基本的に、比例配分で元本削減されまたは株式に転換される。

フランス法におけるBRRD第48(7)条の実施について

BRRD第48(7)条は、EEA加盟国は、通常の倒産手続において、自己資本（資本性）証券に起因するすべての請求権が、自己資本証券に起因しない請求権よりも下位となるようにすることを規定している。

BRRD第48(7)条を実施するフランス法（フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-30-3条第1-5項）は、劣後債権者のうち、その他Tier1証券もしくはTier2証券として扱われていないか、または2020年12月28日より前に扱われていなかった有価証券、請求権、金融商品または劣後権に関する債権者は、その他Tier1証券もしくはTier2証券として扱われているか、または2020年12月28日より前

に扱われていた有価証券、請求権、金融商品または劣後権に関する債権者よりも完全にまたは部分的に優先されると規定している。

その結果、2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券は、その他Tier1資本として完全に認識されなくなった場合、2020年12月28日より前に発行された超劣後債務証券に優先するよう順位が変更される。それらは、Tier2資本として適格である場合、Tier2証券と同順位となる。それ以外の場合は、発行会社のその他劣後債務と同順位となる。同様に、2020年12月28日より後に発行された劣後債務証券は、Tier2資本の全部または一部を構成しなくなった場合、発行会社のその他劣後債務と同順位となるよう順位が変更される。

拡大SPE戦略

発行会社は、クレディ・アグリコル・グループに関して破綻処理手続きが開始された場合、関連破綻処理当局が、他の欧州の協同組合銀行グループと同様に、「拡大シングル・ポイント・オブ・エントリー」（以下「拡大SPE」という。）戦略を適用する可能性があるとして理解している。拡大SPE戦略の下では、クレディ・アグリコル・ネットワーク（主に発行会社、地域銀行、*Caisses Locales de Crédit Agricole*（地区金庫）、関連メンバーとしてクレディ・アグリコル・CIBおよびBforBankを含み、以下「クレディ・アグリコル・ネットワーク」という。）内のすべての事業体が単一の事業体を構成するかのようになり、クレディ・アグリコル・エス・エー（クレディ・アグリコル・ネットワークの中央機関として）およびクレディ・アグリコル・ネットワークに属する各機関に同時に破綻処理措置が適用される。その結果、関連破綻処理当局の元本削減および転換の権限は、事業体全体で、そのすべての資本性証券および適格債務に比例配分で適用される。従って、各順位の有価証券（すなわち、超劣後債務証券、劣後債務証券、本社債等の非上位優先債務証券および上位優先債務証券）は、クレディ・アグリコル・ネットワークの他の事業体の同順位の有価証券と比例配分で元本削減および転換の対象となる。同様に、ベイルイン権限は、クレディ・アグリコル・ネットワーク内の事業体全体で比例配分で適用され、その結果、ベイルインは、該当する順位（超劣後、劣後、非上位優先または上位優先）の有価証券に、クレディ・アグリコル・ネットワーク内の他の事業体の同順位の証券と比例配分で適用される。

その結果、クレディ・アグリコル・グループが財政難に陥り、元本削減および転換の権限またはベイルイン権限の適用基準を満たした場合、これらの権限が様々な順位の有価証券に適用された場合の影響は、同じ権限が発行会社に単独で適用された場合の影響より大きくも小さくもなりうる。

破綻処理手続のその他の関連事項

強制の制限

クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続の開始を含む一定の危機回避手段および危機管理手段、ならびに関連破綻処理当局が一定の状況において決定する支払義務または引渡義務の一時停止は、発行会社が実質的な義務（支払義務および引渡義務を含む。）を遵守し続ける限り、それらのみによって発行会社に対する契約上の強制力または発行会社のかかる義務を変更する権利を生じさせることはできない。

従って、クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続が開始された場合も、発行会社が実質的な義務（支払義務および引渡義務を含む。）を遵守し続ける限り、有価証券の保有者は、強制力の行使または有価証券の条件の変更を行う権利を有しない。ただし、いずれにしても、かかる制限が期限の利益喪失または強制執行の権利に影響を与える、かかる有価証券（債務不履行事由（当該債務証券の要項で定義される。）を含む上位優先債務証券を除く。）の債務不履行事由が発生していないことで、かかる権利は制限される。

その他の破綻処理措置

関連破綻処理当局は、破綻のおそれのある機関または一定の条件下においてそのグループに関するその他の破綻処理手法を実施する広範囲の権限が与えられている。かかる権限には、当該機関の事業の全部または一部の第三者またはブリッジ機関への売却、資産の分離、債務証券に関して債務者となる当該機関の変更または代替、債務証券の条件の変更（満期日および/もしくは支払利息の額の変更ならびに/または支払の一時停止の要求を含む。）、上場廃止および金融商品取引の許可の取消し、取締役および/もしくは管理職の解雇および/もしくは交代または特別取締役（*administrateur spécial*）の任命ならびに新たな株式または自己資本の発行が含まれる（ただしこれらに限定されない。）可能性がある。

関連破綻処理当局は、上記に記載された原則に基づき、その権限の行使時に、破綻処理を行うグループまたは機関の状況およびその決定がEEA加盟国に与え得る影響を考慮しなければならない。

再建・破綻処理計画

各機関またはグループは、再建計画（*plan préventif de rétablissement*）を作成し、ACPRおよび欧州中央銀行（以下ACPRおよび欧州中央銀行の各々を「銀行規制監督局」という。）により精査されなければならない。既に連結ベースで監督されている法人は、銀行規制監督局による精査の対象となるグループ再建計画を作成しなければならないため、個別にはこの義務は課されない。その後、関連破綻処理当局は、かかる機関またはグループのために破綻処理計画（*plan préventif de résolution*）またはグループ破綻処理計画（*plan préventif de résolution de groupe*）を作成しなければならない。

- a) 再建計画には、機関の財政状態が著しく悪化した場合の対処方法が記載されなければならない。かかる計画は毎年（または機関の組織もしくは事業に著しい変化があった直後に）更新されなければならない。銀行規制監督局は、提案された対処方法が当該機関またはグループの存続可能性および財政状態を合理的に維持するかまたは回復させることができそうであるかを判断するためにかかる再建計画を査定し、また、破綻処理が開始された場合に当該計画により破綻処理能力が妨げられるかを検討しなければならず、また必要に応じて、修正を求めるか機関の組織変更を要請することができる。
- b) 関連破綻処理当局が作成した破綻処理計画は、機関が破綻処理の条件を満たす場合に破綻処理当局が取ることのできる破綻処理措置を定め、上記の様々な破綻処理能力が、破綻の前に各機関の固有の環境でどのように実施されるかが記載されなければならない。かかる計画はまた、毎年（または機関の組織もしくは事業に著しい変化があった直後に）更新されなければならない。

単一破綻処理基金

単一破綻処理メカニズム規則に基づき、SRBが破綻処理計画を支援するために使用することができる単一破綻処理基金（以下「単一破綻処理基金」という。）が設定されている。この単一破綻処理基金は、銀行からの出資金が財源である（かかる出資金は、自己資本および付保預金ならびにリスク調整された金額を除く各銀行の負債の額に基づく。）。2024年2月15日、SRBは、拠出額が付保預金の少なくとも1%に達する（すなわち約78十億ユーロ）という目標が2023年12月31日までに達成されたことを確認した。

MRELおよびTLAC

CRD指令、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に基づき、金融機関は、「自己資本および適格債務の最低要件（MREL）」を遵守する必要がある。また、「TLAC（総損失吸収力）」の要件が、クレディ・アグリコル・グループを含むG-SIBに適用される。

の停止を含むが、これに限定されない。)をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン手法の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン手法が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、法定損失吸収権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

保証基金が、将来的に財政難に直面する可能性があるネットワークのメンバーまたは関連会社の流動性および支払能力を回復させるのに不十分であると判明した場合、発行会社は追加出資を求められる可能性があり、極端な場合には、本社債権者が重大な損失を被る結果になる可能性がある。

クレディ・アグリコル・ネットワークの中央機関として、発行会社は、規制当局に対しては、その関連する金融機関を代表している。フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.511-31条に従い、発行会社は、クレディ・アグリコル・ネットワークの各メンバー(それぞれ「クレディ・アグリコル・ネットワークのメンバー」といい、疑義を避けるために付言すると、各関連メンバーを含む。)ならびにかかるネットワーク全体の十分な流動性および支払能力の維持を確保することが求められており、他のクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーに対していつでも、必要と認められる方法で、かかる目的の達成を要請しなければならない。中央機関としての役割として、発行会社は適用法令に基づき、当該金融機関の組織およびその経営に対して管理上、技術上および財務上の監督を行う権限を有している。

中央機関としての義務および責任を担っている発行会社を支え、クレディ・アグリコル・ネットワーク内で相互の支援を確保するため、流動性および支払能力に関する銀行のリスクに対する基金(「*fonds pour risques bancaires de liquidité et de solvabilité*」はフランス語の頭文字で「FRBLS」として知られており、以下「保証基金」という。)が設立されている。保証基金は、発行会社が75%、地域銀行が25%を出資しており、2023年12月31日現在、その総額は1,435百万ユーロである。発行会社は、保証基金を引き出すおそれのある状況を認識していないが、保証基金の資金を引き出す必要性が生じる可能性がある。保証基金が完全に枯渇した場合、発行会社は自身の資産および必要に応じてクレディ・アグリコル・ネットワークの他のメンバーの資産を動員して不足分を拠出する必要がある。

かかる義務を負うことにより、クレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーが深刻な財政難に直面した場合、かかる財政難が発行会社およびその他のクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーの財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、発行会社の本社債に関する支払能力にも重大な影響を及ぼす可能性がある。かかる財政難により、(発行会社を含む)クレディ・アグリコル・グループの破綻処理手続開始、または裁判所の命令による発行会社の清算という極端な事象が発生した場合、最初に財政難に直面したクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーを支援するというかかる義務が、普通株式等Tier1証券およびその他Tier1証券を構成する有価証券を始めとして、ひいてはTier2証券、その他の劣後債務証券、非上位優先証券および潜在的な上位優先債券を構成する有価証券における、発行会社の有価証券の保有者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる場合、本社債権者を含む、影響を受ける有価証券の保有者は、その投資額を全部または一部失う可能性がある。

フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.511-31条に規定されている、法律上の内部金融連帯メカニズムに関する詳細および破綻処理手法に関する更なる情報については、上記「法定損失吸収権限」および特に「破綻処理」のサブセクションを参照のこと。

地域銀行により発行された1988年保証の実際的な利点は、清算前に適用される、欧州破綻処理制度の実施により限定される可能性がある。

BRRDに規定されている破綻処理の枠組みは、地域銀行において、地域銀行により付与された発行会社の債務に対する保証（以下「1988年保証」という。）の実際的な利点を限定する可能性がある。かかる破綻処理の枠組みは、フランスの通貨金融法（*Code monétaire et financier*）第L.511-31条に基づき規定され、クレディ・アグリコル・ネットワークおよびその関連メンバーに適用される法律上の内部金融連帯メカニズムに影響を与えない。かかるメカニズムは、破綻処理措置が実施される前に実施されることとなる。しかしながら、破綻処理手続のクレディ・アグリコル・グループへの適用は、1988年保証を実施する条件の発動を制限する可能性がある。発行会社の資産が、同社の清算または解散の終了時に同社の債務を返済するのに不十分であると判明した場合に限り、当該1988年保証を求めることができるとされている。かかる制限により、破綻処理手法が発行会社の清算または解散のリスクを低下させる可能性があるため、発行会社の本社債権者および債権者は、当該保証が提供する保護による利益を得られない可能性がある。

本社債の早期償還は、本社債権者により予測される利回りを予測よりも著しく低下させる可能性がある。

上記「償還の方法 - (4) 発行会社による任意償還」に従って、発行会社は、その選択により、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）を償還できる。

さらに、上記「本社債の地位」に記載のとおり、規制上、本社債は、適用あるMREL/TLAC規制においてMREL/TLAC適格金融商品であることが意図されている。発行会社は、社債の要項が適用あるMREL/TLAC規制と整合していると考えているが、MREL/TLAC適格金融商品として当初扱われていた本社債が適用あるMREL/TLAC規制の変更に伴い後に不適格となった場合には、MREL/TLAC不適格事由が発生する。これにより、社債の要項に従うことを条件として、発行会社には、いつでも（ただし、上記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して関連する発行済みの本社債の全部（一部は不可）を償還するオプションが付与される。

さらに、上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に従って、源泉徴収税務事由またはグロスアップ事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）をいつでも（ただし、上記「償還の方法 - (6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）償還することができる。

早期償還の特徴として、本社債の市場価格に悪影響を与える可能性がある。発行会社が本社債を償還することを選択できる期間中、一般的に本社債の市場価格は、本社債が償還されうる価格を大幅に上回ることはない。これは、償還期間前であって、本社債が近い将来に償還できる可能性が高い場合、または、市場が本社債は近い将来に償還できる可能性が高いと信じる場合にもあてはまる可能性がある。さらに、かかる早期償還の権利は、時に高い利率の期間の社債に行使される。市場の金利が下落した場合、発行会社が早期償還の権利を行使するという、本社債権者に対するリスクは増加する。

その結果、発行会社が上記のいずれかの状況において本社債を償還する場合には、償還金が本社債の時価を下回る時点、または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点で本社債が償還される可能性があるというリスクが高まる。かかる場合においては、償還の際に得られる利回りは、予測よりも低い可能性があり、償還された本社債の額面価額は、本社債権者により支払われた本社債の購入価格よりも低い可能性がある。その結果、本社債権者により投資された資本の潜在的にかなりの部分は失われる可能性があり、かかる場合、本社債権者は、投資した資本の全額を受領することができなくなる。さらに、早期償還を通じて受領した資金を再投資することを選択する投資家は、利回りが償還された本社債よりも大幅に低くなる可能性が

ある証券にのみ、再投資することができる可能性がある。これにより、本社債に対する投資の一部を失う可能性のある本社債権者は、重大な悪影響を受ける可能性がある。

社債の要項の修正

上記「社債権者集会」には、社債の要項の修正を含む、本社債権者の利益一般に影響を与える事項を議題とする社債権者集会の招集規定が含まれている。

当該規定は、定義された多数決により、関連する社債権者集会に出席せず投票しなかった本社債権者および多数とは逆の側に票を投じた本社債権者を含めて全本社債権者を拘束することを認める。従って、本社債に投資する本社債権者は、本社債権者が参加していない、または反対の意見を表明した、本社債権者の集団決定（以下「集団決定」という。）に拘束される可能性がある。

また、集団決定により、本社債権者の定義された多数決によって社債の要項を修正する場合であって、かつかかる修正によって本社債権者の権利が損なわれるまたは制限されるときには、本社債の市場価格はマイナスの影響を受ける可能性がある。しかしながら、本社債の市場価格にマイナスの影響を及ぼす決定が本社債権者の定義された多数決により採択される可能性は依然として低い。

本社債の条件は、相殺権の放棄条項を含む。

上記「摘要 - (10) 相殺権の放棄」において定められているとおり、本社債権者は、その発生理由を問わず、発行会社が直接的または間接的にかかる本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしくは取得することのある一切の権利、請求権または債権（疑義を避けるために付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。）について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

結果として、本社債権者はいつでも、本社債権者が発行会社に対して負う債務に対して、本社債に基づく発行会社の債務と相殺する権利（より一般的には、いかなる相殺権を行使または請求する権利）を有しない。

従って、かかる相殺の放棄は、発行会社が破綻した場合に、本社債権者にとってカウンターパーティーリスクに悪影響を及ぼし、本社債権者は本社債に対する投資についてより低い運用益を受領する可能性がある。

法律の変更

社債の要項は、本書の日付現在効力を有する日本法に基づいている（ただし、フランス法に準拠し同法に従い解釈される上記「本社債の地位」を除く。）。本書の日付より後に見込まれ得る判決もしくは日本法（または場合によってはフランス法）の変更または日本法（または場合によってはフランス法）の解釈もしくは公的実務の変更の影響については保証の限りではない。

発行会社は債務証券（本社債と同順位であるかまたは本社債に優先する場合がある。）の追加発行が禁止されていない。

社債の要項は、発行会社が発行することができる本社債に優先する債務証券の金額、または発行会社が発行することができる本社債と同順位である債務証券の金額について制限を設けていない。かかる債務証券の残高に対する未払額の総額が、相当な額になる可能性がある。

発行会社によるさらなる追加債務証券の発行は、本社債に関する発行会社の債務を発行会社が履行できないリスクおよび本社債の市場価格が下落するリスクを含む、本社債の投資家にとって重大な結果をもたらす可能性がある。かかる債務証券の発行は、発行会社が清算された場合に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性がある。発行会社の財政状態が悪化した場合、本社債権者は、利払の停止ならびに利息および元本の削減を含む、直接かつ重大な悪影響を受ける可能性がある。また、発行会社が清算されるまたは破綻処理手続に服することになった場合、本社債権者は、投資した金額の全部または大部分について損失を被る可能性がある。

本社債の条件は非常に限定的な特約を包含している。

上記「本社債の地位」に記載のとおり、本社債に関する担保提供制限は存在しない。発行会社は、本社債に同等の質権または担保権を付与せずに、負債を保証するために資産を担保に供することができる。その結果、本社債権者は発行会社の担保付債権者より信用リスクを負う。

本社債の条件のもとでは、発行会社は、通常、その資産の一部または実質的に全部を他の法人または事業体に売却またはその他処分することを認められている。発行会社が多額の資産を処分する決定をした場合、本社債の投資家は、本社債の償還を要求する権利をもたず、かかる資産はもはや本社債の償還の原資とすることができなくなる。

また、本社債により、発行会社は、財務比率を遵守すること、またはその他追加債務を負担する発行会社またはその子会社もしくは関連会社の能力を制限することを義務付けられず、また、本社債により、投資もしくは買収のために現金を使用する発行会社の能力、または株主に対する配当金の支払い、株式の買戻しもしくはその他現金の分配を行う発行会社またはその子会社もしくは関連会社の能力は制限されない。

かかる行為がなされた場合、発行会社の債務（本社債を含む。）返済能力は重大な影響を受ける可能性があり、本社債権者に重大な悪影響を与える可能性がある。その結果、本社債権者は本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性がある。

本社債の条件は債務不履行事由について規定していない。

上記「摘要 - (3) 債務不履行事由の不存在」は、本社債に関して債務不履行事由を規定していない。

本社債に関して、いかなる場合も、本社債の市場価格または流通市場における本社債の流動性がマイナスの影響を受ける場合、本社債権者は自身の保有する本社債の期限の利益を喪失させることはできず、またはその支払期限を宣言することはできない。従って、本社債に係る支払いが期限内に行われない場合、各本社債権者は、その時点において本社債につき支払期限が到来している全額に関してのみ請求することができる。かかる場合において、支払の不履行に際し、元本または利息の支払いに関する未払金額の回収に関して本社債権者が利用可能な唯一の救済措置は、かかる支払いを強制するための訴訟を起こすことのみである。これにより、利息または元本の支払いに大幅な遅れが生じる可能性があり、本社債の流動性および市場価格は悪影響を受ける可能性がある。その結果、本社債権者は、本社債に対する投資の一部を失う可能性がある。

本社債の取引は、将来導入される欧州金融取引税を課される可能性がある。

2013年2月14日に、欧州委員会は、オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス共和国、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴェニア、スロバキアおよびスペイン（以下「参加加盟国」という。）において共通の金融取引税（以下「FTT」という。）に関する指令案（以下「委員会指令案」という。）を公表した。しかしながら、エストニアはその後、参加しないことを表明した。当該委員会指令案が

実施される場合、一定の条件下では本社債に係る取引に適用される可能性がある。ただし、本社債の発行および引受についてはその適用は免除される。

FTTの適用および徴収メカニズムは未だ明らかになっていないが、委員会指令案または類似の税が導入される場合、本社債の取引コストは増加し、本社債に関する市場の流動性は低下する可能性がある。

委員会指令案の交渉において参加加盟国（すでに脱退したエストニアを除く。）の間で合意が得られなかった後の、かかる税金の範囲は不透明である。公式声明に基づき、参加加盟国（エストニアを除く。）は、EU FTTの範囲を制限するもので、かつ課税年度の前年の12月1日において株式時価総額が10億ユーロを超えるEUの会社の上場株式のみを対象とする提案を基にして、交渉を続けることに合意している。この改訂案によれば、適用される税率は少なくとも0.2%となる。かかる新たな提案は、実施に移される前に変更が加えられる可能性があるが、かかる時期は不明である。別のEU加盟国が新たに参加を決定する可能性もあり、かつ/または一部の参加加盟国が（既に脱退したエストニアを除く。）脱退を決定する可能性もある。この改訂案は、参加加盟国（脱退したエストニアを除く。）の間で合意に至っていない。その後、欧州委員会は、2022年度末までに参加加盟国（脱退したエストニアを除く。）の間で合意に至らない場合、2026年1月1日の導入を目指し、2024年6月までに新たなFTTに基づく新しい独自の方法を提案できるよう努めることを宣言した。欧州議会が、欧州委員会および協力強化の交渉に参与している加盟国に対して、FTTに関する合意に至るための最大限の努力を要請したものの、欧州委員会は2023年6月、「いかなる提案も短期的には合意される見込みはほとんどない」と述べた。

本社債権者になるうとする者は、本社債の引受け、購入および処分に関連する可能性があるFTTまたは類似の税の影響について、各自の専門家の助言を求めることをお勧めする。

本社債権者が受け取る本社債の実際の利回りは、取引コストの発生により、定められた利回りを下回る可能性がある。

本社債の売買の際、本社債の現在価格のほかに、諸費用（取引に係る費用および手数料を含む。）が発生する。かかる諸費用により、本社債の潜在的利益が大幅に削減するか、または帳消しにされる可能性さえある。例えば、金融機関は、通例、各金融機関の手数料として、固定最低手数料または注文価額に応じて比例按分した手数料のいずれかを顧客に請求するが、注文の執行において日本国内または外国の追加的当事者（外国市場における日本国内のディーラーまたはブローカーを含むが、これらに限定されない。）が含まれる場合にはその限りにおいて、本社債権者は、かかる当事者の仲介料、手数料ならびにその他料金および費用（第三者費用）についても請求される可能性があることを考慮しなければならない。

有価証券の購入に直接関係するかかる費用（直接費用）のほかに、本社債権者は、フォローアップ費用（保管料等）も考慮しなければならない。投資家は、本社債への投資を行う前に、本社債の購入、保管または売却に関連して発生する追加費用を自ら確認しなければならない。

発行会社の倒産により本社債の運用益が限定されるか、または遅れる可能性がある。

クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続が開始されたにもかかわらず、発行会社が倒産し、および/または倒産手続に服する場合には、フランスの倒産法の適用が、発行会社の本社債に係る支払能力に重大な影響を与える可能性があるため、本社債の投資運用益が限定されるか、または、遅れる可能性がある。

特に、（2019年6月20日付の欧州議会および欧州理事会のEU指令第2019/1023号をフランスの倒産法に基づき実施するものである）2021年9月15日付の法令第2021-1193号に従い、発行会社に関して、保全手続（*procédure de sauvegarde*）、迅速保全手続（*procédure de sauvegarde accélérée*）または裁判所主導再

建手続 (*redressement judiciaire*) がフランス共和国で開始された場合、本社債権者は、自らの権利が提案される計画による影響を受ける範囲で、関係当事者として扱われ、関係当事者のクラスに割り当てられる。

裁判所が選任した管理者の助力を得て債務者が作成する計画案は、関係当事者のクラスの票決（各クラスにおいて3分の2の多数によるもの）に付され、かかるクラスは、（裁判所主導再建手続とは対照的に）保全手続において自らの対立する計画を提案することができない。

計画案が、関係当事者の各クラスによって承認される場合には、裁判所は、異議のある関係当事者に対する一定の法定保護が遵守されることを確かめた後に、これにより債務者が黒字倒産を回避することまたは事業の持続可能性を確保することが可能となる合理的な見込みがないということがない限り、当該計画を承認する。

計画案が関係当事者のすべてのクラスによっては承認されていない場合には、かかる計画は、（債務者の請求または、債務者の承認を条件として、裁判所が選任した管理者の請求により（または、裁判所主導再建手続においてのみ、関係当事者の承認に従い））異議のある関係当事者のクラスに対して、一定の法定条件（クロスクラス・クラムダウン・メカニズムとして知られる。）を満たすことを条件として、課すことができる。

従って、関係当事者のクラス内の本社債権者の反対票は、かかるクラス内において、またはクロスクラス・クラムダウン・メカニズムの適用により、覆される可能性がある。

裁判所主導再建（のみ）においてクラスに基づく協議プロセス後にいかなる計画も採用できない場合、裁判所は異議のある本社債権者の請求権を延長させる可能性がある（10年間にわたる債務返済の延期を意味する）。

また、清算手続または解散手続において発行会社の資産が不足する場合、1988年保証を求めることができるが、その他の倒産手続ではかかる保証を求めることができない。

発行会社に対する倒産手続の開始は、本社債の市場価格および/または流動性に重大な悪影響を及ぼし、本社債権者は、本社債に投資した金額の全部または一部について損失を被る可能性がある。さらに、（場合により）クロスクラス・クラムダウンの場合に本社債権者が属する関係当事者のクラスまたは裁判所が行った決定は、普通株式等Tier1証券およびその他Tier1証券を構成する有価証券の保有者を始めとし、次にTier2証券を構成する有価証券の保有者、その他の劣後債務証券の保有者、本社債等の非上位優先証券の保有者、最後に上位優先証券の保有者という、発行会社の債務および有価証券の保有者（本社債権者を含む。）に対して、マイナスの影響を及ぼす可能性があり、発行会社によるそれらのために金額を回収できなかった場合には、投資した金額の全部または一部について損失を被らせる可能性がある。

本社債は、銀行の再建および破綻処理または特別な国家的金融支援に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則は、関連破綻処理当局に対して、破綻処理手続の開始前に、（ ）発行機関に関する破綻処理手続の開始に関する条件が充足されているか、（ ）かかる発行機関もしくはそのグループの存続可能性が資本性証券の元本削減もしくは当該資本性証券の株式もしくはその他の証券への転換次第であるか、または（ ）かかる発行機関もしくはそのグループが特別な公的支援（一定の例外を除く。）を必要とすると、当該関連破綻処理当局が決定した場合、当該元本削減、または（普通株式等Tier1証券を除く）当該資本性証券の株式もしくはその他の証券への転換を行うことを求めている。

従って、これらの条件のいずれかが満たされた場合には、以下のように本社債に極めて重大な影響が及ぶ可能性が高い。

- 元本削減および転換権限は、最初に普通株式等Tier1証券（発行会社が発行するいかなる種類の株式資本またはその他のエクイティ証券（actions de préférence（優先株式）を含むが、これに限定されない。）を含む。）、ならびに地域銀行の相互株式、CCAおよびCCIに適用されることとなる。
- これが不十分であれば、超劣後証券が（発行会社が発行する他のその他Tier1証券と比例配分で）元本削減または株式への転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券は、その他Tier1資本として全額適格でなくなった場合は、順位が変更され、従って、超劣後証券が（規制の変更などにより）その他Tier1資本として全額適格でなくなった場合、代わりに、（そのようなものとして適格である場合には）Tier2証券または、そうでなければ、その他劣後債務として、破綻処理において取り扱われる。
- その他Tier1証券の元本削減または転換が不十分な場合、劣後証券は（発行会社が発行する他のTier2証券（2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券であって、Tier2証券として順位の変更をすることとなるものを含む。）に比例配分で）元本削減または転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたTier2証券は、Tier2資本として全額適格でなくなった場合は順位が変更され、従って、劣後証券が（規制の変更などにより）Tier2資本として全額適格でなくなった場合は、代わりに、その他劣後債務として破綻処理において取り扱われる。

さらに、クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関して破綻処理手続が開始され、かつ（上記のとおり）破綻処理前の資本性証券の元本削減または株式への転換が不十分な場合、ペイルイン手法が適用され、残存する資本性証券および適格債務は、通常の倒産手続における請求権の順番で、元本削減される。適格債務には、その他劣後債務（その他Tier1資本および/またはTier2資本から全額除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後証券および劣後証券（適用される場合。）など）および無担保シニア債（本社債および上位優先債券など）が含まれる。

従って、ペイルイン手法は、最初に、残存する資本性証券の元本削減または転換に、次に、その他劣後債務（2020年12月28日より後に発行された超劣後証券であって、その他Tier1資本およびTier2資本として全額適格でなくなったものまたは2020年12月28日より後に発行された劣後証券であって、Tier2資本として全額適格でなくなったものなど）の元本削減または株式への転換、次に、本社債等の非上位優先債券（同順位の他の金融商品に比例配分での）の元本削減または株式への転換、次に、上位優先債券（同順位の他の金融商品に比例配分での）の元本削減または株式への転換のために適用される。上記「摘要 - (1) 法定の減額または転換」には、ペイルイン手法を実施する規定が含まれる。

このような元本削減または転換の権限およびペイルイン権限の要求が、本社債の全額（すなわち、ゼロになる）または一部の元本削減または株式（もしくはその他の証券）への転換をもたらす可能性がある。

以上の理由から、発行会社の財政状態またはクレディ・アグリコル・グループの財政状態が悪化した場合または悪化が認められる場合、これらの権限の存在により、かかる権限が存在しない場合よりも、本社債の市場価格および/または流動性がより急速に下落する可能性がある。

上記を勘案し、クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関して破綻処理手続または破綻処理以外の再建措置が開始された場合（資本性証券の保有者に関しては、当該破綻処理手続が開始される前においても）、他の資本性証券または債務証券が取り扱われる方法にかかわらず、本社債の市場価格および/または流動性が決定的かつ深刻に変動し、本社債権者は投資額の全部または大部分を失うという非常に重大なリスクが存在する。

破綻処理手続および破綻処理以外の再建措置の範囲ならびにフランス通貨金融法典（Code monétaire et financier）第L.511-31条に規定されている、法律上の内部金融連帯メカニズムに関する詳細に関する更なる情報については、上記「法定損失吸収権限」および特に「破綻処理」のサブセクションを参照のこと。

発行会社は、フランス法により追加額の支払いが禁止されている場合、本社債の償還を行う義務はない。

社債の要項に基づくグロスアップ義務を含む当該義務が一般的に、フランス法に基づき強制執行が可能であるか否かは不透明である。上記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額を支払う義務を含む、本社債に基づく支払義務が、フランス法に基づき違法または強制執行不能である場合、発行会社は、本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。

従って、グロスアップ事由の発生時に発行会社が本社債を償還しない場合、本社債権者は、本社債のもとで支払われるべき全額を下回る金額を受け取ることになり、かつ本社債の市場価格に悪影響が生じる可能性がある。

当初参照レートが廃止される場合、本社債の保有者の同意を得る必要なく、本社債の金利は本社債の保有者に不利になり得る方法で変更される。

上記「利息支払の方法」に従い、当初参照レートに関連してベンチマーク事由が発生した場合で、改定後適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザーを任命し、後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートを決定し、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正を決定するものとする（独立アドバイザーは、発行会社が別の者を任命しない限り、利率確認事務取扱者とする）。

かかる決定を行うに当たり、上記「利息支払の方法」(3)(c)に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。

以下の事由が発生し、後継レートまたは代替参照レートが決定されない場合、改定後適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）関連する頁で最後に参照可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに基づき算出するものとする。(x)発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。(y)発行会社によって任命された独立アドバイザーが、利率決定基準日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定を怠った場合。(z)後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由が生じるか、関連規制当局および/もしくは関連破綻処理当局が、満期日ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うであろうと発行会社が判断する場合。

独立アドバイザーの決定において、(x)後継レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、当初参照レートに代えて当該後継レートを使用するものとする（ただし、上記「利息支払の方法」(3)(c)の運用に従う。）。(y)後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを使用するものとする（ただし、上記「利息支払の方法」(3)(c)の運用に従う。）。

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の量またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が上記「利息支払の方法」(3)(c)に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項（かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素（スプレッド調整を含む。）を含むがこれに限定されない。）に係る社債の要項の修正（ベンチマーク関連修正）が必要であると決定し、かつ(ii)ベン

チマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関業務規程等の許容する範囲内で、上記「利息支払の方法」(3)(c)(v)に従ってその旨を通知することを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該通知に定める日を発効日として当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために社債の要項を変更するものとする。

後継レートまたは代替参照レートには取引実績がないか、または非常に限られている可能性があるため、一般的な進展および/もしくは他の関連する市場原理もしくは要素との相互作用を決定または評価することは難しい可能性がある。また、後継レートまたは代替参照レートの利用可能性に関連する不確実性を考慮すると、フォールバック条項は当該期間中に意図したとおりに機能せず、推奨代替レートは廃止された当初参照レートとパフォーマンスが異なる可能性がある。

独立アドバイザーは、後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整を決定する裁量権を有し、その決定は、本社債の運用益、価値および市場に重大な悪影響をもたらす可能性がある。

これは、ひいては、本社債の金利と取引価格に影響を与える可能性がある。

金利の変更は、固定利付社債の市場価格、利回りおよび/または流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記「利息支払の方法」に従い、発行会社は固定利付の本社債を発行する。

本社債等の固定利付社債への投資には、本社債の発行後の市場金利の変動が、本社債の市場価格、利回りおよび/または流動性に重大な悪影響を及ぼし、その結果、本社債権者が本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性があるというリスクを伴う。

本社債の市場価格は、多くの事象により悪影響を受ける可能性がある。

本社債の市場価格は、発行会社の信用力および/または本社債の信用格付ならびに、程度の差はあるが、市場金利の変動、利回りおよび指数、為替レート、インフレ率ならびに満期日（満期日のある本社債の場合）または任意償還日までの残存期間に影響される。発行会社の信用力に関するリスクの詳細については、下記「本社債の信用格付の引下げまたは格付手法の変更は本社債の市場価格および流動性に影響を与える可能性がある。」のサブセクションを参照のこと。

また、本社債の市場価格は、金融機関が一般的に発行する証券（その他Tier1証券など）の区分に影響を与える事象によって、発行会社の当該証券自体はその事象の影響を受けない場合でも、悪影響を受ける可能性がある。例えば、2023年3月のUBSによるクレディ・スイスの買収に関して、スイス当局は、クレディ・スイスの（普通株式Tier1資本を構成するため、その他Tier1証券より下位に位置する）普通株式の株主は買収に関する補償を受けるにもかかわらず、クレディ・スイスのその他Tier1証券において、クレディ・スイスへの特別な国家的支援の提供時に当該証券の全額の元本削減を規定する条項を発動した。スイス当局による元本削減の発表は、クレディ・スイスのその他Tier1証券の元本削減を発動する条項が含まれていない商品も含め、（発行会社を含む）他の銀行のその他Tier1証券の市場価格に悪影響を及ぼした。

かかる要因および事由（またはそのような要因や事由が発生する可能性があるという認識）が、市場の変動を引き起こす可能性があり、また、かかる変動が本社債の市場価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、経済状況および市況が本社債の市場価格にその他の重大な悪影響は及ぼす可能性がある。また、本社債権者が本社債を売却する時の価格が、本社債権者が支払った発行価格または購入価格よりも下落（重大な損失になる可能性もある。）している場合がある。これらのリスクにより、投資家が本社債に投資した金額の一部について重大な損失を被る可能性がある。

本社債に係る取引市場が発展または継続しない可能性がある。

本社債は発行時に市場が確立されていない可能性があり、将来、本社債に係る活発な取引市場が発展または継続しない可能性がある。本社債の取引市場が発展した場合に、当該市場はあまり流動的ではない可能性があり、本社債は、実勢金利、類似する証券の市場、一般的な経済状況、発行会社の財務状況および法的または規制の変更に応じて、当初募集価格と比較して、割り引いて取引する場合がある。

そのため、投資家が本社債を容易にもしくは期待される利回りもしくは発展した流通市場を有する類似する投資に相当する利回りを投資家に提供する価格で売却、移転または処分することができないという重大なリスクがある。その結果、本社債権者に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債権者が本社債への投資の一部を失う可能性がある。

また、発行会社は、上記「償還の方法 - (5) 買入れおよび消却 (a)」の規定（規制当局の許可または承認を含む。）に従い、本社債を買入れることができるが、発行会社はこれを行う義務はない。発行会社による買入れは、本社債の流通市場の流動性、ひいては投資家が流通市場で本社債を売却する際の価格および条件に影響を与える可能性がある。

投資対象の法的適格性の考慮により、一定の投資家の投資は制限される可能性がある。

一定の投資家の投資活動は、投資適格対象法令、または特定の当局による調査もしくは規制の対象となる。投資を検討する者は、自身の法律の専門家と相談し、()各自にとって本社債が法的に投資適格であるかおよびその程度、()本社債を各種借入の担保に使用できるかおよびその程度、ならびに()本社債の購入または担保設定に適用されるその他の制限があるかまたはその程度、について決定すべきである。金融機関は、自身の法律の専門家または適切な規制当局と相談し、適用あるリスクベースの資本規則および類似の規則に基づく本社債の適切な取扱いを決定すべきである。発行会社、共同主幹事会社、代理人またはそれらの関連会社は、本社債の投資を検討する者による本社債の取得の合法性（その設立準拠地または(異なる場合は)それが事業を行う法域の法律に基づくものかを問わない。）、またはかかる投資を検討する者による適用ある法律、規制または規制方針の遵守に関して、責任を有さず、または引き受けない。

本社債の信用格付の引下げまたは格付手法の変更は本社債の市場価格および流動性に影響を与える可能性がある。

1社または複数の独立信用格付機関（S&P、ムーディーズまたはフィッチ等）が長期および短期債務について発行会社の信用格付を付与することがあり得る。長期および短期債務についての発行会社の信用格付は、本社債を含むその債務についての発行会社の支払能力の評価であり、ある程度、発行会社の信用力に関する投資家の一般的な評価により影響を受ける可能性がある。このため発行会社の信用格付の引下げの実施または見込みは、本社債の信用格付に重大な影響を与え、ひいては本社債の市場価格および流通市場における本社債の流動性に重大な影響を与える可能性がある。その結果、投資家が本社債を容易に、または発行会社の信用格付が引下げられていなければ売却できたであろう価格で、売却することができないリスクが存在する。

また信用格付機関は、随時、長期および短期債務に関して発行会社に付与された信用格付を変更または取り下げる可能性があり、または、本社債に類似した特徴を有する証券の格付手法を将来変更する可能性もある。こうした変更にはある発行会社の優先証券に付与されている格付と本社債に類似した特徴を有する証券に付与されている格付との関連性（しばしば「ノッチング（差異化）」と呼ばれる。）を含む場合がある。格付機関が将来かかる証券の格付慣行を変更し、かつ/または本社債の格付がその後引下げられ、変更され、停止され、または取下げされた場合には、本社債の取引価格に対してマイナスの影響を与える可能性がある。その結果、本社債権者が本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性がある。

為替リスク

日本円の価値はユーロ、米ドルおよびその他の主要な通貨に対して変動しており、日本および国際的な政治や経済情勢ならびにその他の要因の影響を受けている。投資家が日本円以外の通貨(以下「投資家通貨」という。)で投資運用益を評価する場合、日本円と投資家通貨との間の為替レートの著しい変動等、本社債への投資に伴う一定の為替リスクが生じる。投資家通貨に対する円安の影響により、本社債の実際の投資利回りが本社債の利回りを下回る可能性があるほか、本社債の利息収入および利益を投資家通貨に換算することによる為替差損が生じる可能性がある。その結果、投資家は期待した元本または利息の運用益を下回る、あるいは状況によっては大幅に下回る運用益を受け取る可能性がある。

本社債は非上位優先債務であり、一定の債務に劣後すること。

本社債の規定上、上記「本社債の地位」に従い、本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ優先 (*chirographaires*) の債務であると明示されるが、裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) の際は、上位優先債務の支払いとの優先順位においては劣後する。上位優先債務は、フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-4°項の施行日時時点で残存する発行会社のすべての預金債務、デリバティブおよびその他金融契約にかかる債務、非劣後債券、ならびにフランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条の意味における非上位優先債務として明示されていない同条の施行日以降に発行されたすべての非劣後債券または優先債券から構成される。

その結果、発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、本社債権者の支払いを受ける権利は、すべての現在および将来における上位優先債務、ならびに法的な優先権の適用を受けるすべての現在および将来における請求権の保有者に対する全額の支払いに劣後する。発行会社の当該裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) において、また、発行会社の清算により、すべての現在および将来における上位優先債務、ならびに法的な優先権の適用を受けるすべての現在および将来における請求権に関する支払いが完了しない場合には、本社債に関する発行会社の債務は消滅し、本社債権者は、本社債に投資した金額について損失を被る可能性がある。

また、クレディ・アグリコル・グループ(発行会社を含む。)に関して破綻処理が開始された場合、その適格債務(本社債を含む。)はベイルインの対象となり、すなわち、裁判上の清算手続 (*liquidation judiciaire*) において適用される優先順位により元本削減またはエクイティ証券もしくは他の金融商品への転換が行われ得る。本社債等の非上位優先債務は上位優先債務に劣後するため、本社債は上位優先債務の元本削減または転換が行われるのに先立ってその全額が元本削減または転換される。これについては、上記「本社債は、銀行の再建および破綻処理または特別な国家的金融支援に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。」のサブセクションを参照のこと。

結果として、本社債権者は、上位優先債務の保有者と比べて大幅な追加リスクを負い、発行会社が破綻処理または裁判上の清算手続を開始した場合に投資の全部または大部分を失う可能性がある。

本社債に関する投資家に係る情報の開示

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報(個人情報を除く。)については、共同主幹事会社であるクレディ・アグリコル証券会社 東京支店、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社およびS M B C日興証券株式会社に対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出が無い限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社へ開示、提供および共有される予定である。なお、発行会社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使用しない。

第2 [売出要項]

該当事項なし

第3 [第三者割当の場合の特記事項]

該当事項なし

第4 [その他の記載事項]

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、社債の名称、ならびに共同主幹事会社の名称が記載される。なお、社債の名称は、以下のものを使用する予定である。

「クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）」

下記の文言が発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「下記<クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）>、<クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）>および<クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）>の各見出しの下に定義された用語は、当該見出しに記載される社債に係る用語を指します。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対しもしくはその計算においてもし

くはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対しもしくはその計算においてもしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債の元金および利息は、本社債相互間およびその他の非上位優先債務の間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成します。また、

- (a) 発行会社のその他劣後債務、資本劣後債務、現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付（*prêts participatifs*）、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）ならびに超劣後債務に優先し、
- (b) 上位優先債務ならびに法的な優先権の適用を受けるすべての現在および将来における請求権に劣後します。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたは非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、その他劣後債務、資本劣後債務、超劣後債務ならびにそれ以外の非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先します。

発行会社の当該裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）において、また、本社債に優先する順位であるかまたは優先する順位とされている発行会社の債務に対する支払いが不完全な場合、本社債に係る発行会社の債務は法律の適用により消滅します。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負います。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対しもしくはその計算においてもしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債の元金および利息は、本社債相互間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成します。また、

- (a) 本社債の全額または一部がTier2資本を構成する限り、
 - (i) すべての他の資本劣後債務と同順位であり、
 - (ii) 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付（*prêts participatifs*）、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）ならびに超劣後債務に優先し、
 - (iii) i. 非劣後債務
 - ii. その他劣後債務
 - に劣後し、
- (b) 本社債の全額がTier2資本から除外された場合、
 - (i) 本社債が以下の段落(ii)および(iii)に従い優先または劣後するその他劣後債務を除いたその他のすべてのその他劣後債務と同順位であり、
 - (ii) i. 資本劣後債務
 - ii. 本社債に劣後する順位であるか劣後する順位とされているその他劣後債務
 - iii. 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付（*prêts participatifs*）、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）ならびに超劣後債務
 - に優先し、
 - (iii) i. 非劣後債務
 - ii. 本社債に優先する順位とされているその他劣後債務
 - に劣後します。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由（*liquidation amiable*）により清算された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、上記に詳述するそれぞれについて、当該本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている債務の保有者よりも前に本社債に基づく支払いを受ける権利を有しますが、当該本社債に優先する順位であるかもしくは優先する順位とされている債務の保有者よりも後に本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

発行会社の当該裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）において、また、当該本社債に優先する順位であるかまたは優先する順位とされている発行会社の債務に対する支払いが不完全な場合、当該本社債に係る発行会社の債務は法律の適用により消滅します。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負います。」

<クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）に関する情報>

注：別段の記載がある場合を除き、<クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）に関する情報>で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

第1 [募集要項]

本「第1 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）（以下「本社債」という。）についての記載がなされている。

1 [社債（短期社債を除く。）の募集]

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第11回 期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	53億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	53億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率（%）	2025年1月18日（その日を含む。）から2030年1月17日（その日を含む。）までの期間については、年2.199%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法 - (3)」に従って、ブルームバーグ GDC0 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）に表示される5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）に1.370%を加算した率（年利）とする。
利払日	毎年1月17日 および7月17日	任意償還日	2030年1月17日
償還期限	2035年1月17日	募集の方法	一般募集

申込証拠金	なし	申込期間	2025年1月10日
払込期日	2025年1月17日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) **第2次金融商品市場指令(MiFID II)プロダクト・ガバナンス/適格取引先、プロ投資家、リテール顧客（日本国内）ターゲット市場**

(a) 欧州連合の指令第2014/65/EU号（その後の改正を含む。「第2次金融商品市場指令」または「MiFID II」という。）、(b) 第2次金融商品市場指令を補足する欧州委員会委任指令（EU）第2017/593号第9条および第10条に規定される組成会社の商品承認プロセスの目的のみにおいて、本社債に関するターゲット市場の評価では、2023年8月3日付で欧州証券市場監督局によって公表されたガイドライン第19号において言及されている5つの類型を考慮すると、(i) 本社債のターゲット市場は、第2次金融商品市場指令に定義される、適格取引先、プロ顧客および日本国内のリテール顧客に限定され（ただし、リテール顧客に関しては、発行市場においては法人および企業に限定される。疑義を避けるために付言すると、これらは社団法人および財団法人等を含む。）、ならびに(ii) 適格取引先、プロ顧客およびリテール顧客（上記に定義され、また、発行市場においては上記のとおり限定される。）に対する本社債の販売チャンネルの全ては、販売管轄において適用ある証券法および規則に従って適切であることが結論づけられた。本社債を募集し、売却し、または推奨する者（以下「販売会社」という。）は、組成会社のターゲット市場の評価を考慮すべきである。ただし、第2次金融商品市場指令に服する販売会社は、本社債に関して（組成会社のターゲット市場の評価を採用または改良することにより）自らターゲット市場の評価を行い、適切な販売チャンネルを定める責任がある。

本社債について、上記に記載されている組成会社は発行会社である。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。当該公告は、かかる刊行物の刊行日になされたものとみなされ、異なる日に刊行される場合、最初の刊行日になされたものとみなされる。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル 証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額はない。	本社債の発行総額は、発行 会社と共同主幹事会社との 間で2025年1月10日に調印 された元引受契約に従い、 共同主幹事会社により連帯 して買取引受けされ、一般 に募集される。共同主幹事 会社に対して支払われる本 社債の幹事、引受けおよび 販売に係る手数料の合計 は、本社債の総額の0.40% に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
S M B C 日興証券株式 会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		5,300	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率 確認事務取扱者の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年1月10日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

利息支払の方法

(1) 本社債の利息は2025年1月18日（その日を含む。）から2035年1月17日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。）、毎年1月17日および7月17日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債には、2025年1月18日（その日を含む。）から2030年1月17日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年2.199%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2030年1月18日（その日を含む。）から2035年1月17日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（以下に定義する。）に1.370%を加算した率（年利）（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 利率決定基準日（以下に定義する。）に、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本発行登録追補書類の本項において、

「5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート」とは、固定金利とTONA（以下に定義する。）の複利（後決め）を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年2回払いの5年物のスワップ・レート（またはその後継スワップ・レート）をいう。

「5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート」とは、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁（以下に定義する。）に表示される5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートのミッド・レートをいう。

「ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁」とは、5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ（もしくはその承継サービス）のGDC0 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDC0 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「利率決定基準日」とは、利率改定日（以下に定義する。）の2営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日（下記「償還の方法 - (5) 発行会社による任意償還」に定義する。）をいう。

- (ii) 利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁において5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されない場合またはブルームバーグGDC0 44079 11 1頁が利用不能である場合（ただし、下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の場合を除く。）には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義する。）に対し、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求める。この場合、
- (x) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが4つ以上の場合、5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。
 - (y) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが2つまたは3つの場合、5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。
 - (z) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが1つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、かかる5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）の利率確認事務取扱者への提示を求めるものとし、この場合には、5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が2つに満たなかった場合、5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日の直前の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁に表示される5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートで、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。当該最新の5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを決定できない場合、改定後適用利率は、準用して適用されることとなる下記「利息支払の方法 - (3)(c)」の規定に従い決定される。

本発行登録追補書類の本項において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当するレート（年利で表示される。）を提示可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c) ベンチマークの廃止等

(i) 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関連してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合で、改定後適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記(ii)に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義する。）を決定し、下記(iii)に従ってスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば）および下記(iv)に従ってベンチマーク関連修正（以下に定義する。）を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生し、後継レートまたは代替参照レートが決定されない場合、改定後適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）関連する頁で最後に参照可能であった5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに基づき算出するものとする。

(x) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行会社によって任命された独立アドバイザーが、利率決定基準日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定をできない場合。

(z) 後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由（下記「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に定義する。）が生じるか、関連規制当局（下記「本社債の地位」に定義する。）および/もしくは関連破綻処理当局（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）が、満期日（下記「償還の方法 - (1) 満期償還」に定義する。）ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うかまたは資本事由（下記「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」に定義する。）が生じるであろうと発行会社が判断する場合。

(ii) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

- (x) 後継レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3)(c)」の運用に従う。）。
- (y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3)(c)」の運用に従う。）。

(iii) スプレッド調整

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

(iv) ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (3)(c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項（かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素（スプレッド調整を含む。）を含むがこれに限定されない。）に係る社債の要項の修正（当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、(ii)ベンチマーク関連修正の規定を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関連業務規程等の許容する範囲内で、下記(v)に従ってその旨を通知することを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

(v) 通知

発行会社は、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し、また上記「公告の方法」に従い本社債権者に対しては公告により、本「利息支払の方法 - (3)(c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的な規定の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を定めるものとする。

- (vi) 当該通知において定める後継レートもしくは代替参照レート（場合による。）ならびに、適用ある場合、スプレッド調整（もしあれば）および/またはベンチマーク関連修正の具体的な規定（もしあれば）は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。ただし、その義務の履行において独立した専門家として誠実かつ商業上合理的な方法で職務を行う独立アドバイザーが、後日、後継レートまたは代替参照レートが、5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに実質的に相当し得るものではなくなった、または業界で受け容れられる後継レートを構成

しないと判断する場合を除く。その場合、日本円の金利（またはその構成要素）を決定する目的で国際債券市場取引で慣例的に適用されている、後継レートもしくは代替参照レートを確認するか、または代わりの後継レートもしくは代わりの代替参照レートを決定するために、発行会社は、独立アドバイザー（元の独立アドバイザーと同じか否かは問わない）を再度任命する。

(vii) 当初参照レートの存続

上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法 - (3)(b)(ii)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えることにより生じる本社債権者に対する経済的不利益または利益を、その状況において実務上合理的な範囲で低減または除去するために、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

(i) 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるもの。

(ii)（かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。

(iii)（独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。

(iv)（独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法 - (3)(c)(ii)」に従って決定し、かつ日本円の金利（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

(i) 当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。

(ii) 当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。

- (iii) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。
- (iv) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が対象市場の指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。
- (v) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが不法となること。

ただし、

- (i)、(ii)および(iii)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、当初参照レート（またはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（またはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（またはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。）に生じるものとする。
- (iv)および(v)の場合、ベンチマーク事由は、(y)監督者が、有効な指標性を有していないこと、計算方法の大幅な変更、または不法となることが生じたもしくは生じることとなる（該当する場合）と決定した日、また(z)関連する公式声明が行われた日のいずれか遅い日に生じるものとする。
- TONAに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法 - (3)(c)(i)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。独立アドバイザーは、発行会社が上記「利息支払の方法 - (3)(c)(i)」に基づいて独立アドバイザーとして別の者を任命しない限り、利率確認事務取扱者とする。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

- (i) ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。
- (ii) (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループ、または(d)金融安定理事会もしくはその一部、のいずれかが援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指名機関によって正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する、当初参照レートの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイ

ザーは、本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

- (d) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後5営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、これらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (e) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (f) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (3)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務（独立アドバイザーが利率確認事務取扱者と同ーとなる場合を除く。）および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同ーの銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。
- (4) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年1月18日（その日を含む。）から2030年1月17日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)2030年1月18日（その日を含む。）以降は1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (4) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (5) 発行会社による任意償還」または「償還の方法 - (6) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2035年1月17日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を満期日前に償還または返済することはできない。

(2) 税務事由が発生した場合の償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次の利払日に追加額（下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に定義する。）を支払うことなく本社債に関する支払うべき利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できないとき（以下「源泉徴収税務事由」という。）、発行会社は、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、当該追加額の支払いを下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき求められることなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法令によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合（以下「グロスアップ事由」という。）、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、本段落の2段落後に定める証明書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法令に従って）、その選択によりいつでも（ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本社債の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、本社債に基づく利息の支払い関連の税制が変更され、当該変更の結果、本社債に基づき発行会社により支払われる税控除の対象となる利息分が減額される場合（以下「税控除事由」という。）には、発行会社は、その選択により、（ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、いつでもその時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。ただし償還期日は、発行会社が、税控除事由を生じさせる、税控除における減額による影響を受けることなく利息の支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適宜に授権された役員1名が署名し、(i)(x)発行会社が下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の第2段落に基づき追加額の支払義務を負っているかもしくは負うこととなる旨、または(y)税控除事由が発生するかもしくは発生することとなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき本社債の償還を選択する旨、(iii)かかる償還期日ならびに(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」および下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就した旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

発行会社は、上述した変更が重要であり、かつ本社債の発行時点において合理的に予測可能ではなかったことを発行会社が関連規制当局に示しその同意を得ていない限り、かかる証明書を交付しない。

本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「税務事由」とは源泉徴収税務事由、グロスアップ事由または税控除事由を意味する。

(3) 資本事由が発生した場合の償還

資本事由が発生した場合、発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、上記「公告の方法」に従い本社債権者に30日以内15日以上 of 事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることを条件として、いつでもその時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、資本事由が発生した旨または（場合により）償還期日後90日以内に資本事由が発生することになる旨の証明書を償還期日の15営業日以上前に財務代理人に交付し、当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「資本事由」とは、常に、本社債の発行日時点において発行会社にとって合理的に予測可能ではなく、かつ、本社債の全額または一部がTier2資本（下記「本社債の地位」に定義する。）から除外される可能性がある、適用ある銀行規制のもとでの本社債の区分の変更を意味する。

(4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社はその選択により、（ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）上記「公告の方法」に従い本社債権者に30日以内15日以上 of 事前の公告（当該公告は取り消すこ

とができない。)をすることを条件として、いつでも、その時点で未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還期日(その日を含む。)までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または(場合により)償還期日後90日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨の証明書を償還期日の15営業日以上前に財務代理人に交付し、当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本発行登録追補書類の本項において、

「MREL/TLAC不適格事由」とは、本社債の全額または一部がMREL/TLAC適格金融商品(下記「本社債の地位」に定義する。)として不適格となる可能性がある、適用あるMREL/TLAC規制(下記「本社債の地位」に定義する。)に基づく本社債の区分の変更をいう。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日時点において、合理的に予測可能であったか、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

(5) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により(ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却(適用される場合。)に対する追加条件」の規定に従って)、かつ本社債権者に30日以内15日以上での事前の公告(当該公告は取り消すことができない。)をすることにより、任意償還日において、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還期日(その日を含む。)までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2030年1月17日をいう。

(6) 買入れおよび消却

(a) 買入れ

発行会社は、その選択により(ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却(適用される場合。)に対する追加条件」の規定に従って)、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を買入れることができる。発行会社によりまたは発行会社のために買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等に従い、これを保有し、かつ転売し、または下記「償還の方法 - (6) 買入れおよび消却(b)」に従って消却することができる。

上記にかかわらず、発行会社またはその代理人は、適用ある法律によりその時々において許可されたその他の場合において、また必要な場合には関連規制当局の事前の許可に従い、本社債を随時買入れる権利を有する。

(b) 消却

適用ある法令および振替機関業務規程等に別段の定めのある場合を除いて、償還された、または（上記「償還の方法 - (6) 買入れおよび消却(a)」に従って）消却のために買入れられたすべての本社債は直ちに消却され、また、発行会社によりまたは発行会社のために別途買入れられた本社債は消却することができる（ただし、下記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

(7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

本社債は、以下のすべての条件が、当該条件が以下に従い適用される場合に充足される場合に限り、上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法 - (5) 発行会社による任意償還」および「償還の方法 - (6) 買入れおよび消却」に従って（場合による。）、償還または買入れおよび消却（適用される場合。）することができる。

- (i) 適用あるMREL/TLAC規制および/または適用ある銀行規制（下記「本社債の地位」に定義する。）により禁じられていない償還または買入れおよび消却（適用される場合。）であり、かつ
- (ii) 関連規制当局および/または関連破綻処理当局が償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対して、必要な場合に事前の許可を与えた場合。

この点について、CRR規則（下記「本社債の地位」に定義する。）第77条および第78条は、2025年1月10日時点の適用規定により、関連規制当局が本社債の償還または買入れの許可を与えることを定めている。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

- (a) すべての場合において、以下のいずれかであること。
 - (x) 本社債の当該償還または買入れ時またはそれに先立って、発行会社の収益力上持続可能な本社債と同質以上の条件の資本性商品により本社債を代替すること、または、
 - (y) 当該償還または買入れ後において、自らの自己資本および適格債務が、関連規制当局が必要と考えるマージンをもってCRD およびBRRD（それぞれ下記「本社債の地位」に定義する。）において定められる要件を超過していることを、発行会社が関連規制当局に示しその同意を得ていること。
- (b) 発行日から5年後よりも前に本社債が償還され、または買入れられる場合、上記(a)に加えて、少なくとも以下の要件のうち1つが充足されなければならない。
 - A. 資本事由の場合、(a)関連規制当局が本社債の規制区分における関連する変更が十分に確実であると考え、かつ、(b)発行会社が、本社債の発行時点において資本事由が合理的に予測可能ではなかったことについて関連規制当局に示しその同意を得ている場合
 - B. 税務事由の場合、発行会社が、上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に規定される変更（適用される場合。）が重要であり、かつ本社債の発行時点において合理的に予測可能ではなかったことについて関連規制当局に示しその同意を得ている場合
 - C. 本社債の当該償還または買入れ時またはそれに先立って、発行会社が、発行会社の収益力上持続可能な本社債と同質以上の条件の自己資本の金融商品により本社債を代替し、関連規制当局が、当該行為が健全性の観点から有益となり、例外的な状況により正当化されると判断したことに基づき当該行為を許可した場合
 - D. 本社債がマーケットメイクを目的として買入れられる場合。マーケットメイクを目的とする買入れは、特に、関連規制当局により許可された事前に決定された金額に関し、さらにCDR（以下に定義する。）第29条に定める条件に従う。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可(必要な場合。)を与えることを拒否することは、いかなる目的においても債務不履行を構成しないものとする。

本発行登録追補書類の本項において、

「CDR」とは、自己資本にかかる規制上の専門的な基準および金融機関向けの要件(資本委任規則)に関する規則(EU)575/2013号を補足する2014年1月7日付欧州委員会委任規則(EU)241/2014号を意味し、その後の改正または置き換えを含む。

担 保

本社債はいかなる担保あるいは保証も付されていない。

本社債の地位

本社債は、フランス商法典(*Code de commerce*)第L.228 - 97条の規定に基づき発行された劣後証券(フランス法上の債務(*obligations*))を構成する。)であり、フランス通貨金融法典(*Code monétaire et financier*)の第L.613-30-3-1-5条に定める劣後金融商品である。

本社債の元金および利息は、本社債相互間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成する。また、

- (a) 本社債の全額または一部がTier2資本を構成する限り、
 - (i) すべての他の資本劣後債務(以下に定義する。)と同順位であり、
 - (ii) 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付(*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券(*titres participatifs*)ならびに超劣後債務(以下に定義する。)に優先し、
 - (iii) i. 非劣後債務(以下に定義する。)
 - ii. その他劣後債務(以下に定義する。)
 - に劣後し、
- (b) 本社債の全額がTier2資本から除外された場合、
 - (i) 本社債が以下の段落(ii)および(iii)に従い優先または劣後するその他劣後債務を除いたその他のすべてのその他劣後債務と同順位であり、
 - (ii) i. 資本劣後債務
 - ii. 本社債に劣後する順位であるか劣後する順位とされているその他劣後債務
 - iii. 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付(*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券(*titres participatifs*)ならびに超劣後債務
 - に優先し、
 - (iii) i. 非劣後債務
 - ii. 本社債に優先する順位とされているその他劣後債務
 - に劣後する。

発行会社の裁判上の清算(*liquidation judiciaire*)を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由(*liquidation amiable*)により清算された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、上記に詳述するそれぞれについて、当該本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている債務の保有者よりも前に本社債に基づく支払いを受ける権利を有するが、当該本社債に優先する順位であるかもしくは優先する順位とされている債務の保有者よりも後に本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

発行会社の当該裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) において、また、当該本社債に優先する順位であるかまたは優先する順位とされている発行会社の債務に対する支払いが不完全な場合、当該本社債に係る発行会社の債務は法律の適用により消滅する。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

本社債についての発行会社の意図は、本社債が規制上、(i) Tier2資本として扱われること、および(ii) 適用あるMREL/TLAC規制に基づき、MREL/TLAC適格金融商品として扱われること、ならびに本社債がTier2資本および/またはMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもはや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務は影響を受けず、また、本社債に基づく本社債権者の権利は影響を受けないことである。ただし、この場合、発行会社は、上記「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」または「償還の方法 - (4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」に従って本社債を償還することができる。

本社債に関する担保提供制限はない。

本発行登録追補書類の本項において、

「その他Tier1資本」とは、適用ある銀行規制により随時付与される意味を有する。

「適用ある銀行規制」とは、いかなる時においても、フランス共和国でその時点において効力を有する適正資本に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する適正資本に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「適用あるMREL/TLAC規制」とは、(i) MREL (以下に定義する。) ならびに(ii) FSB TLACタームシート (以下に定義する。) に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針をいう。(i) および(ii) に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての規制、要件、ガイドラインおよび方針 (BRRD、CRR規則およびCRD を含むが、これらに限らない。) を意味する。

「BRRD」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会指令第2014/59/EU号を意味し、金融機関および投資会社の損失吸収力ならびに資本再構築力に関する指令第2014/59/EU号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会指令 (EU) 第2019/879号) および指令 (第98/26/EC号) により改正され (その後の改正または置き換えを含む。) 、または場合によっては、フランス法に基づくあらゆる実施規定を意味する。

「資本劣後債務」とは、2020年12月28日より前にTier2資本を構成していたまたは全額もしくは一部がTier2資本を構成する発行会社の現在および将来の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務 (全額または一部がTier2資本を構成する場合に限り、全額がその他Tier1資本から除外されている2020年12月28日より後の日付で発行された、借り入れられたまたはその他の方法による債務を含むが、これに限らない。) であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i) 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付 (*prêts participatifs*) 、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) ならびに超劣後債務に優先する順位であり、かつ(ii) その他劣後債務に劣後する順位の債務を意味する。

「CRD指令」とは、2013年6月26日付の金融機関の活動ならびに金融機関および投資会社の健全性監督に対するアクセスに関する欧州議会および欧州理事会指令第2013/36/EU号を意味し、適用外事業体、金融持株会社、複合金融持株会社、報酬、監督措置および権限ならびに資本保全措置に関する指令第2013/36/EU号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会指令 (EU) 第2019/878号により改正され (その後の改正または置き換えを含む。) 、または場合によっては、フランス法に基づくあらゆる実施規定を意味する。

「CRD」とは、(i)CRD指令および(ii)CRR規則を総称したものを意味する。

「CRR規則」とは、金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および欧州理事会規則(EU)第575/2013号を意味し、レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に関する要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、清算機関に対するエクスポージャー、集団投資の引受けに対するエクスポージャー、大規模エクスポージャー、報告および開示の要件に関する規則(EU)第575/2013号を改正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州理事会規則(EU)第2019/876号ならびに規則(EU)第648/2012号により改正される(その後の改正または置き換えを含む。)

「超劣後債務」とは、現在または将来の発行会社の超劣後債務(全額または一部がその他Tier1資本を構成する場合に限り2020年12月28日より後に発行された超劣後債務を含み、また、2020年12月28日より前に発行された超劣後債務を含むが、これらに限らない。)であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i)発行会社が発行するいずれかの種類の株式資本にのみ優先し、かつ、(ii)現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付(*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券(*titres participatifs*)、資本劣後債務、その他劣後債務ならびに非劣後債務に劣後する順位の債務を意味する。

「FSB TLACタームシート」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収力および資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力(TLAC)タームシート(その後の改正を含む。)を意味する。

「MREL」とは、BRRD第45条以下(フランス法により国内法制化)、単一破綻処理メカニズム規則(下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。)第12条以下および2016年5月23日付欧州委員会委任規則(EU)第2016/1450号(その後の改正を含む。)に従って定められた金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」(または、適用あるMREL/TLAC規制および/または適用ある銀行規制に基づき、これを承継する基準)を意味する。

「MREL/TLAC適格金融商品」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従い、かつ、疑義を避けるために付言すると、適用あるMREL/TLAC規制により特定の種類の金融商品に適用されうる量的制限に関係なく、発行会社のMRELおよびTLACに算入可能な金融商品をいう。

「その他劣後債務」とは、(a)2020年12月28日より前に全額もしくは一部がその他Tier1資本もしくはTier2資本を構成したことがないか、または(b)2020年12月28日より後の日付で発行された、借り入れられた、もしくはその他の方法による、全額がその他Tier1資本およびTier2資本から除外されている、現在および将来の直接、無条件、無担保かつ劣後の発行会社の債務であり、社債または貸付またはその他の形式であるかにかかわらず、(i)資本劣後債務および超劣後債務に優先し、かつ、(ii)非劣後債務に劣後する順位の債務を意味する。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典(*Code monétaire et financier*)第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典(*Code monétaire et financier*)第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、フランス通貨金融法典(*Code monétaire et financier*)第L.613-30-3条第1-4°項の施行よりも前(すなわち、2016年12月11日より前)に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

「Tier2資本」とは、その時々適用ある銀行規制のもとでの補完的項目（Tier2）の構成要素として扱われる資本を意味する。

「非劣後債務」とは、現在および将来の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務（疑義を避けるために付言すると、上位優先債務、非上位優先債務および預金者に対する債務を含む。）であり、発行会社の貸付、社債またはその他の金融商品の形式であるかにかかわらず、その他劣後債務、資本劣後債務および超劣後債務に優先する順位の債務を意味する。

財務上の特約

該当事項なし

社債権者集会

(1) (i) 本社債のその時点での未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対し振替機関または関連する口座管理機関（下記「摘要 - (4) 支払い」の第1段落に定義する。）により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示するものとする。）または(ii) 発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社のために当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならない。さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）

(b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權されることのある社債権者集会の決議

を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (4) 上記の規定にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面または（発行会社が電磁的方法によりその同意の表明を許可した場合は）電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。
- (5) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (8) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (9) 疑義を避けるために付言すると、本社債における法定損失吸収権限の行使の効果（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(a)」に定義する。）および法定損失吸収権限行使を有効にするための社債の要項の修正（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(a)」に定義する。）は、法定損失吸収権限（下記「摘要 - (1) 法定の減額または転換(b)」に定義する。）が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

準拠法および管轄裁判所

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、（フランス法に準拠し、フランス法に従って解釈される発行会社による本社債の発行に関する授權および上記「本社債の地位」を除き）すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

東京地方裁判所は、本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関して生ずる一切の紛争を解決する非専属的裁判管轄を有するものとし、本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関して生ずる一切の訴訟または法的手続は、東京地方裁判所に対して提起することができる。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手續につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてクレディ・アグリコル銀行東京支店を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル15階に所在のクレディ・アグリコル銀行東京支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成

および提出を含む。)をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

(1) 法定の減額または転換

(a) 承認

本社債を取得することにより、各本社債権者(本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」において、本社債の各実質的保有者(もしあれば)を含む。)は、以下について承認し、受諾し、同意し、合意する。

() 関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の効果(以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。)(以下「本社債における法定損失吸収権限の行使の効果」という。)に服すること。

- ・ 本支払金額(以下に定義する。)の全部または一部の恒久的な減額
- ・ 本支払金額の全部または一部の、発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換(それにとまなう本社債権者に対するかかる株式、有価証券または債務の発行)(社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。)。この場合、本社債に基づく権利は、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の実行により、発行会社またはその他の者のかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務に転換されるものとする。
- ・ 本社債の消却、および/または
- ・ 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期日の変更(支払いを一時的に停止することによるものを含む。)

() 社債の要項は、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること(以下「法定損失吸収権限行使を有効にするための社債の要項の修正」という。)

「本支払金額」とは、本社債の未償還元金および当該本社債の未払いの経過利息をいう。

(b) 法定損失吸収権限

本発行登録追補書類の本項において、「法定損失吸収権限」とは、BRRDの国内法制化に係る、フランス共和国の有効な法律、規制、規則または要件(フランス法第2016-1691号(*Loi relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique*))により2016年12月9日に承認された、2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号(金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令(*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*))および2020年12月21日付フランス政令第2020-1636号(*Ordonnance relative au*

régime de résolution dans le secteur bancaire) (それぞれその後の改正を含み、以下「BRRD 施行政令」という。)、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定める2014年7月15日付の欧州議会および欧州理事会規則(EU)806/2014号(金融機関および投資会社の損失吸収力ならびに資本再構築力に関する2019年5月20日付の欧州議会および理事会規則(EU)第2019/877号による改正を含む。)(以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。)、またはフランス法に基づく別の法令に基づくものを含むがこれに限定されない。)に基づきその時々存在する権限を意味し、いずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社(以下に定義する。)(もしくはその関連会社)の債務の(一部もしくは全部の)減額、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社(もしくはその関連会社)の有価証券の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となる(破綻処理手続開始後のペイルイン手法(以下に定義する。))の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施、またはその他における措置の実施に関連しているかを問わない。)

「ペイルイン手法」とは、破綻処理中の金融機関のペイルイン可能な債務の元本削減またはこれらの株式への転換を行う権限を意味する。

「規制対象会社」とは、BRRD施行政令により改定されたフランス通貨金融法典(*Code monétaire et financier*)第L.613-34条第1項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国において設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構(*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)(以下「ACPR」という。)、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会(以下「SRB」という。)、および/または、その時々において法定損失吸収権限を行使する権限を有し、または法定損失吸収権限の行使に参加する権限を有するその他の当局(単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。)を意味する。

(c) 利息およびその他の支払金額の残高の支払い

本支払金額の返済または支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社またはそのグループメンバーに適用あるフランス共和国および欧州連合における有効な法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが許される場合を除き、発行会社に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払いも支払期限が到来せず、支払いもなされないものとする。

(d) 債務不履行事由を構成しないこと

発行会社に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使は、いずれも債務不履行事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、本社債権者に対して救済(衡平法上の救済を含む。)(当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。)を受ける権利をもたらすものではないものとする。

(e) 本社債権者への公告

関連破綻処理当局により本社債に関する法定損失吸収権限が行使された場合、発行会社は、当該法定損失吸収権限の行使について、可能な限り速やかに書面により財務代理人に通知し、または財務代理人へ通知させるものとする。財務代理人は、行使された法定損失吸収権限について、上記「公告の方法」に従い発行会社に代わって本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに公告するものとする。発行会社がかかる通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定損失吸収権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(f) 財務代理人の義務

本社債を取得することにより、各本社債権者は、関連破綻処理当局により法定損失吸収権限が行使された場合に、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使に関連して()財務代理人は本社債権者からいかなる指示も受ける必要がなく、()財務代理人は財務代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて承認し、受諾し、同意し、合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局による法定損失吸収権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合(例えば、法定損失吸収権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合)、発行会社および財務代理人が財務代理人契約の改定に合意する場合その合意の範囲内で、財務代理契約に基づく財務代理人の義務は、かかる法定損失吸収権限の行使の完了後も、引き続き本社債に関して適用があるものとする。

(g) 按分

関連破綻処理当局による法定損失吸収権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、法定損失吸収権限に基づいて本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(h) 包括的条項

本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、発行会社および本社債権者間のその他のいかなる契約、取り決めまたは合意をも除外するものとする。

(i) 本「摘要 - (1) 法定の減額または転換」の手續に要する一切の費用(発行会社および財務代理人に生じた費用を含むが、これに限定されない。)は、これを発行会社の負担とする。

(2) 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、発行会社の依頼により、日本国の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)は取得していない。

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関して、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)、フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)およびムーディーズ・インベス

ターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。））に依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、本社債について、S&PからBBB+の格付を、フィッチからA-の格付を、またムーディーズからBaa1の格付を取得することを想定している。

（注） 無登録格付業者は、金融庁の監督または信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、フィッチおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&P、フィッチおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P、フィッチおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブにある「開示」をクリックした後に表示される頁に掲載されている「無登録格付説明関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(3) 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合に、期限の利益喪失を本社債にもたらす債務不履行事由は本社債には存在しない。

ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を命じる判決が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由（*liquidation amiable*）により清算された場合、直ちに本社債の支払期限が到来し支払われるものとする。

(4) 支払い

本社債の元金および利息の支払いは、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i)本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii)その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。上記にかかわらず、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

支払いは、いかなる場合も、(i)支払地において適用ある財務またはその他に関する法令に従い（ただし、下記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の規定に影響を及ぼさないものとする。）、(ii)米国の1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「内国歳入法」という。）第1471条(b)項に記載された契約に基づき必要である源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条ないし第1474条（もしくはそれらの規則もしくは契約もしくはその公的解釈）、もしくはその実施を促進するための米国と他の法域との間での政府間契約（もしくはかかる政府間契約を実施するための法律）（以下総称して「FATCA」という。）に基づき、別途賦課される源泉徴収または控除の対象となる。

(5) 税制上の理由による追加の支払い

発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および利息の一切の支払いは、フランス共和国または課税の権限を有するフランス共和国域内の当局もしくはフランス共和国の当局により、またはそのために、課されまたは賦課される現在または将来の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる税金の源泉徴収または控除が要求される場合は、この限りでない（以下「本源泉徴収」という。）。

本社債に関する利息の支払いにおける本源泉徴収が発生した場合、発行会社は、本源泉徴収が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、(i)単に当該本社債を保有すること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者に対してまたは当該本社債権者もしくは実質所有者のための第三者に対して当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われず、(ii)本源泉徴収がFATCAに基づき賦課される場合も当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われず、また(iii)本社債権者または実質所有者の国籍、住所、身元または税務管轄（以下に定義する。）との関連性に関する適用ある証明、特定、資料、情報またはその他の報告要件の遵守を、発行会社による適時な請求および上記「公告の方法」に従った公告の後に怠らなければ、本源泉徴収がそのように課されなかったであろう場合（ただし、租税条約にかかわらず、かかる遵守が税務管轄、その下部行政主体、その課税当局またはその管轄内の課税当局の租税法令に基づき本源泉徴収の免除を受ける権利を確立するために要求されている場合に限る。）も当該本社債に関連する利息の支払いに関する追加額は支払われない。

本発行登録追補書類の本項において、

「税務管轄」とは、フランス共和国、または発行会社もしくは合併後もしくは類似の事由後のその承継者が、税務目的上、組織されているあるいは組織されるようになる、もしくは居住しているあるいは居住

するようになるその他の管轄区域、または前述の国もしくは区域における下部行政主体もしくは課税当局をいう。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、利息には、本「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(6) 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対して公告するものとする。

本社債券の発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(7) 時効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(8) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

(9) 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領または回収したいかなる金額も、日本円建てで受領または回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

(10) 相殺権の放棄

本社債権者は、その発生原因を問わず、発行会社が当該本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしくは取得することのある一切の直接的または間接的な権利、請求権または債権（疑義を避けるため

に付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。)について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権(以下に定義する。)を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるために付言すると、本「摘要 - (10) 相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネットティング、補償、留置もしくは反訴の権利を定めることを意図したのではなく、またはかかる権利を認めていると解釈されてはならず、またかかる権利が本「摘要 - (10) 相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能である、もしくは利用可能となりうることを定めることを意図したのではなく、またはそのように解釈されてはならない。

「放棄対象の相殺権」とは、かかる本社債に基づいてまたはこれに関連して、直接または間接を問わず発生する控除、相殺、ネットティング、補償、留置または反訴に関する本社債権者の一切の権利または請求権を意味する。

(11) 日本における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより原則として課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得には、原則として日本国の租税は課されない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得には、かかる利息および所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税が課される可能性がある。なお、日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の取扱いについて、自らの税務顧問に相談すべきである。

(12) フランスにおける課税

以下の記載は、() フランスの税務上、フランスの非居住者であり、() フランス共和国を恒久的施設または固定的拠点として行う事業または職業に関連して本社債を保有しておらず、かつ() 発行会社の株式を同時に保有していない本社債権者に関連し得る、一定の源泉徴収税の効果についての基礎的概要である。本概要は、現在有効でありかつフランスの税務当局が適用するフランス共和国の税法および規則に基づいており、いずれも今後変更または異なる解釈がなされることがある。本概要は、一般的な情報のみを目的としており、特定の保有者の特殊な状況に照らして関連し得るフランスの税務上のすべての考慮事項に言及するものではない。

自身の税務上の状況について疑義のある者は、専門の税務顧問に相談すべきである。

フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第125A 条に基づき、発行会社による本社債の利息およびその他の収益の支払いは、当該支払いがフランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の意義の範囲に含まれるフランス共和国外の非協力的国家または非協力的地域(以下「非協力国」という。)(フランス一般租税法典 (*Code général des impôts*) 第238-0A条の2の2第2号に記載されているものを除く。)においてなされる場合を除き、源泉徴収税の対象にはならない。当該本社債に基づく当該支払いが非協力国においてなされた場合は、75%の源泉徴収税が適用される(ただし、一定の例外

(その一部は下記に記載する。)および適用ある二重課税防止条約のより有利な規定に従う。)。75%の源泉徴収税は、本社債権者の税務上の居住地に関係なく適用される。非協力国の一覧は政府の省令により公開され、随時かつ少なくとも毎年更新される。フランス一般租税法典(*Code général des impôts*)第238-0A条の規定に言及している同法典の定めは、政府の省令の公開から3か月後の初日以降に当該一覧に追加された非協力国に適用される。2018年10月24日に発表された法律(第2018-898号)により、()欧州連合の加盟国の特定除外が廃止され、()非協力国の一覧に、欧州連合理事会が発表した要注意リスト(その後の改正を含む。)に掲載された国および管轄地域が追加され、()その結果、当該要注意リストに掲載された一定の国および管轄地域にかかる源泉徴収制度が拡大された。

さらに、フランス一般租税法典(*Code général des impôts*)第238A条に従い、利息およびその他の収益は、それが非協力国において居住し、もしくは設立された者に対して支払われ、もしくは発生した場合、または当該非協力国に所在する金融機関に開設された銀行口座に支払われた場合は、発行者の課税所得から控除することはできない。上記のとおり非協力国の一覧を改定する上記の2018年10月24日に発表された法律により、欧州連合理事会が発表した要注意リスト(その後の改正を含む。)に掲載されたすべての国および管轄地域にかかる制度が拡大された。一定の条件の下では、控除できない利息およびその他の収益はフランス一般租税法典(*Code général des impôts*)第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息およびその他の収益は、()税法上のフランス非居住者である法人の本社債権者に対しては25%、または() (x) 支払が非協力国(フランス一般租税法典(*Code général des impôts*)第238-0A条の2の2第2号に記載されているものを除く。)(フランス一般租税法典(*Code général des impôts*)第119の2の2条に規定する源泉徴収税の適用に一定の制限が課される、欧州連合理事会が発表した要注意リスト(その後の改正を含む。)に掲載された国および管轄地域を含む。)においてなされていない場合(なされている場合の源泉徴収税率は75%に相当する。)、および (y) 一定の例外(その一部は下記に記載する。)および適用ある二重課税防止条約のより有利な規定に従う場合は、税法上のフランス非居住者である個人の本社債権者に対しては12.8%の税率で、同法典第119の2の2条に規定する源泉徴収税の対象となることがある。

上記にかかわらず、社債の発行の主たる目的および趣旨が非協力国における利息またはその他の収益の支払を許容するものでないことを発行者が証明することができる場合は、フランス一般租税法典(*Code général des impôts*)第125A条に規定する75%の源泉徴収税、(該当する利息または収益が真正な取引に関連するものであり、異常なまたは過大な金額でない範囲に限り)利息およびその他の収益の控除対象外、ならびに、かかる控除対象外となった結果課される可能性のある第119の2の2条に規定する源泉徴収税のいずれも、特定の社債の発行に関して適用されない(以下本項において「本免除」という。)

また、フランスの租税に関する行政指導指針(*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts BOI-INT-DG-20-50-20*第290号(2023年6月6日付)および*BOI-INT-DG-20-50-30*第150号(2022年6月14日付))の規定に従って、以下のいずれかに該当する場合は、発行者が社債の発行の主たる目的および趣旨を立証する証拠を提出しなくても、社債の発行には本免除が適用される。

- ()社債がフランス通貨金融法典(*Code monétaire et financier*)第L.411-1条の意義の範囲内における公募により、または非協力国以外の国家における同等の募集に従って募集される場合。ここでいう「同等の募集」とは、外国証券市場当局による、または外国証券市場当局への募集書類の届出または提出を必要とする募集を意味する。
- ()社債が規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムでの取引を承認されている場合。ただし、当該市場またはシステムは非協力国に所在せず、また、当該市場の運営は市場運営者もしくは投資サービス提供者またはその他類似の外国事業体により行われているものと

する。さらに、当該市場運営者、投資サービス提供者または事業者は非協力国には所在しないものとする。

- () 社債が、発行時に、フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.561-2条の意義の範囲内にある中央振替機関もしくは証券決済・受渡し・支払制度の運営者による運営または1つもしくは複数の類似の外国の振替機関もしくは運営者による運営において承認されている場合。ただし、当該振替機関または運営者は非協力国には所在しないものとする。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の取扱いについて、自らの税務顧問に相談すべきである。

2 [新規発行による手取金の使途]

(1) [新規発行による手取金の額]

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
53億円	2,120万円	52億7,880万円

(2) [手取金の使途]

本社債の発行による正味手取金は発行会社の貸付、信用供与、投資その他銀行業務にいずれも2025年度に随時使用される。

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債についてのリスク要因

本社債は複雑な金融商品であり、全ての投資家に適する投資商品ではない可能性がある。

本社債への投資を検討する者は、各自の状況に照らして、かかる投資の適合性を決定すべきである。特に、本社債への投資を検討する者は、以下の事項が要求される。

() 本社債、本社債に投資するメリットおよびリスクならびに本書に含まれる情報を有意義に評価するための十分な知識および経験を有していること。

() 各自の特定の財務状況において、本社債への投資および本社債が各自の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価するための適切な分析手法を利用することができ、かつ、その知識を有していること。

() 元本および/または利息の支払通貨が投資を検討する者の通貨と異なる場合に本社債への投資リスクを全て負担できる十分な財源および流動性を有していること。

() 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。

() 各自の投資および各自に適用され得るリスク（本社債への投資額の全部または大部分を失うリスクを含む。）の負担能力に影響を及ぼし得る、経済、金利およびその他の要因について起こり得るシナリオを（単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに）評価できること。

本社債は、各自のポートフォリオ全体に対するリスクを理解し、評価し、適切に追加した上で、リスクを軽減するまたは収益を増大させるための手段として、購入される可能性がある。本社債への投資を検討する者は、変化する状況における本社債の動向、その結果として生じる本社債価格への影響、および本投資が本投資を検討する者の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を（単独でまたはファイナンシャル・アドバイザーとともに）評価する専門知識を有していない限り、本社債に投資すべきではない。

法定損失吸収権限

本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、法定損失吸収権限に関し本社債に適用される条項について、本書の上記「摘要 - (1) 法定の減額または転換」を参照することを奨励する。

破綻処理

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則が合わさって、金融機関および投資会社の再建および破綻処理のためのEU全体における枠組みが構築されている。フランス法に基づき実施されているこの枠組みは、銀行危機の阻止および破綻処理のための手法を含み、その目的は、金融の安定の維持、破綻した場合に金融システムに重大な悪影響を及ぼし得る機関の重要な機能の継続の確保、預金者の保護および特別な公的財政支援の必要の可能な限りの回避または制限である。このために、SRBを含む欧州の破綻処理当局は、金融機関またはその属するグループの全部または一部の破綻処理に関連して必要な措置を講じるための幅広い権限を与えられている。

2023年4月18日、欧州委員会は、特にBRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則を改正して、EUの既存の銀行の危機管理および預金保険（CMDI）の枠組みを調整しさらに強化するための立法パッケージを提出した。欧州議会は、2024年4月25日、欧州委員会により提案された当該立法パッケージの第一読会での立場を示す立法決議を公表した。欧州理事会は、2024年6月19日、当該立法パッケージの見直しに関する交渉権限に同意し、早期の第二読会で合意に達することを視野に入れた組織間交渉の道筋をつけた。提案どおりに実施された場合、上位優先債券を発行者の預金と同順位とすることができなくなり、代わりに、上位優先債券はすべての預金者の債権に対する払戻請求権よりも下位となる。

破綻処理手法

関連破綻処理当局は、関連破綻処理当局が以下のとおり判断する場合、フランスの機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・当該機関が（BRRD第32(4)条に従い、客観的要素に基づき）破綻のおそれがあるかまたは破綻しそうな場合
- ・その他の行為により適当な期間内に破綻が回避されるとの合理的な見込みがない場合
- ・上記の破綻処理の目的を実現するために、清算手続では失敗しそうなため破綻処理措置が必要である場合

BRRD第32(4)条に従い、機関の破綻とは、()継続的な免許の要件を遵守しないか、()債務またはその他の負債の支払期限が到来した際に支払うことができないか、()特別な公的財政支援が必要である（欧州委員会の国家補助の枠組みにおける最終的な承認を必要とする、経済の深刻な混乱を改善し金融の安定を維持するために支払能力のある機関に対して特別な公的金融支援を提供する場合に適用される限られた例外を除く。）か、または()負債価額が資産価額を上回ることを意味する。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始後、下記に記載のとおり、当該機関の資本構成の変更または存続可能性の回復を目的とする1つまたは複数の破綻処理手法を使用することができる。

関連破綻処理当局の元本削減および転換の権限

機関の破綻処理手続の開始条件が満たされた場合、関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始前にまたは破綻処理手続以外で、普通株式等Tier1証券、その他Tier1証券および（本社債等の）Tier2証券（以下総称して「資本性証券」という。）の元本削減または株式への転換を要求される可能性がある。破綻処理手続が開始された場合、関連破綻処理当局は、当該機関の財務状態の回復に必要な範囲で、残存する資本性証券および適格債務（下記「ペイルイン手法」のサブセクションに定義する。）の元本削減または株式への転換を行うためにペイルイン手法を使用することができる。元本削減および転換の権限ならびにペイルイン手法は、一定の例外を除き、通常の倒産手続における各々の優先順位に従って損失が負担されるように実施される。その結果、損失は、最初に普通株式等Tier1証券として適格である資本性証券の保有者が、次にその他Tier1証券として適格である資本性証券の保有者が、その次に（本社債等の）Tier2証券として適格である資本性証券の保有者が、その後には債権者が負担する。フランス法はまた、破綻処理中の機関の債権者が負う損失は、当該機関が清算手続により清算される場合に負う損失より大きくなってはならないことを定めた「通常倒産手続清算価値保障（no creditor worse off than under normal insolvency proceedings）原則」を含む、一定の保護手法も定めている。

クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続の開始条件が満たされた場合（または以下に記載する一定のその他の状況の場合）、有価証券に重大な影響を与える可能性がある。

- ・元本削減の権限は、まず、発行会社の株式を含む普通株式等Tier1証券ならびに*Caisses régionales de Crédit Agricole Mutuel*（以下「地域銀行」という。）の相互株式、協同組合証券（以下「CCA」という。）および協同投資証券（以下「CCI」という。）に適用される。
- ・これが不十分であれば、超劣後債務証券が（その他Tier1証券と比例配分で）元本削減または株式への転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券は、その他Tier1証券として全額適格でなくなった場合は順位が変更される。従って、超劣後債務証券が（規制の変更などにより）その他Tier1証券として全額適格でなくなった場合、代わりに、Tier2証券として全額

適格であればTier2証券として、そうでなければ他の劣後債務証券として、破綻処理において取り扱われる。

- ・その他Tier1証券の元本削減または転換が不十分な場合、（本社債等の）劣後債務証券は（他のTier2証券と比例配分で）元本削減または転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたTier2証券は、Tier2証券として完全に適格でなくなった場合は順位が変更される。従って、劣後債務証券が（規制の変更などにより）Tier2証券として適格でなくなった場合、代わりに、他の劣後債務証券として破綻処理において取り扱われる。

さらに、クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関して破綻処理手続が開始され、かつ資本性証券の元本削減または転換が不十分な場合、ペイルイン手法が適用され、残存する資本性証券および適格債務は、通常の倒産手続における請求権の順番で、元本削減される。従って、ペイルイン手法は、最初に、残存する資本性証券の元本削減または転換に、次に、2020年12月28日より後に発行され、その他Tier1証券および/またはTier2証券として全額適格でなくなった超劣後債務証券または劣後債務証券の（同順位のその他の証券との比例配分での）元本削減または株式への転換、次に、非上位優先債券の（同順位のその他の証券との比例配分での）元本削減または株式への転換、そして、上位優先債券の（同順位のその他の証券との比例配分での）元本削減または株式への転換のために適用される。

元本削減および転換の権限の使用、ペイルイン手法ならびに2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券およびTier2証券の順位の変更の可能性についての詳細は、以下のとおりである。

資本性証券の元本削減および転換

資本性証券は、破綻処理手続の開始に関連する（しかしそれに先立つ）場合または破綻処理手続以外のその他の場合のいずれにおいても、元本削減または株式もしくはその他の証券への転換を行うことができる。上記に定義されるとおり、当該目的における資本性証券には、普通株式等Tier1証券、その他Tier1証券およびTier2証券が含まれる。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する条件が満たされているか、発行機関もしくはそのグループの存続可能性が当該元本削減もしくは転換次第であるか、または発行機関もしくはそのグループが特別な公的支援（一定の例外を除く。）を必要とすると判断した場合、資本性証券の元本削減または株式もしくはその他の証券への転換を行わなければならない。資本性証券の元金額もまた、以下の場合に減額または株式もしくはその他の証券への転換を行うことができる。かかる場合は、（ ）発行機関もしくはその属するグループが破綻のおそれがあるかもしくは破綻しそうであり、かかる破綻を回避するために元本削減もしくは転換が必要であるか、（ ）機関の存続可能性が当該元本削減もしくは転換次第である（かつ、破綻処理手法を含むその他の手法では、適当な期間内に当該発行機関もしくはそのグループの破綻を回避することができる合理的な見込みがない）か、または（ ）機関もしくはそのグループが特別な公的支援（一定の例外を除く。）を必要とする場合である。発行機関は、上記の方法で破綻が判断される。グループは、客観的証拠（当該グループの自己資本を枯渇させるような重大な損失の発生など）に基づき、グループが連結自己資本比率を満たさないか、または近い将来満たさなくなる場合に、破綻が生じたかまたは生じそうであると見なされる。

上記の条件が1つ以上満たされる場合、普通株式等Tier1証券は、まず、元本削減されるか、債権者に譲渡されるか、または機関が破綻処理を開始して純資産額がプラスになった場合はその他の資本性証券および適格債務の転換により大幅に希薄化される。これが行われると、その他の資本性証券（最初にその他Tier1証券、次にTier2証券）は、元本削減または普通株式等Tier1証券もしくはその他の証券への転換（これも元本削減される可能性がある。）のいずれかが行われる。

さらに、資本性証券の全部もしくは一部の元本削減、新株式の発行による資本性証券の希薄化、その他Tier1証券（その他Tier1資本として適格である範囲の超劣後債務など）またはTier2証券（Tier2資本として適格である範囲の資本劣後債務など）として適格であるその他の資本性証券の全部もしくは一部の元本削減または株式への転換を含む一定の権限は、当該機関が例外的な国家財政支援を必要とする場合には、各国政府当局が、欧州委員会の国家補助の枠組みに従って破綻処理手続（およびBRRDの枠組み）外で行使することもできる。

ベイルイン手法

破綻処理手続の開始後、関連破綻処理当局は、ベイルイン手法を用いて、ベイルイン手法が適用された時点で残存する資本性証券を元本削減するかまたは普通株式もしくはその他の証券に転換することができる。これが不十分であれば、ベイルイン手法は、破綻処理の対象となった金融機関の適格債務に対して適用される。

適格債務（以下「適格債務」という。）には、資本性証券として適格でない劣後債務証券（その他Tier1資本またはTier2資本（適用に応じる。）およびその他劣後債務から完全に除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券および/または劣後債務証券など）、無担保非上位優先債券および無担保上位優先債券を含む、すべての除外されない債務が含まれる。

関連破綻処理当局は、以下のとおりベイルイン手法を行使することができる。

- ・ベイルイン手法が行使された時点で残存する資本性証券（上記「資本性証券の元本削減および転換」のサブセクションを参照のこと。）は、まず、以下の優先順位で元本削減または株式もしくはその他の証券への転換が行われなければならない。（ ）普通株式等Tier1証券が最初に減額され（超劣後債務証券および劣後債務証券が以前に転換された普通株式等Tier1証券を含む。）、（ ）2020年12月28日より前に発行されたその他Tier1証券および2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券が、その他Tier1証券として完全にまたは部分的に適格である限り、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換され、そして（ ）2020年12月28日より前に発行されたTier2証券および2020年12月28日より後に発行されたTier2証券が、Tier2証券として完全にまたは部分的に適格である限り、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換される。
- ・次に、以下の優先順位で、適格債務に対してベイルイン手法を用いた元本削減または転換を行うことができる。まず、（ ）資本性証券として適格でない劣後債務証券（その他Tier1資本および/またはTier2資本（適用に応じる。）から完全に除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券および劣後債務証券など）が、元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換され、（ ）その他の適格債務があれば、いずれの場合も通常の倒産手続における優先順位に従い元本削減されまたは普通株式等Tier1証券に転換される。この点において、発行会社の上位優先債務の前に、無担保非上位優先債券が、元本削減されまたは株式に転換される。同順位の証券は、基本的に、比例配分で元本削減されまたは株式に転換される。

フランス法におけるBRRD第48(7)条の実施について

BRRD第48(7)条は、EEA加盟国は、通常の倒産手続において、自己資本（資本性）証券に起因するすべての請求権が、自己資本証券に起因しない請求権よりも下位となるようにすることを規定している。

BRRD第48(7)条を実施するフランス法（フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.613-30-3条第1-5項）は、劣後債権者のうち、その他Tier1証券もしくはTier2証券として扱われていないか、または2020年12月28日より前に扱われていなかった有価証券、請求権、金融商品または劣後権に関する債権者は、その他Tier1証券もしくはTier2証券として扱われているか、または2020年12月28日より前

に扱われていた有価証券、請求権、金融商品または劣後権に関する債権者よりも完全にまたは部分的に優先されると規定している。

その結果、2020年12月28日より後に発行された超劣後債務証券は、その他Tier1資本として完全に認識されなくなった場合、2020年12月28日より前に発行された超劣後債務証券に優先するよう順位が変更される。それらは、Tier2資本として適格である場合、Tier2証券と同順位となる。それ以外の場合は、発行会社のその他劣後債務と同順位となる。同様に、2020年12月28日より後に発行された劣後債務証券は、Tier2資本の全部または一部を構成しなくなった場合、発行会社のその他劣後債務と同順位となるよう順位が変更される。

拡大SPE戦略

発行会社は、クレディ・アグリコル・グループに関して破綻処理手続きが開始された場合、関連破綻処理当局が、他の欧州の協同組合銀行グループと同様に、「拡大シングル・ポイント・オブ・エントリー」（以下「拡大SPE」という。）戦略を適用する可能性があるとして理解している。拡大SPE戦略の下では、クレディ・アグリコル・ネットワーク（主に発行会社、地域銀行、*Caisses Locales de Crédit Agricole*（地区金庫）、関連メンバーとしてクレディ・アグリコル・CIBおよびBforBankを含み、以下「クレディ・アグリコル・ネットワーク」という。）内のすべての事業体が単一の事業体を構成するかのようになり、クレディ・アグリコル・エス・エー（クレディ・アグリコル・ネットワークの中央機関として）およびクレディ・アグリコル・ネットワークに属する各機関に同時に破綻処理措置が適用される。その結果、関連破綻処理当局の元本削減および転換の権限は、事業体全体で、そのすべての資本性証券および適格債務に比例配分で適用される。従って、各順位の有価証券（すなわち、超劣後債務証券、本社債等の劣後債務証券、非上位優先債務証券および上位優先債務証券）は、クレディ・アグリコル・ネットワークの他の事業体の同順位の有価証券と比例配分で元本削減および転換の対象となる。同様に、ペイルイン権限は、クレディ・アグリコル・ネットワーク内の事業体全体で比例配分で適用され、その結果、ペイルインは、該当する順位（超劣後、劣後、非上位優先または上位優先）の有価証券に、クレディ・アグリコル・ネットワーク内の他の事業体の同順位の証券と比例配分で適用される。

その結果、クレディ・アグリコル・グループが財政難に陥り、元本削減および転換の権限またはペイルイン権限の適用基準を満たした場合、これらの権限が様々な順位の有価証券に適用された場合の影響は、同じ権限が発行会社に単独で適用された場合の影響より大きくも小さくもなりうる。

破綻処理手続のその他の関連事項

強制の制限

クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続の開始を含む一定の危機回避手段および危機管理手段、ならびに関連破綻処理当局が一定の状況において決定する支払義務または引渡義務の一時停止は、発行会社が実質的な義務（支払義務および引渡義務を含む。）を遵守し続ける限り、それらのみによって発行会社に対する契約上の強制力または発行会社のかかる義務を変更する権利を生じさせることはできない。

従って、クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続が開始された場合も、発行会社が実質的な義務（支払義務および引渡義務を含む。）を遵守し続ける限り、有価証券の保有者は、強制力の行使または有価証券の条件の変更を行う権利を有しない。ただし、いずれにしても、かかる制限が期限の利益喪失または強制執行の権利に影響を与える、かかる有価証券（債務不履行事由（当該債務証券の要項で定義される。）を含む上位優先債務証券を除く。）の債務不履行事由が発生していないことで、かかる権利は制限される。

その他の破綻処理措置

関連破綻処理当局は、破綻のおそれのある機関または一定の条件下においてそのグループに関するその他の破綻処理手法を実施する広範囲の権限が与えられている。かかる権限には、当該機関の事業の全部または一部の第三者またはブリッジ機関への売却、資産の分離、債務証券に関して債務者となる当該機関の変更または代替、債務証券の条件の変更（満期日および/もしくは支払利息の額の変更ならびに/または支払の一時停止の要求を含む。）、上場廃止および金融商品取引の許可の取消し、取締役および/もしくは管理職の解雇および/もしくは交代または特別取締役（*administrateur spécial*）の任命ならびに新たな株式または自己資本の発行が含まれる（ただしこれらに限定されない。）可能性がある。

関連破綻処理当局は、上記に記載された原則に基づき、その権限の行使時に、破綻処理を行うグループまたは機関の状況およびその決定がEEA加盟国に与え得る影響を考慮しなければならない。

再建・破綻処理計画

各機関またはグループは、再建計画（*plan préventif de rétablissement*）を作成し、ACPRおよび欧州中央銀行（以下ACPRおよび欧州中央銀行の各々を「銀行規制監督局」という。）により精査されなければならない。既に連結ベースで監督されている法人は、銀行規制監督局による精査の対象となるグループ再建計画を作成しなければならないため、個別にはこの義務は課されない。その後、関連破綻処理当局は、かかる機関またはグループのために破綻処理計画（*plan préventif de résolution*）またはグループ破綻処理計画（*plan préventif de résolution de groupe*）を作成しなければならない。

- a) 再建計画には、機関の財政状態が著しく悪化した場合の対処方法が記載されなければならない。かかる計画は毎年（または機関の組織もしくは事業に著しい変化があった直後に）更新されなければならない。銀行規制監督局は、提案された対処方法が当該機関またはグループの存続可能性および財政状態を合理的に維持するかまたは回復させることができそうであるかを判断するためにかかる再建計画を査定し、また、破綻処理が開始された場合に当該計画により破綻処理能力が妨げられるかを検討しなければならず、また必要に応じて、修正を求めるか機関の組織変更を要請することができる。
- b) 関連破綻処理当局が作成した破綻処理計画は、機関が破綻処理の条件を満たす場合に破綻処理当局が取ることのできる破綻処理措置を定め、上記の様々な破綻処理能力が、破綻の前に各機関の固有の環境でどのように実施されるかが記載されなければならない。かかる計画はまた、毎年（または機関の組織もしくは事業に著しい変化があった直後に）更新されなければならない。

単一破綻処理基金

単一破綻処理メカニズム規則に基づき、SRBが破綻処理計画を支援するために使用することができる単一破綻処理基金（以下「単一破綻処理基金」という。）が設定されている。この単一破綻処理基金は、銀行からの出資金が財源である（かかる出資金は、自己資本および付保預金ならびにリスク調整された金額を除く各銀行の負債の額に基づく。）。2024年2月15日、SRBは、拠出額が付保預金の少なくとも1%に達する（すなわち約78十億ユーロ）という目標が2023年12月31日までに達成されたことを確認した。

MRELおよびTLAC

CRD指令、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に基づき、金融機関は、「自己資本および適格債務の最低要件（MREL）」を遵守する必要がある。また、「TLAC（総損失吸収力）」の要件が、クレディ・アグリコル・グループを含むG-SIBに適用される。

MRELおよびTLACの目的は、ペイルイン手法が必要になった場合にその有効性を確保し、それによって、とりわけ破綻処理の目的を達成し市場アクセスを確保するための潜在的な調整を行うことを条件として、損失を完全に吸収し、P1R、P2Rおよびレバレッジ比率要件の遵守を回復して金融機関の自己資本を完全に再構成することである。上記「破綻処理手法」のサブセクションを参照のこと。

- ・ TLACの要件は、損失が政府の支援制度によって負担されるのではなく、株主および債権者（除外債務に係る債権者を除く。）によって確実に吸収されることを意図している。TLACの要件では、G-SIBは、TLACから除外された一定の優先債務（保証付きのまたは付保された預金およびデリバティブなど）に（法律上、契約上または構造上）劣後する債務を相当額維持することが求められている。

CRR規則第92a条に基づき、G-SIBは、2つの「最低TLAC」要件を遵守することが求められており、その金額は、少なくとも()リスク・エクスポージャー総額の18%、および()エクスポージャー基準の合計の6.75%（いずれも、追加の会社特有の要件またはバッファー要件によって拡大されることがある。）に相当する(すなわち、「第1の柱劣後MREL要件」)。

- ・ BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則も、欧州の破綻処理当局が、銀行固有の評価に基づき、G-SIBに対し、システム上の重要性を含む一定の基準に基づき、リスク・エクスポージャー総額およびエクスポージャー基準の合計に対する割合として計算される自己資本および適格債務の最低水準に相当する、「MREL追加要件」として知られる追加的な機関固有の要件を遵守するよう要求すること（すなわち、「第2の柱追加劣後MREL要件」）ができる旨規定している。

さらに、BRRD第16a条および単一破綻処理メカニズム規則第10a条に従い、破綻処理当局は、適用ある最低MREL要件を上回る複合バッファー要件を遵守しない場合、分配（その他Tier1資本の全部または一部を構成する場合の超劣後債務証券などのその他Tier1証券に係る利息の支払を含む。）および一定の従業員に対する変動報酬を制限する権限を有する。ただし、9か月間は当該制限が発動されない猶予期間とする。

CRR規則およびBRRDは、発行機関のTLACおよびMRELに算入される債務証券について一定の適格基準を定めている。また、CRR規則は、一定のTLAC除外債務（上位優先債務証券等）と同順位の債務について、一定の状況において、発行機関の最低TLAC要件に3.5%までの金額を算入することも認めている。かかる債務は、MREL比率の合計に算入することもできるが、TLAC比率および劣後MREL比率には算入できない。

さらに、フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-4 項では、フランスの金融機関は、CRR規則で定義された一定の追加要件に従い、TLACおよびMRELに算入できるように設定された「非上位優先」債務を発行することが認められている。フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.613-30-3条第1-4 項に従い、フランスの金融機関が発行する当初満期が1年以上の「仕組債でない」（フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第R.613-28条に定義される。）債務証券であり、その順位は第L.613-30-3条第1-4 項に規定されるとおりであると要項で定められたものは、法定清算において、当該金融機関の他の非劣後債務（上位優先債務証券を含む。）に劣後するが、あらゆる劣後債務（元利金がその他Tier1資本および/またはTier2資本（適用に応じる。）から完全に除外されている2020年12月28日より後に発行された劣後債務証券および超劣後債務証券を含むが、これらに限られない。）に優先する（上記「フランス法におけるBRRD第48(7)条の実施について」のサブセクションを参照のこと）。

振替制度における記録等

ペイルイン手法の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ペイルイン手法の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ペイルイン手法の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、ペイルイン手法に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替

の停止を含むが、これに限定されない。)をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン手法の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン手法が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、法定損失吸収権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

保証基金が、将来的に財政難に直面する可能性があるネットワークのメンバーまたは関連会社の流動性および支払能力を回復させるのに不十分であると判明した場合、発行会社は追加出資を求められる可能性があり、極端な場合には、本社債権者が重大な損失を被る結果になる可能性がある。

クレディ・アグリコル・ネットワークの中央機関として、発行会社は、規制当局に対しては、その関連する金融機関を代表している。フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.511-31条に従い、発行会社は、クレディ・アグリコル・ネットワークの各メンバー(それぞれ「クレディ・アグリコル・ネットワークのメンバー」といい、疑義を避けるために付言すると、各関連メンバーを含む。)ならびにかかるネットワーク全体の十分な流動性および支払能力の維持を確保することが求められており、他のクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーに対していつでも、必要と認められる方法で、かかる目的の達成を要請しなければならない。中央機関としての役割として、発行会社は適用法令に基づき、当該金融機関の組織およびその経営に対して管理上、技術上および財務上の監督を行う権限を有している。

中央機関としての義務および責任を担っている発行会社を支え、クレディ・アグリコル・ネットワーク内で相互の支援を確保するため、流動性および支払能力に関する銀行のリスクに対する基金(「*fonds pour risques bancaires de liquidité et de solvabilité*」はフランス語の頭文字で「FRBLS」として知られており、以下「保証基金」という。)が設立されている。保証基金は、発行会社が75%、地域銀行が25%を出資しており、2023年12月31日現在、その総額は1,435百万ユーロである。発行会社は、保証基金を引き出すおそれのある状況を認識していないが、保証基金の資金を引き出す必要性が生じる可能性がある。保証基金が完全に枯渇した場合、発行会社は自身の資産および必要に応じてクレディ・アグリコル・ネットワークの他のメンバーの資産を動員して不足分を拠出する必要がある。

かかる義務を負うことにより、クレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーが深刻な財政難に直面した場合、かかる財政難が発行会社およびその他のクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーの財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、発行会社の本社債に関する支払能力にも重大な影響を及ぼす可能性がある。かかる財政難により、(発行会社を含む)クレディ・アグリコル・グループの破綻処理手続開始、または裁判所の命令による発行会社の清算という極端な事象が発生した場合、最初に財政難に直面したクレディ・アグリコル・ネットワークのメンバーを支援するというかかる義務が、普通株式等Tier1証券およびその他Tier1証券を構成する有価証券を始めとして、ひいてはTier2証券、その他の劣後債務証券、非上位優先証券および潜在的な上位優先債券を構成する有価証券における、発行会社の有価証券の保有者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる場合、本社債権者を含む、影響を受ける有価証券の保有者は、その投資額を全部または一部失う可能性がある。

フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) 第L.511-31条に規定されている、法律上の内部金融連帯メカニズムに関する詳細および破綻処理手法に関する更なる情報については、上記「法定損失吸収権限」および特に「破綻処理」のサブセクションを参照のこと。

地域銀行により発行された1988年保証の実際的な利点は、清算前に適用される、欧州破綻処理制度の実施により限定される可能性がある。

BRRDに規定されている破綻処理の枠組みは、地域銀行において、地域銀行により付与された発行会社の債務に対する保証（以下「1988年保証」という。）の実際的な利点を限定する可能性がある。かかる破綻処理の枠組みは、フランスの通貨金融法（*Code monétaire et financier*）第L.511-31条に基づき規定され、クレディ・アグリコル・ネットワークおよびその関連メンバーに適用される法律上の内部金融連帯メカニズムに影響を与えない。かかるメカニズムは、破綻処理措置が実施される前に実施されることとなる。しかしながら、破綻処理手続のクレディ・アグリコル・グループへの適用は、1988年保証を実施する条件の発動を制限する可能性がある。発行会社の資産が、同社の清算または解散の終了時に同社の債務を返済するのに不十分であると判明した場合に限り、当該1988年保証を求めることができるとされている。かかる制限により、破綻処理手法が発行会社の清算または解散のリスクを低下させる可能性があるため、発行会社の本社債権者および債権者は、当該保証が提供する保護による利益を得られない可能性がある。

本社債の早期償還は、本社債権者により予測される利回りを予測よりも著しく低下させる可能性がある。

上記「償還の方法 - (5) 発行会社による任意償還」に従って、発行会社は、その選択により、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）を償還できる。

さらに、上記「本社債の地位」に記載のとおり、規制上、本社債は、Tier2資本として扱われることを意図されており、かかる扱いを受けなくなる可能性が高くなるような適用ある銀行規制の変更が生じる場合には、資本事由が発生し、社債の要項に従うことを条件として、発行会社は、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）を償還する権利を有する。

さらに、上記「本社債の地位」に記載のとおり、規制上、本社債は、適用あるMREL/TLAC規制においてMREL/TLAC適格金融商品であることが意図されている。発行会社は、社債の要項が適用あるMREL/TLAC規制と整合していると考えているが、MREL/TLAC適格金融商品として当初扱われていた本社債が適用あるMREL/TLAC規制の変更に伴い後に不適格となった場合には、MREL/TLAC不適格事由が発生する。これにより、社債の要項に従うことを条件として、発行会社には、いつでも（ただし、上記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して関連する発行済みの本社債の全部（一部は不可）を償還するオプションが付与される。

さらに、上記「償還の方法 - (2) 税務事由が発生した場合の償還」に従って、源泉徴収税務事由、グロスアップ事由、および税控除事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）をいつでも（ただし、上記「償還の方法 - (7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）償還することができる。

早期償還の特徴として、本社債の市場価格に悪影響を与える可能性がある。発行会社が本社債を償還することを選択できる期間中、一般的に本社債の市場価格は、本社債が償還されうる価格を大幅に上回ることはない。これは、償還期間前であって、本社債が近い将来に償還できる可能性が高い場合、または、市場が本社債は近い将来に償還できる可能性が高いと信じる場合にもあてはまる可能性がある。さらに、かかる早期償還の権利は、時に高い利率の期間の社債に行使される。市場の金利が下落した場合、発行会社が早期償還の権利を行使するという、本社債権者に対するリスクは増加する。

その結果、発行会社が上記のいずれかの状況において本社債を償還する場合には、償還金が本社債の時価を下回る時点、または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点で本社債が償還される可能性があるというリスクが高まる。かかる場合においては、償還の際に得られる利回りは、予測よりも低い可能性がある。

り、償還された本社債の額面価額は、本社債権者により支払われた本社債の購入価格よりも低い可能性がある。その結果、本社債権者により投資された資本の潜在的にかなりの部分は失われる可能性があり、かかる場合、本社債権者は、投資した資本の全額を受領することができなくなる。さらに、早期償還を通じて受領した資金を再投資することを選択する投資家は、利回りが償還された本社債よりも大幅に低くなる可能性がある証券にのみ、再投資することができる可能性がある。これにより、本社債に対する投資の一部を失う可能性のある本社債権者は、重大な悪影響を受ける可能性がある。

社債の要項の修正

上記「社債権者集会」には、社債の要項の修正を含む、本社債権者の利益一般に影響を与える事項を議題とする社債権者集会の招集規定が含まれている。

当該規定は、定義された多数決により、関連する社債権者集会に出席せず投票しなかった本社債権者および多数とは逆の側に票を投じた本社債権者を含めて全本社債権者を拘束することを認める。従って、本社債に投資する本社債権者は、本社債権者が参加していない、または反対の意見を表明した、本社債権者の集団決定（以下「集団決定」という。）に拘束される可能性がある。

また、集団決定により、本社債権者の定義された多数決によって社債の要項を修正する場合であって、かつかかる修正によって本社債権者の権利が損なわれるまたは制限されるときには、本社債の市場価格はマイナスの影響を受ける可能性がある。しかしながら、本社債の市場価格にマイナスの影響を及ぼす決定が本社債権者の定義された多数決により採択される可能性は依然として低い。

本社債の条件は、相殺権の放棄条項を含む。

上記「摘要 - (10) 相殺権の放棄」において定められているとおり、本社債権者は、その発生理由を問わず、発行会社が直接的または間接的にかかる本社債権者に対して有しているかまたは有するかもしくは取得することのある一切の権利、請求権または債権（疑義を避けるために付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約もしくはその他のあらゆる種類の証書に基づいてもしくはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。）について、いかなる時点においても放棄対象の相殺権を行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律により最大限許容される範囲において、すべての放棄対象の相殺権を放棄したものとみなされる。

結果として、本社債権者はいつでも、本社債権者が発行会社に対して負う債務に対して、本社債に基づく発行会社の債務と相殺する権利（より一般的には、いかなる相殺権を行使または請求する権利）を有しない。

従って、かかる相殺の放棄は、発行会社が破綻した場合に、本社債権者にとってカウンターパーティーリスクに悪影響を及ぼし、本社債権者は本社債に対する投資についてより低い運用益を受領する可能性がある。

法律の変更

社債の要項は、本書の日付現在効力を有する日本法に基づいている（ただし、フランス法に準拠し同法に従い解釈される上記「本社債の地位」を除く。）。本書の日付より後に見込まれ得る判決もしくは日本法（または場合によってはフランス法）の変更または日本法（または場合によってはフランス法）の解釈もしくは公的実務の変更の影響については保証の限りではない。

発行会社は債務証券（本社債と同順位であるかまたは本社債に優先する場合がある。）の追加発行が禁止されていない。

社債の要項は、発行会社が発行することができる本社債に優先する債務証券の金額、または発行会社が発行することができる本社債と同順位である債務証券の金額について制限を設けていない。かかる債務証券の残高に対する未払額の総額が、相当な額になる可能性がある。

発行会社によるさらなる追加債務証券の発行は、本社債に関する発行会社の債務を発行会社が履行できないリスクおよび本社債の市場価格が下落するリスクを含む、本社債の投資家にとって重大な結果をもたらす可能性がある。かかる債務証券の発行は、発行会社が清算された場合に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性がある。発行会社の財政状態が悪化した場合、本社債権者は、利払の停止ならびに利息および元本の削減を含む、直接かつ重大な悪影響を受ける可能性がある。また、発行会社が清算されるまたは破綻処理手続に服することになった場合、本社債権者は、投資した金額の全部または大部分について損失を被る可能性がある。

本社債の条件は非常に限定的な特約を包含している。

上記「本社債の地位」に記載のとおり、本社債に関する担保提供制限は存在しない。発行会社は、本社債に同等の質権または担保権を付与せずに、負債を保証するために資産を担保に供することができる。その結果、本社債権者は発行会社の担保付債権者より信用リスクを負う。

本社債の条件のもとでは、発行会社は、通常、その資産の一部または実質的に全部を他の法人または事業体に売却またはその他処分することを認められている。発行会社が多額の資産を処分する決定をした場合、本社債の投資家は、本社債の償還を要求する権利をもたず、かかる資産はもはや本社債の償還の原資とすることができなくなる。

また、本社債により、発行会社は、財務比率を遵守すること、またはその他追加債務を負担する発行会社またはその子会社もしくは関連会社の能力を制限することを義務付けられず、また、本社債により、投資もしくは買収のために現金を使用する発行会社の能力、または株主に対する配当金の支払い、株式の買戻しもしくはその他現金の分配を行う発行会社またはその子会社もしくは関連会社の能力は制限されない。

かかる行為がなされた場合、発行会社の債務（本社債を含む。）返済能力は重大な影響を受ける可能性があり、本社債権者に重大な悪影響を与える可能性がある。その結果、本社債権者は本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性がある。

本社債の条件は債務不履行事由について規定していない。

上記「摘要 - (3) 債務不履行事由の不存在」は、本社債に関して債務不履行事由を規定していない。

本社債に関して、いかなる場合も、本社債の市場価格または流通市場における本社債の流動性がマイナスの影響を受ける場合、本社債権者は自身の保有する本社債の期限の利益を喪失させることはできず、またはその支払期限を宣言することはできない。従って、本社債に係る支払いが期限内に行われない場合、各本社債権者は、その時点において本社債につき支払期限が到来している全額に関してのみ請求することができる。かかる場合において、支払の不履行に際し、元本または利息の支払いに関する未払金額の回収に関して本社債権者が利用可能な唯一の救済措置は、かかる支払いを強制するための訴訟を起こすことのみである。これにより、利息または元本の支払いに大幅な遅れが生じる可能性があり、本社債の流動性および市場価格は悪影響を受ける可能性がある。その結果、本社債権者は、本社債に対する投資の一部を失う可能性がある。

本社債の取引は、将来導入される欧州金融取引税を課される可能性がある。

2013年2月14日に、欧州委員会は、オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス共和国、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴェニア、スロバキアおよびスペイン（以下「参加加盟国」という。）において共通の金融取引税（以下「FTT」という。）に関する指令案（以下「委員会指令案」という。）を公表した。しかしながら、エストニアはその後、参加しないことを表明した。当該委員会指令案が実施される場合、一定の条件下では本社債に係る取引に適用される可能性がある。ただし、本社債の発行および引受についてはその適用は免除される。

FTTの適用および徴収メカニズムは未だ明らかになっていないが、委員会指令案または類似の税が導入される場合、本社債の取引コストは増加し、本社債に関する市場の流動性は低下する可能性がある。

委員会指令案の交渉において参加加盟国（すでに脱退したエストニアを除く。）の間で合意が得られなかった後の、かかる税金の範囲は不透明である。公式声明に基づき、参加加盟国（エストニアを除く。）は、EU FTTの範囲を制限するもので、かつ課税年度の前年の12月1日において株式時価総額が10億ユーロを超えるEUの会社の上場株式のみを対象とする提案を基にして、交渉を続けることに合意している。この改訂案によれば、適用される税率は少なくとも0.2%となる。かかる新たな提案は、実施に移される前に変更が加えられる可能性があるが、かかる時期は不明である。別のEU加盟国が新たに参加を決定する可能性もあり、かつ/または一部の参加加盟国が（既に脱退したエストニアを除く。）脱退を決定する可能性もある。この改訂案は、参加加盟国（脱退したエストニアを除く。）の間で合意に至っていない。その後、欧州委員会は、2022年度末までに参加加盟国（脱退したエストニアを除く。）の間で合意に至らない場合、2026年1月1日の導入を目指し、2024年6月までに新たなFTTに基づく新しい独自の方法を提案できるよう努めることを宣言した。欧州議会が、欧州委員会および協力強化の交渉に参与している加盟国に対して、FTTに関する合意に至るための最大限の努力を要請したものの、欧州委員会は2023年6月、「いかなる提案も短期的には合意される見込みはほとんどない」と述べた。

本社債権者になろうとする者は、本社債の引受け、購入および処分に関連する可能性があるFTTまたは類似の税の影響について、各自の専門家の助言を求めることをお勧めする。

本社債権者が受け取る本社債の実際の利回りは、取引コストの発生により、定められた利回りを下回る可能性がある。

本社債の売買の際、本社債の現在価格のほかに、諸費用（取引に係る費用および手数料を含む。）が発生する。かかる諸費用により、本社債の潜在的利益が大幅に削減するか、または帳消しにされる可能性さえある。例えば、金融機関は、通例、各金融機関の手数料として、固定最低手数料または注文価額に応じて比例按分した手数料のいずれかを顧客に請求するが、注文の執行において日本国内または外国の追加的当事者（外国市場における日本国内のディーラーまたはブローカーを含むが、これらに限定されない。）が含まれる場合にはその限りにおいて、本社債権者は、かかる当事者の仲介料、手数料ならびにその他料金および費用（第三者費用）についても請求される可能性があることを考慮しなければならない。

有価証券の購入に直接関係するかかる費用（直接費用）のほかに、本社債権者は、フォローアップ費用（保管料等）も考慮しなければならない。投資家は、本社債への投資を行う前に、本社債の購入、保管または売却に関連して発生する追加費用を自ら確認しなければならない。

発行会社の倒産により本社債の運用益が限定されるか、または遅れる可能性がある。

クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関する破綻処理手続が開始されたにもかかわらず、発行会社が倒産し、および/または倒産手続に服する場合には、フランスの倒産法の適用が、発行会社の本社債に係る支払能力に重大な影響を与える可能性があるため、本社債の投資運用益が限定されるか、または、遅れる可能性がある。

特に、（2019年6月20日付の欧州議会および欧州理事会のEU指令第2019/1023号をフランスの倒産法に基づき実施するものである）2021年9月15日付の法令第2021-1193号に従い、発行会社に関して、保全手続（*procédure de sauvegarde*）、迅速保全手続（*procédure de sauvegarde accélérée*）または裁判所主導再建手続（*redressement judiciaire*）がフランス共和国で開始された場合、本社債権者は、自らの権利が提案される計画による影響を受ける範囲で、関係当事者として扱われ、関係当事者のクラスに割り当てられる。

裁判所が選任した管理者の助力を得て債務者が作成する計画案は、関係当事者のクラスの票決（各クラスにおいて3分の2の多数によるもの）に付され、かかるクラスは、（裁判所主導再建手続とは対照的に）保全手続において自らの対立する計画を提案することができない。

計画案が、関係当事者の各クラスによって承認される場合には、裁判所は、異議のある関係当事者に対する一定の法定保護が遵守されることを確かめた後に、これにより債務者が黒字倒産を回避することまたは事業の持続可能性を確保することが可能となる合理的な見込みがないということがない限り、当該計画を承認する。

計画案が関係当事者のすべてのクラスによっては承認されていない場合には、かかる計画は、（債務者の請求または、債務者の承認を条件として、裁判所が選任した管理者の請求により（または、裁判所主導再建手続においてのみ、関係当事者の承認に従い））異議のある関係当事者のクラスに対して、一定の法定条件（クロスクラス・クラムダウン・メカニズムとして知られる。）を満たすことを条件として、課すことができる。

従って、関係当事者のクラス内の本社債権者の反対票は、かかるクラス内において、またはクロスクラス・クラムダウン・メカニズムの適用により、覆される可能性がある。

裁判所主導再建（のみ）においてクラスに基づく協議プロセス後にいかなる計画も採用できない場合、裁判所は異議のある本社債権者の請求権を延長させる可能性がある（10年間にわたる債務返済の延期を意味する）。

また、清算手続または解散手続において発行会社の資産が不足する場合、1988年保証を求めることができるが、その他の倒産手続ではかかる保証を求めることができない。

発行会社に対する倒産手続の開始は、本社債の市場価格および/または流動性に重大な悪影響を及ぼし、本社債権者は、本社債に投資した金額の全部または一部について損失を被る可能性がある。さらに、（場合により）クロスクラス・クラムダウンの場合に本社債権者が属する関係当事者のクラスまたは裁判所が行った決定は、普通株式等Tier1証券およびその他Tier1証券を構成する有価証券の保有者を始めとし、次に本社債等のTier2証券を構成する有価証券の保有者、その他の劣後債務証券の保有者、非上位優先証券の保有者、最後に上位優先債券の保有者という、発行会社の債務および有価証券の保有者（本社債権者を含む。）に対して、マイナスの影響を及ぼす可能性があり、発行会社によるそれらのために金額を回収できなかった場合には、投資した金額の全部または一部について損失を被らせる可能性がある。本社債権者は、従って、上位債務（上位債券など）または本社債に優先するその他の債務（適用される場合。）の保有者と比べて重大な追加リスクを負う。その結果、本社債の投資家には、発行会社が倒産したおよび/または倒産手続を開始した場合に本社債の全部または大部分を失うという重大なリスクが存在する。

本社債は、銀行の再建および破綻処理または特別な国家的金融支援に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則は、関連破綻処理当局に対して、破綻処理手続の開始前に、（ ）発行機関に関する破綻処理手続の開始に関する条件が充足されているか、（ ）かかる発行機関もしくはそのグループの存続可能性が資本性証券の元本削減もしくは当該資本性証券の株式もしくはその他の証券への転換次第であるか、または（ ）かかる発行機関もしくはそのグループが特別な公的支援（一定の例外

を除く。)を必要とすると、当該関連破綻処理当局が決定した場合、当該元本削減、または(普通株式等Tier1証券を除く)当該資本性証券の株式もしくはその他の証券への転換を行うことを求めている。

従って、これらの条件のいずれかが満たされた場合には、以下のように本社債に極めて重大な影響が及ぶ可能性が高い。

- 元本削減および転換権限は、最初に普通株式等Tier1証券(発行会社が発行するいかなる種類の株式資本またはその他のエクイティ証券(actions de préférence(優先株式)を含むが、これに限定されない。))を含む。)、ならびに地域銀行の相互株式、CCAおよびCCIに適用されることとなる。
- これが不十分であれば、超劣後証券が(発行会社が発行する他のその他Tier1証券と比例配分で)元本削減または株式への転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券は、その他Tier1資本として全額適格でなくなった場合は、順位が変更され、従って、超劣後証券が(規制の変更などにより)その他Tier1資本として全額適格でなくなった場合、代わりに、(そのようなものとして適格である場合には)Tier2証券または、そうでなければ、その他劣後債務として、破綻処理において取り扱われる。
- その他Tier1証券の元本削減または転換が不十分な場合、劣後証券は(発行会社が発行する他のTier2証券(2020年12月28日より後に発行されたその他Tier1証券であって、Tier2証券として順位の変更をすることとなるものを含む。))に比例配分で元本削減または転換の対象となる。しかしながら、2020年12月28日より後に発行されたTier2証券は、Tier2資本として全額適格でなくなった場合は順位が変更され、従って、劣後証券が(規制の変更などにより)Tier2資本として全額適格でなくなった場合は、代わりに、その他劣後債務として破綻処理において取り扱われる。

さらに、クレディ・アグリコル・グループ(発行会社を含む。)に関して破綻処理手続が開始され、かつ(上記のとおり)破綻処理前の資本性証券の元本削減または株式への転換が不十分な場合、ペイルイン手法が適用され、残存する資本性証券および適格債務は、通常の倒産手続における請求権の順番で、元本削減される。適格債務には、その他劣後債務(その他Tier1資本および/またはTier2資本から全額除外された場合の2020年12月28日より後に発行された超劣後証券および劣後証券(適用される場合。))など)および無担保シニア債(非上位優先債券および上位優先債券など)が含まれる。

従って、ペイルイン手法は、最初に、残存する資本性証券の元本削減または転換に、次に、その他劣後債務(2020年12月28日より後に発行された超劣後証券であって、その他Tier1資本およびTier2資本として全額適格でなくなったものまたは2020年12月28日より後に発行された劣後証券であって、Tier2資本として全額適格でなくなったものなど)の元本削減または株式への転換、次に、非上位優先債券(同順位の他の金融商品に比例配分での)の元本削減または株式への転換、次に、上位優先債券(同順位の他の金融商品に比例配分での)の元本削減または株式への転換のために適用される。上記「摘要 - (1) 法定の減額または転換」には、ペイルイン手法を実施する規定が含まれる。

このような元本削減または転換の権限およびペイルイン権限の要求が、本社債の全額(すなわち、ゼロになる)または一部の元本削減または株式(もしくはその他の証券)への転換をもたらす可能性がある。

さらに、各国政府当局は、支払能力のある機関(発行会社など)が特別な国家的金融支援を必要とする場合、欧州委員会の国家補助の枠組みに従って破綻処理手続外(すなわち、BRRDの枠組み外)で、劣後債権者(その他Tier1資本として適格である範囲の超劣後債務などのその他Tier1証券の保有者、およびTier2資本として適格である範囲の本社債などのTier2証券の保有者を含む。)に相応の負担を課すことができる。この相応の負担は、普通株式等Tier1証券への転換、またはその他Tier1証券(その他Tier1資本として適格である範囲の超劣後債務など)およびTier2証券(Tier2資本として適格である範囲の本社債など)の元本削減のいずれかの形をとる可能性があり、いずれにせよ、かかる資本性証券の保有者に対する現金流出は、法的に可能な範囲で阻止される可能性がある。

以上の理由から、発行会社の財政状態またはクレディ・アグリコル・グループの財政状態が悪化した場合または悪化が認められる場合、これらの権限の存在により、かかる権限が存在しない場合よりも、本社債の市場価格および/または流動性がより急速に下落する可能性がある。

上記を勘案し、クレディ・アグリコル・グループ（発行会社を含む。）に関して破綻処理手続または破綻処理以外の再建措置が開始された場合（資本性証券の保有者に関しては、当該破綻処理手続が開始される前においても）、他の資本性証券または債務証券が取り扱われる方法にかかわらず、本社債の市場価格および/または流動性が決定的かつ深刻に変動し、本社債権者は投資額の全部または大部分を失うという非常に重大なリスクが存在する。

破綻処理手続および破綻処理以外の再建措置の範囲ならびにフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.511-31条に規定されている、法律上の内部金融連帯メカニズムに関する詳細に関する更なる情報については、上記「法定損失吸収権限」および特に「破綻処理」のサブセクションを参照のこと。

発行会社は、フランス法により追加額の支払いが禁止されている場合、本社債の償還を行う義務はない。

社債の要項に基づくグロスアップ義務を含む当該義務が一般的に、フランス法に基づき強制執行が可能であるか否かは不透明である。上記「摘要 - (5) 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額を支払う義務を含む、本社債に基づく支払義務が、フランス法に基づき違法または強制執行不能である場合、発行会社は、本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。

従って、グロスアップ事由の発生時に発行会社が本社債を償還しない場合、本社債権者は、本社債のもとで支払われるべき全額を下回る金額を受け取ることになり、かつ本社債の市場価格に悪影響が生じる可能性がある。

当初参照レートが廃止される場合、本社債の保有者の同意を得る必要なく、本社債の金利は本社債の保有者に不利になり得る方法で変更される。

上記「利息支払の方法」に従い、当初参照レートに関連してベンチマーク事由が発生した場合で、改定後適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザーを任命し、後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートを決定し、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正を決定するものとする（独立アドバイザーは、発行会社が別の者を任命しない限り、利率確認事務取扱者とする）。

かかる決定を行うに当たり、上記「利息支払の方法」(3)(c)に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。

以下の事由が発生し、後継レートまたは代替参照レートが決定されない場合、改定後適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）関連する頁で最後に参照可能であった5年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに基づき算出するものとする。(x)発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。(y)発行会社によって任命された独立アドバイザーが、利率決定基準日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定を怠った場合。(z)後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由が生じるか、関連規制当局および/もしくは関連破綻処理当局が、満期日ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うかまたは資本事由が生じるであろうと発行会社が判断する場合。

独立アドバイザーの決定において、(x)後継レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、当初参照レートに代えて当該後継レートを使用するものとする（ただし、上記「利息

支払の方法」(3)(c)の運用に従う。)。(y)後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを使用するものとする（ただし、上記「利息支払の方法」(3)(c)の運用に従う。)。

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート（場合による。 ）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の量またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。 ）に適用される。

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が上記「利息支払の方法」(3)(c)に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項（かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素（スプレッド調整を含む。 ）を含むがこれに限定されない。 ）に係る社債の要項の修正（ベンチマーク関連修正）が必要であると決定し、かつ(ii)ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関連業務規程等の許容する範囲内で、上記「利息支払の方法」(3)(c)(v)に従ってその旨を通知することを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該通知に定める日を発効日として当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために社債の要項を変更するものとする。

後継レートまたは代替参照レートには取引実績がないか、または非常に限られている可能性があるため、一般的な進展および/もしくは他の関連する市場原理もしくは要素との相互作用を決定または評価することは難しい可能性がある。また、後継レートまたは代替参照レートの利用可能性に関連する不確実性を考慮すると、フォールバック条項は当該期間中に意図したとおりに機能せず、推奨代替レートは廃止された当初参照レートとパフォーマンスが異なる可能性がある。

独立アドバイザーは、後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整を決定する裁量権を有し、その決定は、本社債の運用益、価値および市場に重大な悪影響をもたらす可能性がある。

これは、ひいては、本社債の金利と取引価格に影響を与える可能性がある。

金利の変更は、固定利付社債の市場価格、利回りおよび/または流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記「利息支払の方法」に従い、発行会社は固定利付の本社債を発行する。

本社債等の固定利付社債への投資には、本社債の発行後の市場金利の変動が、本社債の市場価格、利回りおよび/または流動性に重大な悪影響を及ぼし、その結果、本社債権者が本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性があるというリスクを伴う。

本社債の市場価格は、多くの事象により悪影響を受ける可能性がある。

本社債の市場価格は、発行会社の信用力および/または本社債の信用格付ならびに、程度の差はあるが、市場金利の変動、利回りおよび指数、為替レート、インフレ率ならびに満期日（満期日のある本社債の場合）または任意償還日までの残存期間に影響される。発行会社の信用力に関するリスクの詳細については、下記「本社債の信用格付の引下げまたは格付手法の変更は本社債の市場価格および流動性に影響を与える可能性がある。」のサブセクションを参照のこと。

また、本社債の市場価格は、金融機関が一般的に発行する証券（その他Tier1証券など）の区分に影響を与える事象によって、発行会社の当該証券自体はその事象の影響を受けない場合でも、悪影響を受ける可能性がある。例えば、2023年3月のUBSによるクレディ・スイスの買収に関して、スイス当局は、クレディ・スイスの（普通株式Tier1資本を構成するため、その他Tier1証券より下位に位置する）普通株式の株主は買収に関する補償を受けるにもかかわらず、クレディ・スイスのその他Tier1証券において、クレディ・スイスへの

特別な国家的支援の提供時に当該証券の全額の元本削減を規定する条項を発動した。スイス当局による元本削減の発表は、クレディ・スイスのその他Tier1証券の元本削減を発動する条項が含まれていない商品も含め、（発行会社を含む）他の銀行のその他Tier1証券の市場価格に悪影響を及ぼした。

かかる要因および事由（またはそのような要因や事由が発生する可能性があるという認識）が、市場の変動を引き起こす可能性があり、また、かかる変動が本社債の市場価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、経済状況および市況が本社債の市場価格にその他の重大な悪影響は及ぼす可能性がある。また、本社債権者が本社債を売却する時の価格が、本社債権者が支払った発行価格または購入価格よりも下落（重大な損失になる可能性もある。）している場合がある。これらのリスクにより、投資家が本社債に投資した金額の一部について重大な損失を被る可能性がある。

本社債に係る取引市場が発展または継続しない可能性がある。

本社債は発行時に市場が確立されていない可能性があり、将来、本社債に係る活発な取引市場が発展または継続しない可能性がある。本社債の取引市場が発展した場合に、当該市場はあまり流動的ではない可能性があり、本社債は、実勢金利、類似する証券の市場、一般的な経済状況、発行会社の財務状況および法的または規制の変更に応じて、当初募集価格と比較して、割り引いて取引する場合がある。

そのため、投資家が本社債を容易にもしくは期待される利回りもしくは発展した流通市場を有する類似する投資に相当する利回りを投資家に提供する価格で売却、移転または処分することができないという重大なリスクがある。その結果、本社債権者に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債権者が本社債への投資の一部を失う可能性がある。

また、発行会社は、上記「償還の方法 - (6) 買入れおよび消却 (a)」の規定（規制当局の許可または承認を含む。）に従い、本社債を買入れることができるが、発行会社はこれを行う義務はない。発行会社による買入れは、本社債の流通市場の流動性、ひいては投資家が流通市場で本社債を売却する際の価格および条件に影響を与える可能性がある。

投資対象の法的適格性の考慮により、一定の投資家の投資は制限される可能性がある。

一定の投資家の投資活動は、投資適格対象法令、または特定の当局による調査もしくは規制の対象となる。投資を検討する者は、自身の法律の専門家と相談し、（ ）各自にとって本社債が法的に投資適格であるかおよびその程度、（ ）本社債を各種借入の担保に使用できるかおよびその程度、ならびに（ ）本社債の購入または担保設定に適用されるその他の制限があるかまたはその程度、について決定すべきである。金融機関は、自身の法律の専門家または適切な規制当局と相談し、適用あるリスクベースの資本規則および類似の規則に基づく本社債の適切な取扱いを決定すべきである。発行会社、共同主幹事会社、代理人またはそれらの関連会社は、本社債の投資を検討する者による本社債の取得の合法性（その設立準拠地または異なる場合は）それが事業を行う法域の法律に基づくものを問わない。）、またはかかる投資を検討する者による適用ある法律、規制または規制方針の遵守に関して、責任を有さず、または引き受けない。

本社債の信用格付の引下げまたは格付手法の変更は本社債の市場価格および流動性に影響を与える可能性がある。

1 社または複数の独立信用格付機関（S&P、ムーディーズまたはフィッチ等）が長期および短期債務について発行会社の信用格付を付与することがあり得る。長期および短期債務についての発行会社の信用格付は、本社債を含むその債務についての発行会社の支払能力の評価であり、ある程度、発行会社の信用力に関する投資家の一般的な評価により影響を受ける可能性がある。このため発行会社の信用格付の引下げの実施または見込みは、本社債の信用格付に重大な影響を与え、ひいては本社債の市場価格および流通市場における本

社債の流動性に重大な影響を与える可能性がある。その結果、投資家が本社債を容易に、または発行会社の信用格付が引下げられていなければ売却できたであろう価格で、売却することができないリスクが存在する。

また信用格付機関は、随時、長期および短期債務に関して発行会社に付与された信用格付を変更または取下げる可能性があり、または、本社債に類似した特徴を有する証券の格付手法を将来変更する可能性もある。こうした変更にはある発行会社の優先証券に付与されている格付と本社債に類似した特徴を有する証券に付与されている格付との関連性（しばしば「ノッチング（差異化）」と呼ばれる。）を含む場合がある。格付機関が将来かかる証券の格付慣行を変更し、かつ/または本社債の格付がその後引下げられ、変更され、停止され、または取下げされた場合には、本社債の取引価格に対してマイナスの影響を与える可能性があり、その結果、本社債権者が本社債に投資した金額の一部について損失を被る可能性がある。

為替リスク

日本円の価値はユーロ、米ドルおよびその他の主要な通貨に対して変動しており、日本および国際的な政治や経済情勢ならびにその他の要因の影響を受けている。投資家が日本円以外の通貨(以下「投資家通貨」という。)で投資運用益を評価する場合、日本円と投資家通貨との間の為替レートの著しい変動等、本社債への投資に伴う一定の為替リスクが生じる。投資家通貨に対する円安の影響により、本社債の実際の投資利回りが本社債の利回りを下回る可能性があるほか、本社債の利息収入および利益を投資家通貨に換算することによる為替差損が生じる可能性がある。その結果、投資家は期待した元本または利息の運用益を下回る、あるいは状況によっては大幅に下回る運用益を受け取る可能性がある。

本社債が劣後債務であり、一定の債務に劣後すること。

上記「本社債の地位」に詳述するように、発行会社の本社債に基づく債務は無担保であり、かつ、劣後性があり、発行会社のその他劣後債務および非劣後債務の支払いとの優先順位においては劣後する。

本社債の順位は、これらがクレディ・アグリコル・グループ・エス・エー・グループおよび/またはクレディ・アグリコル・グループのTier2資本から全額または一部が除外される場合に、上昇する一方で、適用ある規制の変更がなければ、かかる事由が発生する可能性は低い。さらに、本社債がクレディ・アグリコル・エス・エー・グループおよび/またはクレディ・アグリコル・グループのTier2資本から全額または一部が除外される可能性が高い場合には、資本事由が発生し、これにより、上記「償還の方法 - (3) 資本事由が発生した場合の償還」に従って、発行会社には、本社債を償還する権利が与えられる。本社債が償還される場合には、本社債権者は、より上位の順位の実益を実現しない。

本社債の全額または一部がTier2資本として適格である限り、発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由 (*liquidation amiable*) により清算された場合には、本社債権者の支払いを受ける権利は、現在および将来における非劣後債権者（預金者を含む。）、ならびに本社債権者に優先する請求権を所持するその他の現在および将来における債権者に対する全額の支払いに劣後し、その結果、本社債の不払いのリスクは増大する。発行会社の当該裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) において、また、非劣後債権者および本社債権者に優先するその他の債権者に関する支払いが完了しない場合には、本社債に関する発行会社の債務は消滅し、本社債権者は、本社債に投資した金額について損失を被る可能性がある。

また、以下の場合に、本社債は元本削減またはエクイティ証券もしくは他の金融商品への転換が行われ得る。(i) 本社債がTier2資本の全額または一部を構成する場合、関連破綻処理当局のペイルイン権限に従って、単独で、および/または破綻処理手続が開始される前に、ならびにかかる破綻処理手続が開始された後；および/または(ii) 本社債がTier2資本から完全に除外される場合、関連破綻処理当局のペイルイン権

限に従って破綻処理手続が開始された後、本社債（本社債がTier2資本から完全に除外される場合を含む。）は発行会社の債務（上位債券等）に劣後するため、破綻処理手続に関して、本社債は発行会社の非劣後債務の元本削減または転換が行われるのに先立って、全額について元本削減または転換される。これについては、上記「本社債は、銀行の再建および破綻処理または特別な国家的金融支援に関する欧州およびフランスの法律に基づき、強制的な元本削減または株式への転換の対象となる可能性がある。」のサブセクションを参照のこと。

本社債権者は、上位債務（上位債券を含む。）の保有者と比べて重大な追加リスクを負う。その結果、本社債の投資家には、発行会社が破綻処理または清算手続を開始した場合に本社債の全部または大部分を失うという重大なリスクが存在する。

本社債に関する投資家に係る情報の開示

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社であるクレディ・アグリコル証券会社 東京支店、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社およびS M B C日興証券株式会社に対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出が無い限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社に開示、提供および共有される予定である。なお、発行会社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使用しない。

第2 [売出要項]

該当事項なし

第3 [第三者割当の場合の特記事項]

該当事項なし

第4 [その他の記載事項]

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、社債の名称、ならびに共同主幹事会社の名称が記載される。なお、社債の名称は、以下のものを使用する予定である。

「クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）
クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）」

下記の文言が発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「下記<クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）>、<クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグ

リコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）>および<クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）>の各見出しの下に定義された用語は、当該見出しに記載される社債に係る用語を指します。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第27回円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第28回円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第29回円貨社債（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対してもしくはその計算においてもしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第18回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）、クレディ・アグリコル・エス・エー第19回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第20回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対してもしくはその計算においてもしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債の元金および利息は、本社債相互間およびその他の非上位優先債務の間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成します。また、

- (a) 発行会社のその他劣後債務、資本劣後債務、現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付（*prêts participatifs*）、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）ならびに超劣後債務に優先し、
- (b) 上位優先債務ならびに法的な優先権の適用を受けるすべての現在および将来における請求権に劣後します。

発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたは非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、その他劣後債務、資本劣後債務、超劣後債務ならびにそれ以外の非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先します。

発行会社の当該裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) において、また、本社債に優先する順位であるかまたは優先する順位とされている発行会社の債務に対する支払いが不完全な場合、本社債に係る発行会社の債務は法律の適用により消滅します。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負います。

<クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2025）>

本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づく登録がなされておらず、今後も登録されることはなく、証券法上登録義務を免除されている一定の取引を除いて、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対してもしくはその計算においてももしくはその利益のために募集または売付けを行うことはできません。本段落で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債の元金および利息は、本社債相互間で優先されることなく同順位の発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成します。また、

- (a) 本社債の全額または一部がTier2資本を構成する限り、
 - (i) すべての他の資本劣後債務と同順位であり、
 - (ii) 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付 (*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) ならびに超劣後債務に優先し、
 - (iii) i. 非劣後債務
 - ii. その他劣後債務
 - に劣後し、
- (b) 本社債の全額がTier2資本から除外された場合、
 - (i) 本社債が以下の段落(ii)および(iii)に従い優先または劣後するその他劣後債務を除いたその他のすべてのその他劣後債務と同順位であり、

- (ii) i. 資本劣後債務
 - ii. 本社債に劣後する順位であるか劣後する順位とされているその他劣後債務
 - iii. 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型貸付 (*prêts participatifs*)、現在および将来において発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) ならびに超劣後債務に優先し、
- (iii) i. 非劣後債務
 - ii. 本社債に優先する順位とされているその他劣後債務に劣後します。

発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由 (*liquidation amiable*) により清算された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、上記に詳述するそれぞれについて、当該本社債に劣後する順位であるかもしくは劣後する順位とされている債務の保有者よりも前に本社債に基づく支払いを受ける権利を有しますが、当該本社債に優先する順位であるかもしくは優先する順位とされている債務の保有者よりも後に本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

発行会社の当該裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) において、また、当該本社債に優先する順位であるかまたは優先する順位とされている発行会社の債務に対する支払いが不完全な場合、当該本社債に係る発行会社の債務は法律の適用により消滅します。

破産手続または任意清算が発行会社に適用される場合、本社債権者は、発行会社に対して有することのある権利の保護に必要なすべての措置を講ずる責任を負います。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
2024年5月28日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
2024年9月27日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年1月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2024年6月17日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2024年6月28日に関東財務局長に提出
訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2024年9月2日に関東財務局長に提出
訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年1月8日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2025年1月8日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その後の訂正を含む。）および半期報告書（その後の訂正を含む。）（以下「有価証券報告書等」と総称する。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2025年1月10日）までの間において生じた重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本発行登録追補書類提出日（2025年1月10日）においてもその判断に変更はなく、本発行登録追補書類に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、新たに記載する将来に関する事項もない。

なお、当該有価証券報告書等および「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成および将来の業績を保証するものではない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。